

新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）（案）について

新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）（案）（以下「10 か年計画（第 3 次）（案）」という。）について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 内容

別冊のとおり

（参考資料）

別紙 1－1 新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）（改定素案）（以下「10 か年計画（第 3 次）（改定素案）」という。）からの主な変更点（本文等）

別紙 1－2 10 か年計画（第 3 次）（改定素案）からの主な変更点（ステップ）

2 パブリック・コメント手続

10 か年計画（第 3 次）（案）に対するパブリック・コメント手続を、3 月 20 日（日）から 4 月 11 日（月）まで実施する。区民への周知については、なかの区報 3 月 20 日号及び中野区ホームページへの掲載のほか、区民活動センター、図書館等で資料を公表する。

3 10 か年計画（第 3 次）（改定素案）に係る区民意見聴取の実施状況

（1）意見交換会

ア 日時、会場及び参加者数

日時	会場	参加者数
平成 28 年 2 月 21 日（日） 14 時～	鷺宮区民活動センター	32 人
平成 28 年 2 月 23 日（火） 19 時～	南中野区民活動センター	28 人
平成 28 年 2 月 27 日（土） 14 時～	中野区役所	57 人
計		117 人

イ 意見・質疑の概要

別紙 2 のとおり。

（2）電話、メール等による意見等の受付状況

件数 260 件（内訳：窓口 30 電子メール 226 ファクシミリ 4）

（「中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続」として提出された意見（電子メール 20 件）を含むものとする。）

(3) 関係団体等との意見交換の実施状況

実施回数 46回

延べ参加者数 881人

対象 中野区町会連合会、中野区商店街連合会、東京商工会議所中野支部、
中野区民生委員児童委員協議会、PTA連合会、青少年育成地区委員会、
次世代育成委員、区立幼稚園保護者、図書館利用者ほか

4 今後の予定

3月20日～4月11日 パブリック・コメント手続の実施

4月下旬 10か年計画決定

新しい中野をつくる10か年計画(第3次) (改定素案)からの主な変更点(本文等)

NO	頁	案	改定素案
第3章 V-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし			
1	180	ア 地域包括ケア体制の構築 (3) おもな取り組み ③ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症サポーターを増やし、認知症高齢者を理解し近隣で見守るための地域づくりを推進するとともに、介護者への支援を強化します。 早期受診や予防を啓発するとともに、地域の相談窓口等における認知症対応能力を向上させます。 訪問等により早期に兆候のある高齢者を把握し、専門機関や専門医等と連携を図りながら、適切な医療や支援につなげます。	ア 地域包括ケア体制の構築 (3) おもな取り組み ③ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症サポーターを増やし、認知症高齢者を理解し近隣で見守るための地域づくりを推進します。 早期受診や予防を啓発するとともに、地域の相談窓口等における認知症対応能力を向上させます。 訪問等により早期に兆候のある高齢者を把握し、専門機関や専門医等と連携を図りながら、適切な支援につなげます。また、<u>認知症初期集中支援チームを設置するなど、困難事例への対応を強化していきます。</u>
2	181	ア 地域包括ケア体制の構築 (3) おもな取り組み ④ 権利擁護、虐待防止の推進 高齢者や障害者等の安心した在宅生活の継続のため、保健福祉サービス利用の相談を進め、成年後見センターを中心とした成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図り、財産管理等に困難または不安のある高齢者等に対しては、金銭管理等の支援を行います。 <u>また、制度の隙間となっているひとり暮らしの人などの緊急入院時や死後の対応などを整備していきます。</u> 高齢者や障害者等への虐待防止については、関係機関と連携した、適切な対応を実施します。権利擁護についての理解促進と虐待防止の意識づくりのため、啓発事業を実施します。専門的な介護相談やレスパイトなど家族への支援の充実もあわせて進めていきます。	ア 地域包括ケア体制の構築 (3) おもな取り組み ④ 権利擁護、虐待防止の推進 高齢者や障害者等の安心した在宅生活の継続のため、保健福祉サービス利用の相談を進め、成年後見センターを中心とした成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図り、財産管理等に困難または不安のある高齢者等に対しては、金銭管理等の支援を行います。 また、高齢者や障害者等への虐待防止については、関係機関と連携した、適切な対応を実施します。権利擁護についての理解促進と虐待防止の意識づくりのため、啓発事業を実施します。専門的な介護相談やレスパイトなど家族への支援の充実も合わせて進めていきます。
参考資料2 施設整備の方向性			
3	289	【都市整備関連施設 地域まちづくり】 法務省矯正研修所東京支所の跡(新井3-37)に移転後の平和の森小学校跡地、第四中学校及び新山小学校再編後の跡地については、<u>民間等の活力を活用しながら周辺の住環境に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防災まちづくり等への活用を図る</u>	【都市整備関連施設 地域まちづくり】 法務省矯正研修所東京支所の跡(新井3-37)に移転後の平和の森小学校跡地、第四中学校再編後の跡地を<u>活用し民間施設を誘導しながら都市基盤整備を行う。新山小学校再編後の跡地を活用し公園整備、防災街区整備を進める</u>
4	289	【子ども関連施設 認定こども園】 民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園へ転換(<u>近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行</u>)。あわせて新設園を誘致	【子ども関連施設 認定こども園】 民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園へ転換。あわせて新設園を誘致

新しい中野をつくる 10 か年計画(第3次) (改定素案) からの主な変更点 (ステップ)

第3章 10年後の中野の姿とめざす方向

戦略Ⅱ-1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

No.	頁	区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
1	88	案	○南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進 ○その他の木密地域の防災まちづくりの検討(野方、上高田、本町他)	○その他の木密地域の防災まちづくりの検討・推進(野方、上高田、本町他)		○南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区等の防災まちづくりの推進(新山小跡、平和の森小跡活用)
		改定素案	○南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進 ○その他の木密地域の防災まちづくりの検討(野方、上高田、本町他)	○その他の木密地域の防災まちづくりの検討・推進(野方、上高田、本町他)		○平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進(平和の森小跡活用) ○公園整備、防災街区整備の推進(新山小跡活用)

戦略Ⅴ-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

No.	頁	区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
2	182	案	○地域の包括ケア体制の構築(相談ネットワークの構築、在宅療養体制の構築、情報共有の仕組みの整備等) ○(仮称)地域包括ケアシステム推進プランの策定 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症サポーターキャラバンメイトの拡大と活動支援 ○認知症予防事業の強化	○地域の包括ケア体制の推進 ○認知症の人や家族を対象とした集いの場の充実 ○若年性認知症に係る相談支援、活動支援の充実	○障害者、子どもを含めたすべての人に対する身近な相談支援体制の拡充	
		改定素案	○地域の包括ケア体制の構築(相談ネットワークの構築、在宅療養体制の構築、情報共有の仕組みの整備等)	○地域の包括ケア体制の推進	○地域の包括ケア体制の充実	

**「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）（改定素案）」に係る
意見交換会における意見・質疑の概要**

1 全般的な事項に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	行政計画は区民あつての計画である。民間に預けるのが不安という区民の声にきちんと耳を傾けるべきである。そのうえでどうすべきなのか検討をしていくべきである。もっと区民を大事にして、より良い中野をつくってほしい。	区民の意見をお聞きして、検討を進めていく。
2	今後の予定を見ると、2 月 29 日までに意見を募集して、3 月には基本構想決定とある。時間が短すぎるのではないか。	基本構想はめざすべきまちの姿を描いたものであり、こちらは 3 月決定予定である。 今回説明した 10 か年計画については、改定素案についてのご意見を踏まえて、3 月に案を策定し、パブリック・コメント手続を経て、4 月に決定する予定である。
3	意見交換会 3 回では、十分な議論はできない。また、改定素案については、現状分析等で数値的な裏付けが記載されておらず、可否の判断が難しい。	10 月に策定した素案に関して 8 回の意見交換会や地域団体等への説明を行っている。それらを踏まえて改定素案を策定し、今回の意見交換会を実施している。素案からの主な変更点については、本日の資料のとおりであり、特に新たに盛り込まれた施設関係については、各担当において関係団体等への説明を行っている。また、詳細な数値については、10 か年計画を踏まえ、個別計画の中で示している。

2 「戦略Ⅰ まち活性化戦略」に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	中野駅からの周遊性を高める取組は必要だと思う。	歩いて楽しめるストーリー性のある回遊ルートなどを充実させていく。

3 「戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略」に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	平和の森公園への中野体育館整備の際に公園の閉鎖はあるのか。平和の森公園は多くの人々が活用しており、なるべく閉鎖しないでほしい。また、平和の森公園の再整備について、改定素案に陸上競技場という表現がないが、計画はなくなったのか。	平和の森公園については整備構想案を策定したところであり、今後、説明会を行う予定である。 草地広場内に陸上競技もできる形で園路整備を行う計画である。整備にあたってはできる限り閉鎖せずに進めていきたい。
2	平和の森公園に体育館・トラックを整備するとの事だが、中野区は公園面積も少なく、草地広場は、区で唯一のものである。そこに陸上トラックをつくることで、今までの利用者がはじき出される感じがする。	スポーツ振興も踏まえ、様々な利用者が共存できるように考えたい。なお、草地広場内には、トラックではなく、陸上競技もできる形で園路整備を行う計画である。
3	道路の整備について課題を感じている。段差解消にかかる具体策が記載されていなかったり、狭あい道路整備の成果指標が10年たっても37%程度とある。道路が狭いうえに、セットバックしたところに花壇や石を置いたりする人もいる。災害に強いまちづくりについて、狭あい道路の拡幅からきちんと進めてほしい。	段差解消についてはバリアフリー基本構想に基づき計画的に進めていく。狭あい道路の成果指標についてはこれで十分と考えているわけではないが、建替えにあわせた整備という状況であり、こうした数値とした。災害に強いまちをめざし、狭あい道路の拡幅整備をしっかりと進めていく。

4 「戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略」に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	U18 プラザの廃止について、中高生の居場所、活動場所はどうするのか。乳幼児親子の子育てひろばはどうするのか。地域の活動の支援はどこが担うのか。	U18 プラザは、子どもの年代に応じた多様な活動機会の提供や支援を考えていたが、思うように進んではない。単なる居場所ではなく、活動内容によって展開を考えていく。子育てひろばのニーズは今後も増えていくだろうと考えている。公共施設、商店街内の施設、保育園内等の身近な場所で検討していきたい。地域全体での子育て支援は、すこやか福祉センターを中心としたネットワークを強化して対応していきたい。
2	U18 プラザの跡地はどのように活用される予定なのか。	跡地の活用については今後検討していく。

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
3	区立幼稚園は地域と連携しとても良い教育を行っている。都内で区立幼稚園は減っているが、中野区としては逆に区立を推し進め、他区に向けて発信していったらどうか。私立では園の考え方が前面に出てくるが、区立は行政、地域がつくっていくといったアピールをしてほしい。	すべての教育・保育施設については、地域と連携し、地域との良好な関係の下、運営されていると認識している。認定こども園であっても、その点は大切にされていくものと考えている。
4	区立幼稚園の民間認定こども園への転換は慎重に検討してほしい。国においても幼児教育の重要性がうたわれており、アクティブラーニング、インクルーシブ教育の必要性が示されている。区立幼稚園の廃止により、そうしたことを自治体レベルで実践できる場がなくなるのは問題である。	区はこれまで、公立・私立の連携、また、保幼小連携等により、幼児教育の質の向上に努めてきた。今後も、区として幼児教育の質の確保を進めていくことには変わりはない。
5	子どもの貧困が課題となっている。区立園を選択する理由として経済的な面をあげる保護者もいる。認定こども園の保育料について補助制度はあるが、制服代や給食代など実際の負担は増えることが想定される。そうしたことに對する区の配慮、環境整備が必要である。	保育料については、認定こども園の幼稚園部分を利用する場合は、区立幼稚園と同額の応能負担となる。また、保育料や実費負担以外の負担に関しては、園独自の運営について保育園を利用している方とのバランスを図る観点から、入園時に区が一定の補助を行っている。
6	区立幼稚園のこれまでの取組は引き継がれるのか。民間の運営になると、区外からの入園で区民が受け入れられなくなることもあるのではないのか。	認定こども園に転換しても、区立幼稚園と同様に幼稚園教育要領等に則って行っていくこととなる。また、区民の優先利用については、事業者に求めていく。
7	要支援の子や、私立園では受け入れてもらえない子の対応はできるのか。こども園への転換は、それらの受入れ体制ができ、定着してからできないのか。区立の認定こども園として残せないのか。	要支援の子どもへの対応については、私立幼稚園への補助金制度の活用や事業者への受け入れの条件づけなどで対応を進めたい。また、南部にも専門の通所支援施設が整備されることから、一人ひとりの子どもにとって必要な療育・教育を行っていく。 なお、認定こども園の運営は、私立におけるノウハウを活用したい。

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
8	認定こども園の転換前に園児の募集を停止すると、園児の数が減り、最後の年は年長クラスのみになってしまうので、異なる年齢との交流ができなくなる。	園児の減少については、近隣の教育・保育施設との交流等、幼稚園教育の中で対応していく。
9	区立幼稚園の認定こども園への転換については今年に入って突然聞いて驚いた。改定素案はどういった経緯で策定されたのか、区民は皆承知しているのか。もっと時間をとって区民と一緒に計画を策定していくべきである。	認定こども園の整備という記述については10月に策定した素案の段階で入れており、改定素案で具体的な展開について追記したところである。 区民周知については、素案については区報特集号、HP、区民活動センター等で周知したところである。改定素案については、紙面の関係もあり、区報で内容を扱うことはしなかったが、その他の手法については同様である。意見交換会等での意見を踏まえて検討していきたい。
10	今回、区立幼稚園の廃止、認定こども園への転換等が位置付けられたが、教育委員会においてきちんと議論されたのか。区民に不利益になることは、きちんとした議論が必要であり、そうしたことを経なければ実行すべきではない。	改定素案については、教育委員会でも議論された。所管では保護者等関係団体への説明も行っている。こうした議論や意見交換会等での意見を踏まえて案として取りまとめ、4月には計画を策定したいと考えている。
11	私立園の配慮の必要な子どもへの補助実績は。区立幼稚園の認定こども園化に伴い、これまでの保幼小連携はどうなるのか。再度説明会を開催すべき。来年度入園に際し補欠で順番待ちの人にはどう説明するのか。	補助実績は、現在のところ、5園17名分である。保幼小連携は、就学前教育連携が中心となり、区内の教育保育施設、小学校と共に進めていく。保護者に対する説明会は、計画の進捗によって、今後、適宜説明を行っていくこととなる。入園を希望している方については、ホームページ等で示された計画をご覧いただきたい。
12	第十中学校跡に子ども家庭支援センターを整備とあるが、どのようなものが整備されるのか。渋谷区にある様な乳幼児の発達段階ごとに対応できるような配慮があると良い。	教育センターとあわせて設置し、複合的な効果を高めていきたいと考えている。整備の内容は今後検討していく。
13	学力の問題について、行政計画の中に成果指標として示されるのはいかがなものか。教育委員会は承知しているのか。学力に関しては、きめ細かく、慎重に対応すべきである。数値を掲げることで現場の対応にゆがみが出るのが心配である。	成果指標については、教育委員会とも調整の上設定したものである。

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
14	学校再編にかかる統合新校について、全校改築により整備する計画になったと聞いている。新築になると大規模改修と比較して完成までに時間がかかり、仮校舎での生活が長引くこととなる。子どもたちへの影響をどう考えているのか。	子どもの数の増加や施設の状態等から、新しく建替えることとした。子どもたちへの負担とならないよう配慮しながら進めていく。
15	平和の森小学校の移転がステップ4に新たに出てきたが、見通しは立ったのか。	国の動きが不透明なところもあるが、区としては、改定素案に示したステップ4には移転を進めたい考えである。国と連絡を密にとりながら進めていく。
16	中野区の出生率が低下していない現状、将来推計においても子どもの減少を回避しようとしている中、学校再編の必要があるのか。	人口については微増であり、学校再編を計画通り進める必要があると考えている。
17	学校図書館は小学生向け、地域図書館は一般向けであり、サービスも蔵書・資料も違うことを考えると、地域開放型学校図書館を積極的に推進しなくても良いのではないか。また、本町図書館などは、設立経緯も含め、地域コミュニティに根付いた存在でもあるし、移転により遠くなるなどの問題もある。	第十中学校には、統合新校との複合施設として設置する。地域コミュニティとの関係は重要であり、今後も配慮していきたい。
18	地域開放型学校図書館については、全国的に例が少なく、法整備もされていないと聞いたが、なぜ推進するのか。	先行例については、練馬区は以前から実施しており、他には、千代田区、品川区等の例がある。
19	図書館について教育委員会での議論が、どのように改定素案にいかされたのか。特に施設に関しては、教育委員会の議論なしに記載はできないのではないか。	教育委員会では、昨年4月に「区立図書館の今後の取組（考え方）」をまとめた。その中で区立図書館の見直しの考え方についても協議しており、この考え方は、今回の改定素案に反映されている。
20	練馬区の小学校にある地域開放型学校図書館では、授業のある日は利用できないので、土日しか使えない。夏休みも補習事業等との関係で、一部しか利用できない等、課題が多い。	学校のセキュリティ等を踏まえ、アクセスの確保、人的な対応等を検討していく。
21	美術館について記載がない。必要だと考える。	ご意見として伺う。

5 「戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略」に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	薬物依存症への対策を考えて欲しい。また、自殺予防について、もう少し記載されてもいいのでは。	危険ドラッグの撲滅については、正しい知識を啓発活動を通じて普及させていきたい。自殺予防については、ゲートキーパー研修等で相談体制の充実を進めてきている。

6 「戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略」に関するもの

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
1	LGBT にかかる配慮について、住宅施策、薬物乱用・危険ドラッグ撲滅の取組、学校での人権教育、自殺予防対策、ユニバーサルデザインのまちづくり等に反映してほしい。また、高齢者の孤立化と同様、LGBT の人の孤立化や介護サービススタッフへの理解促進も課題だと思う。	今後、誰もが暮らしやすい中野のまちづくりをめざした条例等をつくり、行政、区民ともに、ハード・ソフトにわたってユニバーサルのまちづくりを進めていくことを考えている。そうした中で、10か年計画におけるLGBTにかかる対応についても個別の施策に位置付けるという事でなく、広く様々な施策に浸透するように考えを整理していきたい。
2	区は基金を 600 億円持っているのに、なぜ、福祉に使わないのか。もともとは区民のお金である。	基金として 600 億円程度を保有することは事実である。そのうち、400 億円程度は、学校施設整備やまちづくり等の目的で使用するためのものである。残りの 200 億円程度は今後の税收減等による区民サービスへの影響を考慮して積み立てているものである。長期スパンで考えると安定的な行財政運営のために持っていなくてはいけないものであると考えている。
3	未利用施設の売却について、商工会館等集会室機能を有するものがある。中野区は区民一人あたりの集会室面積が、23 区でも少ないほうである。区民が活動できる場が減ることをどう考えるのか。	建物の老朽化やメンテナンスコスト、他での代替性等を考慮して、売却の方向としている。集会室機能については、区民活動センターの建替え等も含め考え方の整理が必要だと考えている。

No.	区民からの意見・質疑	区の見解・回答
4	まちづくりに比べて、子育て施策には予算も十分に取られていないのではないかと。	まちづくりは国などの補助金で賄っている部分が多い。子ども関係の予算は毎年伸びており、一般会計予算の20%程度を占めている。
5	未利用地の売却について、商工会館の代替はどう考えているのか。	施設利用者への対応については、しっかりと考えていきたい。

新しい中野をつくる 10か年計画(第3次) (案)

**平成 28 年度(2016 年度)
～平成 37 年度(2025 年度)**

平成28年(2016年)3月

中野区

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画改定の趣旨	2
2	将来を見据え対応すべき社会状況等	2
3	計画の性格	4
4	計画の構成	5
5	計画と区政経営	6
6	計画と財政運営	7
7	計画期間と内容の改定	8
第2章	未来への扉をひらく8つの戦略	9
戦略Ⅰ	まち活性化戦略（キラリ輝くなかの） ～産業と人々の活力がみなぎるまち～	10
展開1	世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点	11
展開2	魅力にあふれ、来街者の絶えないまち	12
展開3	暮らしと交流の中心となる商店街	13
展開4	多様な経済活動で 多くの就労の機会が生み出されているまち	14
戦略Ⅱ	安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの） ～快適・安全な魅力ある都市～	15
展開1	安全で利便性の高い、住み続けられるまち	16
展開2	景観やみどりに配慮された魅力あるまち	18
展開3	計画的に整備・管理される都市基盤施設	19
展開4	災害への備えや防犯の取組が進んだまち	20
戦略Ⅲ	環境共生都市戦略（サステイナブルなかの） ～環境負荷の少ない、持続可能なまち～	21
展開1	環境負荷の少ない低炭素社会	22
展開2	良好な生活環境が守られているまち	24
戦略Ⅳ	生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの） ～誰もが成長し続けるまち～	25
展開1	安心して産み育てられるまち	27
展開2	自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	29
展開3	学びと文化を創造・発信するまち	31
戦略Ⅴ	地域見守り・支えあい戦略（手をつなぐなかの） ～支えあう地域のきずな～	32
展開1	見守り・支えあいが広がるまち	33
展開2	様々な活動の連携によって守られる暮らし	34

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの） ～自らつくる健康で安心した暮らし～	36
展開 1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち	37
展開 2 健康的な暮らしを実現するまち	38
展開 3 誰もが障壁なく自己実現できるまち	40
展開 4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち	42
戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略（便利・安心なかの） ～区民の暮らしを守る行政サービスの基盤～	43
展開 1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち	44
展開 2 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち	45
戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略（ともに築くなかの） ～区民とともに築く持続可能な区政～	46
展開 1 区民意思と合意に基づく政策決定	47
展開 2 人権を守り、多様な人が参画するまち	48
展開 3 将来を見据えた行財政運営	49
展開 4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流	51
第 3 章 10年後の中野の姿とめざす方向	53
戦略Ⅰ まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）	
I-1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点	54
ア グローバルな経済活動、商業振興、 文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくり	56
イ 西武新宿線沿線・交流拠点のまちづくり	60
I-2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち	63
ア 都市観光の魅力発掘・発信	65
イ 都市観光の受入環境・基盤の充実	68
I-3 暮らしと交流の中心となる商店街	70
ア コミュニティの核となる商店街の振興	72
I-4 多様な経済活動で 多くの就労の機会が生み出されているまち	75
ア グローバルなビジネスや活動の形成	77
イ 重点産業の振興と地域産業の活性化	80
ウ 就労の機会の拡充	82
戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの）	
Ⅱ-1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち	84
ア 災害時の安全の確保と土地の高度利用を進めるまちづくり	86
イ 利用しやすい交通環境の推進	90
ウ ライフステージやスタイルに応じた多様な住宅の誘導	92

Ⅱ-2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち	95
ア 魅力ある景観の形成	97
イ みどりのネットワークの構築	99
Ⅱ-3 計画的に整備・管理される都市基盤施設	102
ア 道路・橋梁の安全性・快適性向上	104
イ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤の整備	108
Ⅱ-4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち	110
ア 災害時における対応力の向上	112
イ 地域の生活安全の向上	116
戦略Ⅲ 環境共生都市戦略（サステイナブルなかの）	
Ⅲ-1 環境負荷の少ない低炭素社会	119
ア 地球環境にやさしいライフスタイルと気候変動への適応等の推進	121
イ ごみの発生抑制と資源化の推進	124
ウ 身近な緑化の推進	127
Ⅲ-2 良好な生活環境が守られているまち	129
ア 衛生環境の整った地域づくり	131
イ 地域での人と愛護動物の共生促進	133
ウ 良好な生活環境整備の維持向上	135
戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの）	
Ⅳ-1 安心して産み育てられるまち	137
ア 子どもの育ちを支える地域づくり	139
イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備	142
ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化	145
エ 子育てサービス・幼児教育の充実	148
Ⅳ-2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	151
ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・ 社会性等の習得を目指した教育の展開	153
イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く 様々な人々の連携による教育の充実	156
ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実	158
エ 子どもの体力向上	160
Ⅳ-3 学びと文化を創造・発信するまち	163
ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援	165
イ 魅力ある図書館運営の推進	167

戦略Ⅴ 地域見守り・支えあい戦略（手をつなぐなかの）

V-1 見守り・支えあいが広がるまち	169
ア 地域課題を自ら解決する活動の推進	171
イ 見守り・支えあい活動の拡充	174
V-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし	177
ア 地域包括ケア体制の構築	179
イ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスの提供	183

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

VI-1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち	188
ア 地域における日常的な運動・スポーツ活動の活性化	189
イ スポーツ指導者の養成・競技力向上の推進	193
VI-2 健康的な暮らしを実現するまち	196
ア 心身の健康づくりの推進	198
イ 健康につながるまちづくりの推進	202
ウ 生活習慣病等の予防対策と支援の充実	204
エ 身近な地域の医療体制の充実	206
オ 健康不安のない暮らしの維持	208
VI-3 誰もが障壁なく自己実現できるまち	210
ア 相談支援体制の充実	212
イ 地域生活の支援の促進	215
ウ 障害者の社会参加の推進	217
VI-4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち	220
ア 生活困窮状態からの回復と自立支援の促進	221
イ 生活の安定の保障	223

戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略（便利・安心なかの）

VII-1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち	225
ア 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度の構築と運営	227
イ 安心して必要な介護サービスが受けられる 持続可能な介護保険制度の運営	230
VII-2 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち	233
ア 住民情報の適正管理・提供	235
イ 税収確保の推進	237
ウ 情報通信技術（ICT）と 対面による対応の連携による新たな区民サービスの推進	239

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略（ともに築くなかの）

Ⅷ-1 区民意思と合意に基づく政策決定	241
ア 質の高い情報の提供と活用の促進	242
Ⅷ-2 人権を守り、多様な人が参画するまち	245
ア 人権意識の向上と多様な人の参画の推進	247
イ 平和への貢献と国際理解の醸成	250
Ⅷ-3 将来を見据えた行財政運営	253
ア 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成	255
イ 確かな行財政運営	257
ウ 新しい時代にふさわしい新区役所整備	259
エ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営	261
オ 危機管理の強化	263
Ⅷ-4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流	265
ア 連携都市との相互発展に向けた交流	266

第4章 持続可能な行財政運営のために

1 行財政運営の基本方針	270
2 財政見通し（一般財源の推移（想定））	272
3 10年間の財政フレーム	273
4 起債・基金を活用する主な事業	277

参考資料

1 人口動向分析・人口推計	282
2 施設整備の方向性	289
3 用語の意味	293

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

区は、平成 17 年（2005 年）3 月に、新たな基本構想を制定しました。

この基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、中野のまちの将来像を示した上で、10 年後に実現するまちの姿を明らかにしています。

また、この基本構想は、人々が力をあわせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であると同時に、区が区民の信託に基づき行政を進める上で、最も基本的な指針となるものです。

この基本構想の掲げる理念と「10 年後に実現するまちの姿」を実現するための基本計画として、平成 18 年（2006 年）1 月に、「新しい中野をつくる 10 か年計画」を策定し、取組を進めてきました。

その後、区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成 22 年（2010 年）2 月に基本構想を一部改定し、基本計画も「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 2 次）」として改定をしました。

新たな基本構想を制定してから 10 年が経ちました。少子高齢化・人口減少社会の到来、グローバル化の進展、情報通信技術の進展、いつ起きてもおかしくない首都直下型地震、地球温暖化の進行など、時代が大きく変わる中でも、中野のまちに魅力を感じ、安心して住み続けられるように、活力ある持続可能な地域を作り出すことが大切です。

この度、この間の社会経済状況の変化や、国、都及び関連する民間サービス等の動向、区の様々な施策の進捗状況を踏まえるとともに、これから先の長期的な社会動向等を見据えて、基本構想を改定しました。

これを受け、「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）」（以下「10 か年計画」といいます。）として基本計画を改定しました。基本構想で描く将来像、「10 年後に実現するまちの姿」の実現に向けて、新たな 10 年間の取組を進めてまいります。

2 将来を見据え対応すべき社会状況等

（1）少子高齢化・人口減少社会への対応

全国的に人口減少社会に突入しています。一方、区の人口は、ここ数年、増加傾向にありますが、将来的には全国的な人口減少の影響を受ける見込みです。

少子化・人口減少が進む中、特に生産年齢人口*の減少は、地域活動の担い手を減少させ、地域を支える人材の不足を生むとともに、労働力人口*の減少に伴

う地域経済の縮小、そして、税収の減少にも繋がります。

また、急速に進む高齢化は、医療・介護、生活援護等の社会保障費の増加に結び付き、人口減少と相まって区民一人あたりの負担も増加させる要因となります。

将来における全国的な人口減少の影響を抑制するとともに、高齢化や人口減少の局面においても、地域社会・地域経済の縮小を回避し、持続可能で豊かな地域社会を形成するために、取り組んでいかなければなりません。

（２）グローバル化の進展への対応

情報化の進展や交通機関の発達などにより、社会、経済、文化など様々な分野で、国境を越えた、人、物、情報、資金などの移動や交流が進んでいます。

また、区内に在住する外国人や、区を訪れる外国人が増加しており、多種多様な価値観、考え方を受け入れ、地域社会の中で共生していくという視点が必要になっています。

海外を含めた幅広い地域の様々な人々との交流を行い、広い視野や新たな発想により、グローバル社会に向けた機能づくりを進めていかなければなりません。

（３）情報通信技術（ICT）の進展への対応

今後、情報通信技術（ICT）は益々の進展が見込まれ、かつ様々な分野での ICT 活用が進んでいくと想定されます。

いつでも、どこでも、区と区民、区と地域がやり取りできる仕組みの拡充や、行政手続の一層の簡素化、訪問型などのより身近なより個別的な手厚いサービスの展開など、ICT を活用した質の高い行政サービスの提供に向けた取組を進めていかなければなりません。

情報セキュリティ対策を徹底し、ICT の効果的、効率的な活用を進め、地域の新たな付加価値の創造に繋げていく必要があります。

（４）首都直下地震等災害への備え

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらし、現在も復興に向けた活動が進められています。国は、今後 30 年以内に、南関東地域でマグニチュード 7 クラスの地震が発生する確率は 70%と推測しており、地震に備えた安全・安心なまちづくりや復旧・復興への対応の基盤整備が急務となっています。

また、近年は短時間の集中豪雨など、水災害への対応も重要になっており、総合的な治水対策を進める必要があります。

快適で暮らしやすい、安全・安心なまちづくりを進め、災害への備えを充実させていかなければなりません。

（５）地球温暖化への対応

温室効果ガスの増加による、地球温暖化に伴う気候変動は、最も深刻な環境問題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*の第５次評価報告書によると、このまま追加的な温室効果ガス抑制に取り組まないと、2100年には、世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べて3.7～4.8℃上昇するとされています。これを、2℃未満に抑制するには、温室効果ガス排出量を、2100年には、2010年と比べてゼロ又はマイナスにする必要があるとされています。

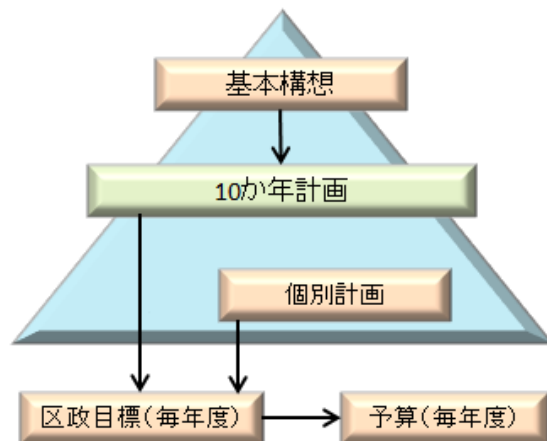
また、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、水害対策、熱中症対策やデング熱対策等「適応」を進めることが求められています。

環境負荷の少ない、地球にやさしい、低炭素なまちをめざして、区民、事業者、区それぞれが役割を果たさなければなりません。

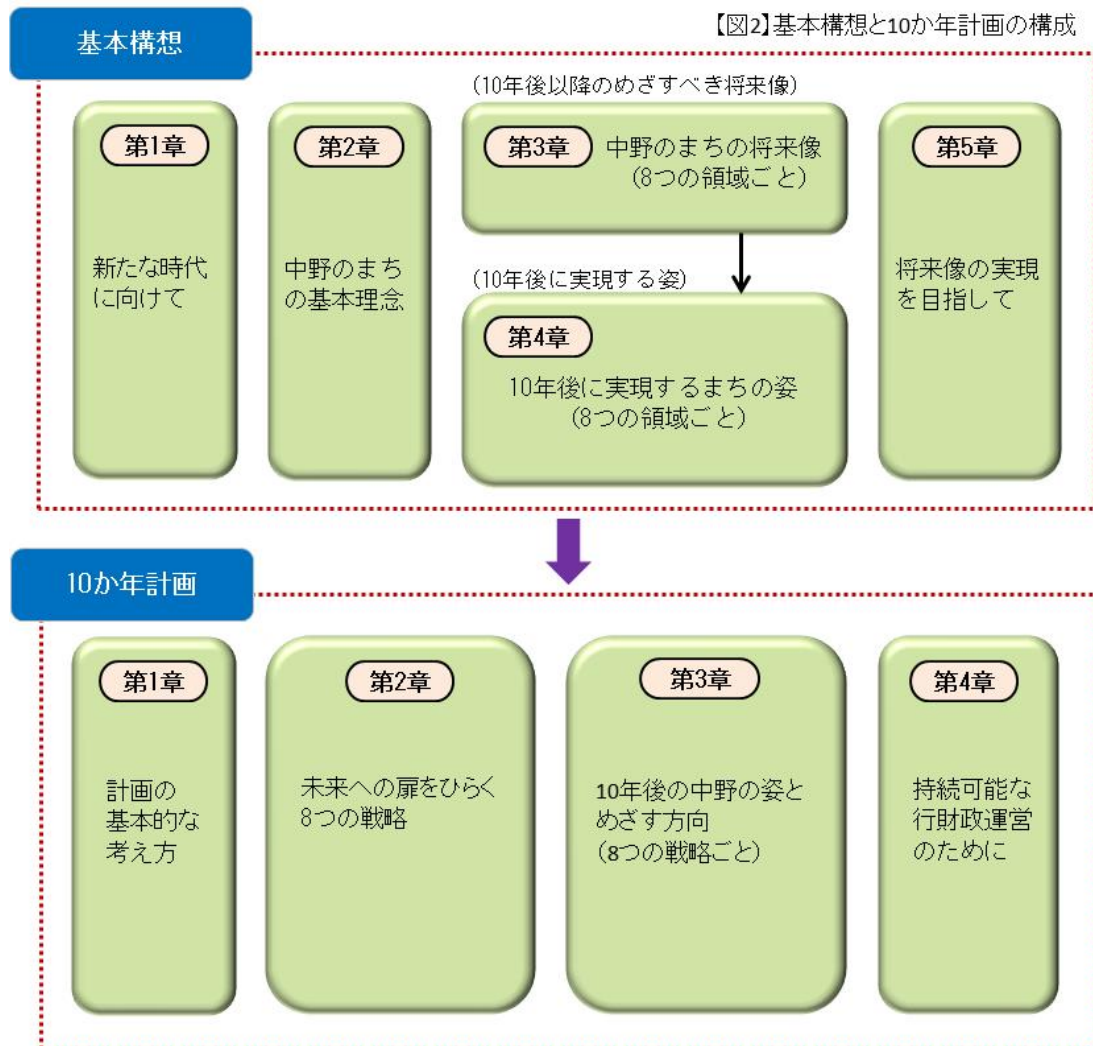
３ 計画の性格

10か年計画は、基本構想で描く基本理念を実践するとともに、10年後の中野のまちの姿を実現するために、区が取り組むべき方策を明らかにします。この計画は、中野区自治基本条例の規定に基づく区の基本計画として、中長期的な目標と戦略を明示し、目標を達成するための手段である事業について、予算や人員などの経営資源を最大限に活用し、最も効率的、効果的に展開していくための基本的な方向を示すものです。

【図1】計画の体系



4 計画の構成



10 か年計画の第2章から第4章までの概要は、次のとおりです。

■第2章…基本構想で描く10年後のまちの姿を実現するために区が取り組むべき方策として、8つの領域ごとに戦略を設定し、施策の展開を示しています。

■第3章…8つの戦略とその施策展開ごとに、目標を掲げて総合的、体系的に取り組む「施策の方向」を明示しています。この「施策の方向」では、将来像の達成状況の目安となる成果指標と目標値を設定するとともに、それを達成するための手段として「おもな取り組み」を示しています。

「施策の方向」については、行政評価*により、達成状況を常に検証しながら、事業の見直し・改善を進め、10年後のまちの姿を着実に実現していく取組へとつなげていきます。

■第4章…持続可能な行財政運営のための行財政運営の基本方針、10年間の財政フレームなどを示しています。

5 計画と区政経営

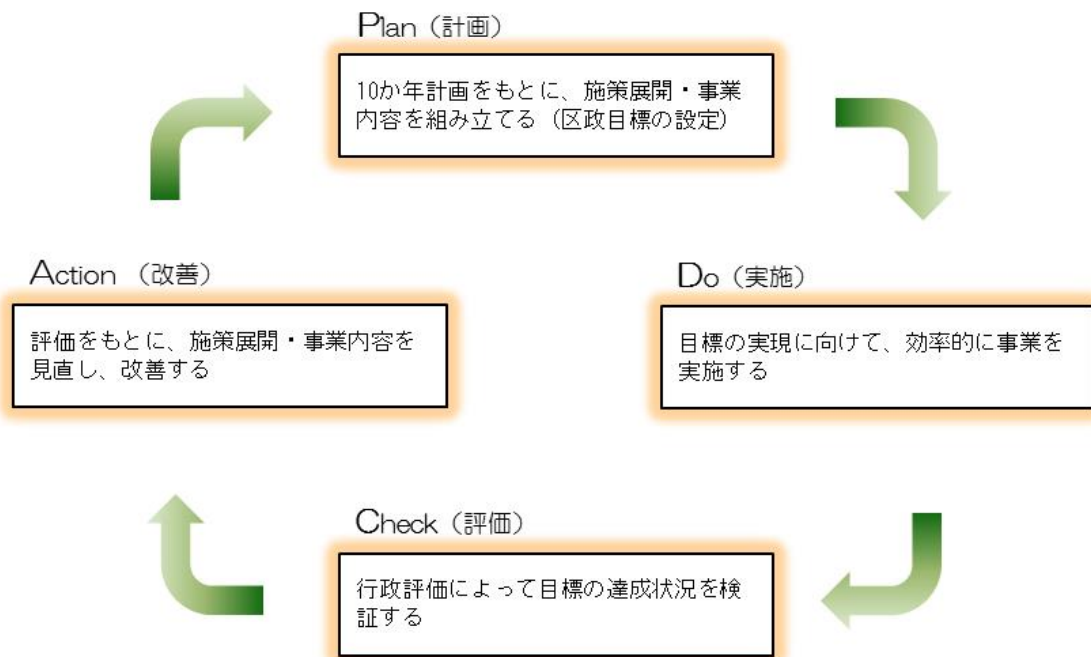
区では、基本構想に描かれた「中野のまちの将来像」の実現に向け、区民により高い価値を提供するという視点から、「目標と成果による区政経営」を進めています。

行政活動を部門、分野及び施策に体系化し、それぞれに具体的な目標を定め、その目標を実現するための取組を行っています。取組の成果は、目標達成度を測る「成果指標と目標値」により評価することとしています。

この行政評価*の結果を踏まえた施策や事業の見直し・改善につなげる経営システムは、区政経営の基本的なしくみです。

10か年計画は、この区政経営におけるPDCAサイクル【図3】の基本となるものであり、このサイクルを通じて常に見直しや執行方法の改善を図りながら目標達成をめざしていきます。

【図3】PDCAサイクル



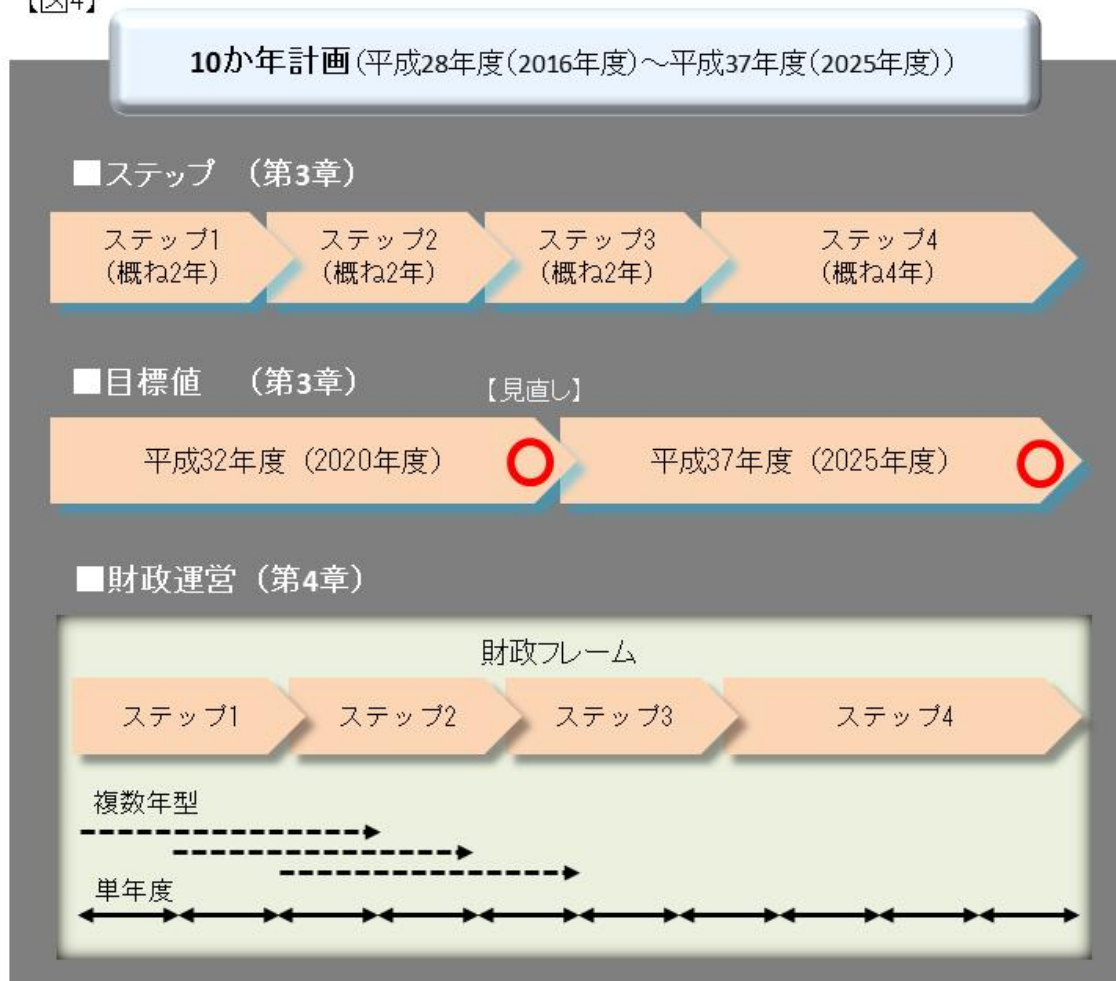
6 計画と財政運営

10 か年計画は、中長期的な目標と戦略を示す計画であり、これに基づく事業はPDCA サイクルの中で目標達成をめざして展開していきます。個々の事業内容や事業量は、常にその成果を把握しながら見直しを行っていくため、状況に応じて変動します。したがって、この計画では、第 3 章の中で、目標達成をめざした取組の展開や時期を 4 つのステップに分けて表しています。

10 年間の財政フレームについては、第 4 章の中で、計画の策定段階で想定する事業内容や実施時期を踏まえ、ステップごと（概ねステップ 1 からステップ 3 までは 2 年間ずつ、ステップ 4 を 4 年間）でまとめて示しています。

各年度の予算は、この財政フレームを基本として編成していきますが、目標達成に向けた事業の変動等に対応していくため、概ね 3 年程度の事業規模を想定した中で予算の編成・管理を行うなど、柔軟な財政運営のもとで目標の着実な実現をめざします。

【図4】



7 計画期間と内容の改定

10 か年計画の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間です。この計画は、策定後も目標の達成度の検証などを行いながら取組内容の改善を図るとともに、概ね 5 年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定していきます。

第2章 未来への扉をひらく8つの戦略

戦略Ⅰ

まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの） ～産業と人々の活力がみなぎるまち～

日本は人口減少の局面を迎えています。中野区の人口は、当面増加の傾向にありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口*を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力・地域力への影響が懸念されます。

そうした将来を見据え、地域の人々の活動や生活を支えていくためには、グローバルな経済活動等の振興、中野ならではの魅力を活かした都市観光の推進、地域の新たな交流等を踏まえた、持続可能で活力ある地域経済の形成やそれを可能とするまちの基盤整備が重要です。

東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点をめざした中野駅周辺のまちづくり、西武新宿線沿線の連続立体交差化*や地域の特性を活かした拠点のまちづくり、魅力ある都市観光、生活や交流を支えるコミュニティの核としての商店街整備や連携都市との経済交流、グローバルなビジネス活動の形成や重点産業等の振興、就労機会の拡充への取組を進めていきます。

展開 1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

展開 2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

展開 3 暮らしと交流の中心となる商店街

展開 4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

展開 1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

【対応すべき課題】

- ・ 中野駅周辺の都市機能の高度化による地域経済活性化
- ・ 鉄道による地域分断、踏切による渋滞の解消
- ・ 地域の特性を活かした交流拠点*のまちづくり

【主な施策展開】

- **グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくりを推進します**
 - ・ 東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点として、グローバルビジネス等の最先端の業務拠点、個性豊かな文化発信拠点、最高レベルの生活空間といった多彩な魅力を持つまちをめざし、中野駅周辺の都市再生プロジェクトに取り組みます。
 - ・ まちの魅力と価値を高めるエリアマネジメント*の仕組みづくりや、ユニバーサルデザイン*の基盤整備、エネルギーマネジメント*や災害時の業務継続等、高度で最先端のインフラを備えた都市づくりに取り組みます。
- **西武新宿線沿線・交流拠点*のまちづくりを推進します**
 - ・ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺地区では、駅周辺の整備にあわせて、駅から商店街へにぎわいが連続するまちづくりを進めるとともに、交通基盤の強化、防災性の向上に取り組みます。
 - ・ 中井駅～野方駅間に引き続く、野方駅～井荻駅間の連続立体交差化*の早期実現を踏まえ、駅前広場の整備や、地域の自然を活かしたうるおいのあるまちづくりに取り組みます。
 - ・ 東中野駅や中野坂上駅においては、周辺のまちづくりや交通アクセス等、地域の特性を活かした、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点としての整備に取り組みます。

展開2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

【対応すべき課題】

- ・ まちの魅力の発掘・発信力の強化
- ・ 来街者の増加

【主な施策展開】

○ 中野の魅力を発掘・発信し、都市観光を推進します

- ・ 中野を印象付けるマンガ・アニメ、小劇場での演劇などのカルチャー、飲食店集積、文化・芸術活動や、認定観光資源*等、中野らしさを基盤とした観光イメージをブランド化し、国内外に対しての積極的な発信に取り組みます。
また、中央線沿線を軸とした東京西部都市圏における自治体間の文化・産業連携を構築し、海外や訪日外国人に向けた面的な観光情報発信を行っていきます。
- ・ 哲学堂公園等を観光資源として再整備するとともに、中野駅等からの回遊性を作り出し、面としてののにぎわいの創出に取り組みます。

○ 都市観光の受入環境・基盤を充実します

- ・ 国内外の来街者が快適に観光するため、情報発信や案内等の国際化対応を進めるとともに、観光ボランティア等の制度・人材育成に取り組みます。
- ・ 来街者が快適にまちを楽しむために、Wi-Fi スポットの整備、観光情報の配信、デジタルサイネージ*の活用等、都市観光の活性化に必要な情報通信環境の整備に取り組みます。

展開3 暮らしと交流の中心となる商店街

【対応すべき課題】

- ・コミュニティ拠点としての商店街振興
- ・連携自治体との経済交流の促進

【主な施策展開】

○ コミュニティの核となる商店街の振興を推進します

- ・西武新宿線連続立体交差化*に伴うまちづくりや、大和町まちづくりに連動した商店街の活性化に取り組みます。
- ・買い物だけでなく、医療・介護サービスや子育てサービスなど、生活に必要なサービスが揃う商業集積、施設誘導等により、地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商店街振興に取り組みます。
- ・都市観光施策等との連携を図り、商店街の国際化対応の推進を支援するとともに、共同施設等の支援や店舗の共同化等の街並み形成等、商店街街区の環境整備事業を推進していきます。
- ・連携自治体との経済交流については、物産展の開催や事業者間の取引促進だけではなく、その土地の名産品等の認知の拡大、より豊かな消費活動の促進を図ります。

展開4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

【対応すべき課題】

- ・ グローバルなビジネス活動の振興
- ・ 重点産業等の集積・創出
- ・ 地域産業の活性化
- ・ 就労機会の拡充

【主な施策展開】

○ グローバルなビジネスや活動を形成します

- ・ 中野の立地特性や都市機能、文化などのポテンシャルを最大限に引き出し、グローバルに展開するビジネスの拠点として選ばれる都市づくりに取り組みます。
- ・ 中野の活力の源泉となるイベントや個性的な文化をはじめ、多様なコンテンツの集客力と発信力強化に向けた活動基盤や推進体制を構築していきます。
- ・ 長期滞在の外国人に暮らしやすい、職住近接につながる最高レベルの生活空間を整備していきます。また、ビジネスや観光など短期滞在者への多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。
- ・ 国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となる地域ボランティアの養成や、学校における国際理解教育、英語教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を推進します。

○ 重点産業の振興と地域産業の活性化を推進します

- ・ ICT・コンテンツ*やライフサポート関連産業*については、新たなビジネス創出を促すとともに、新事業創出、起業・事業拡大に関する支援体制の強化や大規模ビジネスフェアへの出展等によるビジネスチャンスの拡大等により、重点産業の集積・発展に取り組みます。
- ・ 産学公金の連携*を強化し、研究成果・人材・資金・ノウハウなど、各々の強みを活かして、新規事業の立ち上げなどを支援していきます。

○ 就労の機会の拡充を推進します

- ・ 就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができるよう、人材育成や人材マッチングの取組を進めます。
- ・ シルバー人材センターや民間事業者等と連携して、高齢者等の就労・起業支援に取り組みます。

戦略Ⅱ

安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの） ～快適・安全な魅力ある都市～

中野区内には、木造住宅密集地域や幅 4 メートル未満の道路などが多く、オープンスペース*が少ない状況にあり、災害に強い都市構造にしていく必要があります。

また、まちの魅力や住みやすさを高めていくため、景観の計画的向上、みどりの増加、都市での様々な活動の基盤である交通環境の整備やバリアフリーの推進等の課題があります。

そのような状況を踏まえ、快適で安全な都市基盤を整備し、震災や水害などの災害に強く、同時に景観等にも配慮され、多くの人々が選択し、長く住み続けられるまちをつくりあげることが求められます。

そのため、災害危険度の高い地域における面的な防災まちづくりや耐震化の促進、土地利用の高度化によるオープンスペース*の増加、魅力ある都市景観の形成、大規模公園等の整備やより利便性の高い公園利用、都市計画道路*や狭あい道路*の整備促進、交通環境の充実、地域の防災対応力の向上や防犯対策などの取組を進めていきます。

展開 1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

展開 2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

展開 3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

展開 4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

展開 1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

【対応すべき課題】

- ・ 災害危険度の高い地区の解消
- ・ 土地の高度利用の促進
- ・ 住環境、交通・移動環境、景観等まちの快適性の向上
- ・ 子育て世帯・高齢者等が安心して住み続けられる住まいの確保
- ・ 住宅ストックの有効活用
- ・ 空き家対策

【主な施策展開】

- 災害時の安全を確保するための防災まちづくりを推進します
 - ・ 災害時の危険度の高い地区において、不燃化・耐震化の促進、避難道路の整備等を進め、防災性の向上を図ります。
 - ・ 緊急輸送道路*沿道をはじめとして、建築物の耐震化を促進し、震災時の建物倒壊の減少、救助救援活動の円滑化を図ります。
- 持続可能な都市を形成するための土地利用を推進します
 - ・ 土地の高度利用・有効利用を推進し、より快適な住環境やオープンスペース*の確保を進めていきます。
- 利用しやすい交通環境を推進します
 - ・ 鉄道やバス等の交通機関だけではなく、走行レーンの設置等の自転車利用環境や自動車駐車場・自転車駐車場の整備、交通弱者の移動のサポート等の総合的な交通環境への配慮を通して、区民が円滑に移動できる環境を整えます。
- ライフステージ*やスタイルに応じた多様な住宅を誘導します
 - ・ 住まい・住み替えに関する総合相談について、不動産団体だけではなく、金融機関や福祉事業者等との連携を進めるなど充実します。
 - ・ 子育て世帯、高齢者等が安心して居住できる住宅の整備のため、大規模敷地開発について、適切な土地の利活用を誘導します。また、公営住宅等の建替え等の際にサービス付き高齢者向け住宅*の整備・誘導を進めます。
 - ・ 区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション*等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを進めます。また、新たな保証制度の構

築等、高齢者の住み替え支援に取り組みます。

- ・区内の空き家等について、重要な住宅資源としてとらえ、子育て世帯等の定住促進、高齢者等のサービス付住宅等への住み替え促進・資産活用を視野に、積極的な利活用を図るとともに、倒壊等の危険がある家屋の解消等、総合的な対策を進めます。

展開2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

【対応すべき課題】

- ・歴史・文化等を活かした景観の形成
- ・公園の整備、利用ルールの見直し

【主な施策展開】

○ 魅力ある景観の形成を推進します

- ・哲学堂公園・旧野方配水塔周辺など、地域に根差した歴史的・文化的資源を活かした魅力ある都市景観の形成に取り組みます。

○ みどりのネットワーク*を構築します

- ・防災機能を有する大規模公園等を整備するとともに、大小の公園を拠点とする遊歩道やまちのみどりを有機的に連携させ、まちの潤い向上や、日常の散歩等を通じた健康増進が図られるネットワークづくりを進めます。
- ・利用者にとって利便性の高い公園の利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

展開3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

【対応すべき課題】

- ・都市計画道路*整備の促進
- ・狭あい道路*の解消
- ・道路の無電柱化の促進
- ・道路の段差解消

【主な施策展開】

○ 道路・橋梁の安全性・快適性を向上させます

- ・都市計画道路*について、東京都と連携・協力しながら整備するとともに、まちづくりの進捗や整備効果などを踏まえ、優先整備路線を選定し、計画的な整備を進めます。
- ・狭あい道路*の拡幅整備を進め、緊急車両の活動への支障、人、自転車や乳母車等の通行の危険などを解消することにより、安全性・快適性を高めます。
- ・土地区画整理事業*における区画道路等の整備に合わせ、無電柱化を進めます。また、各駅周辺や防災まちづくり等においても、避難道路・主要幹線等の無電柱化を進めます。
- ・治水対策については、東京都と協力して河道整備、調節池*や貯留施設を早期整備するとともに、区としても、公園、道路への地下貯留・浸透施設の設置等に取り組みます。

○ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤を整備します

- ・中野区バリアフリー基本構想に基づき、区内7つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。また、重点整備地区以外でも、歩道の段差・傾斜・勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置に取り組みます。

展開4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

【対応すべき課題】

- ・地域の防災対応力の向上、担い手の確保
- ・要支援者への対策
- ・関係機関との連携強化
- ・区の災害対応体制の強化
- ・地域と連携した防犯対策

【主な施策展開】

○ 災害時における対応力の向上を推進します

- ・総合防災訓練等において警察、消防、自衛隊、協定締結団体等との連携を強化します。また、一時帰宅困難者対策、災害医療救護等の取組について、訓練や体制の強化等により実効性を高めます。
- ・避難所における運営訓練等により、地域防災力を強化します。また、地域の担い手発掘や、中学生への防災教育の充実にも取り組みます。
- ・要支援者への対応については、災害時避難行動要支援者*の個別避難支援計画*づくりを進めるとともに、平常時の地域での支えあい活動等を通して、要支援者の把握、関係づくりに取り組みます。
- ・災害対策本部における関係機関連携や情報連絡体制の充実、事業継続性等を強化する環境整備に取り組みます。

○ 地域の生活安全の向上を推進します

- ・地域団体の自主的な防犯活動や防犯設備の整備に関して支援を行うとともに、警察等関係機関との連携を強め、地域住民が主体となった犯罪に強いまちを形成します。また、消費生活相談や啓発活動を進めます。

戦略Ⅲ

環境共生都市戦略 （サステイナブル*なかの） ～環境負荷の少ない、持続可能なまち～

近年、CO₂をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や海水面の上昇など最も深刻な環境問題です。地球温暖化を防止することは、人類共通の重大な課題であり、地球環境にやさしいライフスタイル*があらゆる世代の日常生活に幅広く根付くとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー*利用等の取組や、ごみ発生抑制と資源化、身近なみどりを増やす取組を進めます。進行する温暖化に伴う気候変動の影響にも適応しつつ、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを進めていくことが重要です。

また、身近な生活環境が守られ、区民が安心して暮らし続けられることが大切です。食の安全や薬物乱用の防止、動物愛護、害虫・害獣等への適切な対応を進めていきます。

展開 1 環境負荷の少ない低炭素社会*

展開 2 良好な生活環境が守られているまち

展開 1 環境負荷の少ない低炭素社会*

【対応すべき課題】

- ・温暖化の原因である CO₂ 削減
- ・積極的な再生可能エネルギー*の活用
- ・温暖化に伴う気候変動への適応
- ・さらなるごみ減量と資源化
- ・限りある最終処分場
- ・みどりの確保

【主な施策展開】

- 地球環境にやさしいライフスタイル*と気候変動への適応等を推進します
 - ・なかのエコポイント制度の拡充等により、日常生活や事業活動の中で地球環境に配慮した行動の促進に取り組みます。
 - ・連携都市との環境交流を進め、都市と地方が連携して地球温暖化の防止に取り組みます。
 - ・温暖化に伴う気候変動による様々な影響に適応するため、水害対策、熱中症対策やデング熱対策などの取組を着実に進めます。
 - ・中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心として、エネルギーマネジメント*の導入等により低炭素まちづくりを推進していきます。
 - ・区有施設について、必要な省エネルギー機器や再生可能エネルギー*を利用した設備等の導入、緑化の推進等、環境に配慮した整備を行います。
- ごみの発生抑制と資源化を推進します
 - ・ごみを出さない生活スタイルを推進するとともに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平性を図るため、環境を整えた上で、家庭ごみの費用負担の導入に取り組みます。
 - ・家庭から出されるごみの減量化や、新たな品目の資源化による資源の有効活用に取り組みます。
 - ・事業系ごみについても事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導の徹底等によりごみの減量、資源化の促進に取り組みます。
- 身近なみどりを増やします
 - ・イベント・教室開催、表彰制度等に加え、新たに環境基金への寄付に、区内のみどり保護育成コースを新設する等、地域緑化推進に取り組みます。
 - ・住宅、マンション等の新築、建替え時の緑化を推進し、身近なみどりの増

加に取り組めます。

- ・大規模公園等の整備を進めるとともに、大小の公園を拠点とする遊歩道や街路樹、地域のみどりを有機的に連携させ、まちの潤いを向上させていきます。

展開2 良好な生活環境が守られているまち

【対応すべき課題】

- ・薬物乱用防止・危険ドラッグ撲滅
- ・食の安全確保
- ・愛護動物との共生

【主な施策展開】

○ 衛生環境の整った地域づくりを推進します

- ・警察、医療機関等関係機関や区内大学、地域等と連携し、薬物乱用防止・危険ドラッグ撲滅に向けた啓発活動等に取り組みます。
- ・区民・食品事業者・行政を交えた食のリスクコミュニケーションの充実等により食の安全・安心の確保を進めます。

○ 地域での人と愛護動物の共生を促進します

- ・畜犬登録と狂犬病予防接種の実施徹底、犬・猫等ペットの正しい飼い方・しつけ方の啓発推進等により、地域での人と愛護動物の共生に向けた取組を進めます。
- ・公園利用について、利用者にとって利便性の高い利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

○ 良好な生活環境を維持・向上させます

- ・騒音・振動・悪臭等への適切な対応や、自主防除の知識浸透と確実な駆除により、感染症を媒介する害虫・動物等から地域を守る取組を進めます。

戦略Ⅳ

生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの） ～誰もが成長し続けるまち～

都市部特有の核家族化、地域コミュニティの希薄化により、孤立した環境の中で子どもを産み育てることへの不安感や困難さを感じやすい状況にあり、家庭の育児負担が大きくなっています。

また、グローバル化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を受け入れ、活用できる人材の育成が求められています。グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展などの社会環境の変化により、区民が自ら必要な情報を選択し入手することも重要となっています。

産前・産後のサポートの充実をはじめ、育児不安を抱える家庭への切れ目ない支援を行い、関係機関が連携して一貫した支援体制を構築するなど、相談の充実や関係機関・地域が連携して、成長過程を通じた一貫した支援の取組が必要となります。

自他の生命・人権を尊重する態度や基本的なルールやマナーなどの規範意識の向上を図ります。優れた自国の歴史・文化に触れ、自己を育む地域社会との交流を深めるとともに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。小学校と中学校の連携をさらに進め、9年間の学びの連続性を踏まえた確かな学力と生き抜く体力の養成を行います。

図書館は、区民の地域への愛着を形成するとともに、観光・地域活性化を推進する地域の情報・文化の発信拠点としての機能を発揮します。

子どもの育ちを支える地域づくりの推進、妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備、配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化、子育てサービス・幼児教育の充実への取組を進め、出生率を向上させます。

発達の課題や障害のある子どもの教育の充実と子どもの体力づくりを促進する取組を進めます。さらに、地域に根付く文化・芸術の振興に努めるとともに誰もが地域や社会に貢献し続けられるよう学びの機会を提供します。

展開 1 安心して産み育てられるまち

展開 2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

展開 3 学びと文化を創造・発信するまち

展開 1 安心して産み育てられるまち

【対応すべき課題】

- ・一貫した相談支援体制の整備
- ・配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
- ・ライフスタイル*に応じた子育てサービス、幼児教育の充実

【主な施策展開】

○ 子どもの育ちを支える地域づくりを推進します

- ・すべての家庭が子育てに責任を自覚し自信を持って取り組めることをめざして、すこやか福祉センターを地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業*を充実していきます。
- ・地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介するなど新たな人材の育成につなげていきます。
- ・地域の育成活動の充実のため、地区懇談会等の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して取り組みます。

○ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備を進めます

- ・すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、すべての子どもの成長の経過を把握し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつなげるための相談支援体制の整備を進めます。
- ・乳幼児健康診査事業を充実し、健康診査結果の活用や予防接種、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行い、子どもの健康増進の推進に取り組みます。

○ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援を強化します

- ・産前・産後からの切れ目のない支援により、児童や家庭の状況に応じて、必要な支援を早期に実施することで、虐待の未然防止と支援体制の充実に取り組みます。
- ・乳幼児期から学齢期に至るまで、関係機関の連携により一貫した支援体制を構築し、発達課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会*のネットワーク機能の強化や職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め児童相談の充実と強化に取り組みます。

○ 子育てサービス・幼児教育を充実します

- ・子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた子育て支援の充実を図り、子育ての負担の軽減に取り組めます。
- ・ショートステイ事業等による養育支援などによって、ひとり親家庭への支援に取り組めます。
- ・全ての乳幼児に対し、家庭の理念や選択に即して、必要に応じた保育や幼児教育を受けられるよう、十分なサービスを提供します。
- ・民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図り、ライフスタイル*に応じた保育の充実に取り組めます。
- ・職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実に取り組めます。

展開2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

【対応すべき課題】

- ・ 生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実
- ・ 様々な人々の連携による教育の充実
- ・ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実
- ・ 体力づくりの促進

【主な施策展開】

- **自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育を展開します**
 - ・ 基礎的・基本的な知識及び技能や主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育むなど、生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実に取り組みます。
 - ・ 幼稚園や保育施設などと小学校の連携を強化し、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。
 - ・ 義務教育9年間の学びの連続性を踏まえた学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、一人ひとりを伸ばす教育の実践を通じた連携教育の推進に取り組みます。
 - ・ 学校再編を着実に推進し、一定の児童生徒数や学級数を確保することで子ども同士の交流など集団活動の良さを生かした活気あふれる学校運営を進め、質の高い教育環境の整備に取り組みます。
- **家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携により教育を充実します**
 - ・ 学校、地域、家庭が連携・協働して学校教育の充実や多様な体験活動が展開できる体制を整備し、地域での体験活動等を通じて教育活動の活性化と充実に取り組みます。
 - ・ 地域の人々が「自分たちの学校」として、学校教育に貢献し、学校運営を支援できるような参加の仕組みを充実・強化します。
- **発達の課題や障害等の配慮を要する子どもの教育を充実します。**
 - ・ 全小中学校に特別支援教室を設置します。中学校の情緒障害等通級指導学級*を増設します。巡回と通級による指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行い、特別支援教育*の推進に取り組みます。
 - ・ 専門的職員による巡回支援により、不登校児童・生徒への個別的な支援や日

本語指導員や通訳者の派遣による日本語指導の支援など、配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実に取り組みます。

○ **子どもの体力づくりを促進します。**

- ・乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援し、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりを推進するなど子どもの体力向上を図ります。
- ・子どもの体力や身体状況に応じた体力づくりを進めるとともに健康への関心を深め、食育・健康教育の充実に取り組みます。
- ・スポーツ・コミュニティプラザ等において講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行うとともに、地域で指導できる場を確保し、中学校の部活動支援を行います。

展開3 学びと文化を創造・発信するまち

【対応すべき課題】

- ・ 伝統文化・芸術の継承
- ・ 生涯学習活動の支援
- ・ 地域の情報拠点としての図書館運営の推進

【主な施策展開】

○ 文化・芸術・生涯学習活動を支援します

- ・ 中野の歴史・文化遺産に対する文化財・無形民俗文化財の指定により地域の歴史・伝統文化の保護、継承に取り組みます。
- ・ 区民の誰もが、その生涯にわたって、学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、民間企業、地域活動団体、NPO等と連携し、啓発等を行い、学んだ知識と培った経験を地域に活かす生涯学習の活動の促進に取り組みます。
- ・ 優れた文化・芸術に接する機会を設けるなど、若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として再整備するとともに、中野駅等からの回遊性をつくりだす等、面としてのにぎわいの創出に取り組みます。
- ・ 区内の歴史や伝承の発掘や体系的叙述、発信などによって歴史・文化を継承し、都市観光の資源として活かしていきます。

○ 魅力ある図書館運営を推進します

- ・ 図書館は、地域の情報拠点として、中野区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料の収集・発信をするほか、各館ごとに専門性を強めて、個人や地域の高度な学習活動への支援に取り組みます。
- ・ 地域開放型学校図書館*の整備を計画的に進め、家庭、学校、地域、図書館が連携して読書活動の推進に取り組みます。

戦略Ⅴ

地域見守り・支えあい戦略 （手をつなぐなかの） ～支えあう地域のきずな～

少子高齢化や長期的な人口減少に伴い、生産年齢人口*の減少、75歳以上の高齢者の増加や単身世帯化が進行していきます。これは、経済的な活動の縮小という問題とともに、介護等のサービスのマンパワーの不足や、地域での活動の担い手の不足とサービス需要の増加が同時に進行することを意味しています。

それらを踏まえ、地域活動・公益活動への様々な立場からの参加の促進、地域課題解決のための仕組みの充実、見守り・支えあい活動の促進、医療や介護等様々な機関の連携による包括的なケア体制の構築が求められます。

そのため、地域のコミュニティの核である町会・自治会への加入の促進や担い手の育成、地域課題の解決の場である区民活動センター運営委員会*の活動の更なる充実への支援、見守り・支えあい活動による要支援者の早期発見や医療や介護等の連携による総合的かつ包括的なケア体制の構築への取組を進めています。

展開１ 見守り・支えあいが広がるまち

展開２ 様々な活動の連携によって守られる暮らし

展開 1 見守り・支えあいが広がるまち

【対応すべき課題】

- ・町会・自治会への加入の促進
- ・地域活動・公益活動の担い手の増加
- ・見守り・支えあい活動の充実

【主な施策展開】

○ 地域課題を自ら解決する活動を推進します

- ・地域コミュニティの核である町会・自治会への加入の促進、地域活動や公益活動の担い手増加等の取組により、地域活動の一層の活発化を推進していきます。
- ・地域課題の解決の場である区民活動センター運営委員会*については、より自主的かつ地域の実情に応じた活動が促進されるよう、事務局職員への研修や制度の見直し等を通じた支援を行っていきます。

○ 見守り・支えあい活動を拡充していきます

- ・要支援者の見守り活動については、町会・自治会等による近隣の見守りの充実を支援するとともに、緊急通報システムの利用者の拡大やスマートフォンやケーブルテレビ等の双方向性を活用した 24 時間の見守りにより、より安心して暮らせるようにしていきます。
- ・災害時の個別避難支援計画*の作成を推進するとともに、支援者の拡充を図り、平常時の支えあい活動に加え、災害時の対応にも取り組みます。
- ・高齢者の孤立化や情報の不足等を防ぐため、外出や交流を促進する取組を進めていきます。
- ・単身高齢者の見守りや入院時の対応等を行う生活支援サービスの利用を促進することにより、生活の安心感等を向上させることに取り組んでいきます。

展開2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

【対応すべき課題】

- ・地域包括ケア*体制の構築
- ・多様で質の高いサービスの提供と基盤整備

【主な施策展開】

○ 地域包括ケア*体制を構築します

- ・すこやか福祉センターを中核として、子どもから障害者、高齢者等のすべての区民のライフステージ*に応じた、課題に対応する総合的な相談体制を整備し、相談・コーディネート機能の充実に取り組みます。
- ・地域のネットワークづくり、ケア会議の運用、支援の充実を進め、医療と介護等の連携体制の推進に取り組みます。
- ・高齢者訪問等により早期に認知症*兆候のある高齢者を把握し、適切な支援につなげるほか、認知症サポーター*を拡大し、近隣で見守ることで、認知症*高齢者等にやさしい地域づくりの推進に取り組みます。
- ・成年後見制度*の普及啓発と利用の促進を図り、金銭管理等の支援を行い、高齢者等の権利擁護、虐待防止の推進に取り組みます。

○ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスを提供します

- ・健康診断等の結果に応じた効果的な情報提供や、区民が継続的に体を動かす健康づくりの取組を支援し、介護予防・生活支援の促進に取り組みます。
- ・要介護度が上がっても在宅介護が可能となるように、定期巡回・随時対応型訪問介護看護*の拡充や多様なサービスを提供し、在宅生活を支援するサービスの充実に取り組みます。
- ・介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅*の整備誘導など、民間活力を活用した生活の状態に合わせた住まいと介護サービスの提供を推進し、高齢者や障害者等の住まいの確保に取り組みます。
- ・今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進め、医療の基盤整備に取り組みます。
- ・在宅生活が困難になった場合にケアなどを受けられる特別養護老人ホーム*、介護老人保健施設等の施設が整備、拡充されるよう誘導し、入所型施設の整備促進に取り組みます。
- ・子育て層、高齢者等が安心して居住できる住宅の整備のため、大規模敷地開発について、適切な土地の利活用を誘導します。また、公営住宅等の建替え等によるサービス付き高齢者向け住宅*の整備・誘導を進めます。

- ・区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良
好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション*等の様々な
手法の周知や事業者への働きかけを進めます。また、新たな保証制度の構
築等、高齢者の住み替え支援に取り組みます。

戦略Ⅵ

スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの） ～自らつくる健康で安心した暮らし～

超高齢社会*を迎え、区民のスポーツ・健康づくりに対する関心が高まりつつあります。いつまでも健康で元気に生活できるまちづくりを進めることが地域の課題であるという共通認識・共通理解を広め、地域ぐるみで取組を進める必要があります。

楽しみながら、継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場が整備され、日常的な運動や地域活動への参加が、心身の健康維持や増進につながるように、取組を進めていきます。また、スポーツ指導者の養成・競技力向上を推進し、スポーツ活動を活性化させていきます。

心身の健康づくり、健康につながるまちづくりを推進するとともに、生活習慣病等の予防対策や、身近な地域の医療体制の充実により、健康不安のない暮らしをめざします。

さらに、障害者の相談支援体制を充実し、地域生活の支援を促進するとともに、障害者の社会参加を推進する取組を進めます。生活困窮状態からの回復と自立支援を促進していきます。

展開 1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

展開 2 健康的な暮らしを実現するまち

展開 3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

展開 4 暮らしの支えが整い、自立した生活が営めるまち

展開1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

【対応すべき課題】

- ・ 日常的な運動・スポーツ活動の活性化
- ・ 指導者養成・競技力向上の推進

【主な施策展開】

○ 地域における日常的な運動・スポーツ活動を活性化します

- ・ 様々な区民が健康づくり・スポーツに親しみ、交流し合う身近な場を提供し、区民の健康づくり・体力づくりを推進していくため、地域スポーツクラブ*の展開に取り組みます。
- ・ スポーツ・コミュニティプラザと連携した介護予防の取組を進め、地域で仲間づくりや日常的な身体活動を行うことのできる場を確保し、日常的に運動・スポーツに取り組める環境の整備に取り組みます。
- ・ スポーツイベントでの交流やスポーツ・コミュニティプラザの利用者同士の交流などを通じて、新たな地域コミュニティが形成される仕組みを構築します。

○ スポーツ指導者養成と競技力向上を推進します

- ・ スポーツ・コミュニティプラザ等において講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行うとともに、地域で指導できる場を確保することなどでスポーツ指導者の育成と活用に取り組みます。
- ・ 小規模化して運動部の運営が難しくなっている中学校の部活動の指導に当たるほか、単独では設置できない部活動の合同部活動化を支援します。
- ・ 大学等と連携した専門的指導によるトレーニング、コンディショニング、安全管理等の専門的スキルを活用して指導力の強化に取り組みます。
- ・ 全国や国際レベルで活躍するトップアスリートを招致し、地域のジュニアアスリートへの指導や、指導者のレベルアップ講習を実施することで、競技力および意欲の向上に取り組みます。
- ・ スポーツが楽しめる大規模公園の整備や、特定のスポーツ利用が可能な施設など機能の特化した公園施設の整備を進めます。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック終了後も継続していくレガシーとして、スポーツ・健康づくりムーブメントを推進します。

展開2 健康的な暮らしを実現するまち

【対応すべき課題】

- ・心身の健康づくりの推進
- ・健康につながるまちづくりの推進
- ・生活習慣病等の予防対策と支援の充実
- ・地域の医療体制の充実
- ・感染症等の健康不安への対応の推進

【主な施策展開】

○ 心身の健康づくりを推進します

- ・地域のスポーツ・コミュニティ活動などへの参加などを通じて、身近な場所で気軽に継続的に体を動かし、健康づくり・介護予防へと繋がっていく環境整備を図っていきます。
- ・イベント等を活用し、手軽に取り組めるウォーキングやラジオ体操などの普及を図り、主体的で継続的な健康づくりの取組が広がり、地域ぐるみの展開となるよう、地域の健康づくり活動の支援に取り組みます。

○ 健康につながるまちづくりを推進します

- ・誰もが外出し、健康づくりができるユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。
- ・買物、通院や地域活動に誰もが気楽に参加できるよう、近隣商店街の活性化や移動支援*の充実を図ります。
- ・区民団体等が作成した各種ウォーキングルートを集約し、区民の利用しやすいかたちで提供していきます。

○ 生活習慣病等の予防対策と支援を充実します

- ・区民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立を支援するため、健康診断やがん検診のより効果的な受診勧奨を実施し、健康診断の受診率向上に取り組めます。
- ・健康診断の分析結果等、データを特定保健指導へ活用し、それぞれの状態に応じた運動プログラム等を提供していきます。それらを通じて、日常生活の中での運動と健康づくりの支援を進めます。

○ 身近な地域の医療体制を充実します

- ・区民がかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、必要な

受診・相談ができるよう、区民への啓発と医療機関相互の連携を強化し、かかりつけ医等の推進に取り組みます。

- ・ 休日の診療体制の確保を引き続き行うとともに、小児救急医療施設の充実を図り、地域の医療体制の整備に取り組みます。
- ・ 在宅医療の拡大も視野に入れ、区内医療機関同士の連携（病診、診診連携*）と在宅療養相談窓口の連携を強化・推進します。

○ 健康不安のない暮らしを維持します

- ・ 予防接種率の維持・向上などによる発生抑制や、健診・検診・検査等による早期発見・対応を適切に実施することにより、感染症等の予防対策の充実に取り組みます。
- ・ 防護用品等の備蓄更新や感染症対策に携わる知識技術の維持、患者搬送体制の構築と維持などによる迅速な対応体制の確保に取り組みます。

展開3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

【対応すべき課題】

- ・相談支援体制の充実
- ・地域生活の支援の促進
- ・社会参加の推進

【主な施策展開】

○ 相談支援体制を充実します

- ・地域の民生・児童委員、ボランティア団体などと早期対応のための地域の相談ネットワークを構築し、さらに、区内企業や地域団体なども参加する、包括的な相談支援体制の整備・体制強化に取り組みます。
- ・障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画*の作成が円滑に行われるように相談支援事業者と相談支援専門員を確保するとともに、計画相談の実施体制を整備し、計画相談支援の推進に取り組みます。
- ・虐待防止や権利擁護についての理解促進と虐待予防のため、各ライフステージ*に応じた啓発事業の実施や、養護者に対する専門相談を行うとともに、成年後見制度*の利用促進と安心して制度を利用できる体制を構築するなど、権利擁護の取組を推進します。

○ 地域生活の支援を促進します

- ・地域移行の促進に向け、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、地域生活支援拠点*を整備し、グループホーム*の整備誘導など地域生活への移行に向けた基盤整備に取り組みます。
- ・生活介護等の日中活動系施設の拡充、地域生活に必要な移動支援*、一時保護事業など地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充し、自立生活を支えるためのサービスの確保に取り組みます。

○ 障害者の社会参加を推進します

- ・障害者の地域活動への参加を支援し、地域における障害者への理解促進を図ります。また、社会参加のための外出支援、意思疎通支援*などのサービスを推進し、社会参加の促進に取り組みます。
- ・障害者の働く場の開拓を進めるとともに、障害者を雇用する企業の紹介や支援を行い一般就労*を促進します。個々の障害特性に応じた受注向上や施設の生産技術向上を図ることで、障害者の就労支援と障害者就労施設の工賃向上に取り組みます。

- ・就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができるよう、人材育成や人材マッチングの取組を進めます。

展開4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

【対応すべき課題】

- ・生活困窮状態からの回復と自立支援の促進
- ・生活の安定の保障

【主な施策展開】

○ 生活困窮状態からの回復と自立支援を促進します

- ・就労支援等を効果的に活用することで就労・増収を実現して、自立した生活が確立できるように支援していきます。
- ・一般就労*に従事することが困難な生活困窮者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援することで、若年無業者*等の職業的自立支援の推進に取り組みます。
- ・低所得世帯の子どもに対する学習支援により進学を支援することで、困窮生活から脱却するための支援の充実に取り組みます。

○ 生活の安定の保障を促進します

- ・生活保護受給者について、日常的なケースワークを通じて、生活の安定に必要な支援を行っていきます。また、それぞれの生活環境やニーズに対応した自立支援の推進に取り組みます。

戦略Ⅶ

区民サービス基盤強化戦略 （便利・安心なかの） ～区民の暮らしを守る行政サービスの基盤～

医療、介護に係る社会保険制度については、高齢化の進展等に伴う給付費の増加への対応が課題となっています。被保険者等への理解のもと、給付費の適正化の取組、保険料収納の向上等の取組を強化し、安定した社会保険制度を運営し、区民生活の基盤を継続して築く必要があります。あわせて、国民健康保険制度については都道府県化への円滑な移行を進めます。

また、マイナンバー制度*の導入や、情報通信技術（ICT）が人々の生活へより浸透していく中で、区民サービスにつながる情報基盤や仕組みの整備を進め、いつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現するとともに、アウトリーチ型サービス*等によるきめ細かい人的対応を可能とします。

必要なサービスを支える税収確保にも確実に取り組みます。

展開１ 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

展開２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

展開 1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

【対応すべき課題】

- ・高齢化の進行に伴う給付費の増加
- ・給付費の適正化
- ・保険料収入率の向上

【主な施策展開】

- 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度を構築・運営します
 - ・国民健康保険制度の都道府県化を円滑に進め、より安定した保険制度を構築し、適切な運営を行います。
 - ・保険加入者が適切な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検やジェネリック医薬品の使用促進など医療給付の適正化を進めます。
 - ・新たな収納方法を開始する等収納率向上に取り組みます。
 - ・健診結果に基づく生活改善の機会や、運動プログラムの提供等健康的な生活の自己管理を支援する取組を進めます。
- 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度を運営します
 - ・被保険者に加え、サービスの担い手となる人々等も含めた幅広い制度理解を進めます。
 - ・区内介護事業所への実地指導・調査の強化や、第三者評価*の受審の推進により、高齢者が安心して利用できる介護保険サービスの質の確保等を進めます。
 - ・在宅生活を支援するサービス、ケア付きの住宅、入所型の施設等について計画的な整備誘導を進めます。
 - ・機能低下の早期発見と適切な介護予防マネジメントにより介護予防の取組を進めます。

展開２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

【対応すべき課題】

- ・マイナンバー制度*の普及・利活用
- ・税収確保
- ・区民サービスの質、利便性の向上
- ・セキュリティを確保した情報基盤の整備

【主な施策展開】

○ 住民情報の適正管理・提供を推進します

- ・マイナンバー制度*の利活用を進めるシステム基盤の整備や仕組みの構築等により、区民サービスの正確性、利便性を高めます。
- ・情報セキュリティについて、機器への対策、職員のスキル向上等、対策を強化します。

○ 税収確保を推進します

- ・適切な納税勧奨、特別徴収の推進、納付相談、新たな納付方法の開始等による多様な納付方法の整備により、自主納付を促進します。
- ・粘り強い納付交渉、法に基づく着実な対応で税の滞納を減らします。
- ・税の使われ方や税制度に関して広報・啓発を充実するとともに、児童・生徒に対する租税教育を推進します。

○ 情報通信技術（ICT）と対面による対応の連携による新たな区民サービスを推進します

- ・総合窓口システムの構築、電子手続の拡大によりバーチャル区役所*の整備を推進するとともに、対応する人材育成を図り、来庁時を含むいつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現します。
- ・アウトリーチ型サービス*等を可能とする安全性の高いシステム基盤を構築します。それらを活用することにより、高齢者や障害者など、来庁が困難な方を、職員が端末を携行して訪問し、相談や各種申請等の手続を実施するなどきめ細かい人的対応が可能となります。

戦略Ⅶ

持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの） ～区民とともに築く持続可能な区政～

少子高齢化、人口減少社会における経済や地域の力への影響が懸念される一方で、行政サービスに係るニーズは多様化、複雑化しています。こうした状況の中で、持続可能な区政運営を行うためには、多様な人の参画により区民とともに築く区政運営と、将来需要にこたえる政策の展開を可能とする行財政運営が重要です。

地域の課題解決に向けた行動へとつながる、質の高い情報の提供の活用促進等による区民とともに築く区政を進めるとともに、人権を守り、多様な人の参画を推進するまちづくり、組織・職員の政策形成能力向上、施策展開を支える財政規律を根幹とする財政運営や、長期的な視点に基づく施設管理を進めていきます。

また、区民から親しまれ、便利で快適なサービス展開を可能とする新区役所の整備を進めます。

加えて、連携都市との相互発展に向けた交流も進めていきます。

展開１ 区民意思と合意に基づく政策決定

展開２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

展開３ 将来を見据えた行財政運営

展開４ 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

展開 1 区民意思と合意に基づく政策決定

【対応すべき課題】

- ・情報のオープン化・透明性の確保
- ・マイナポータル*の利活用促進

【主な施策展開】

- 地域の課題解決に向けた行動へつつながら、質の高い情報の提供と活用を促進します
 - ・基本となる区政情報について、区ホームページから誰もが閲覧できるしくみ（仮称）オンライン情報公開閲覧室を整備し、区政情報の公開、透明性を確保します。また、区政資料の電子化やレファレンス機能の向上、ユニバーサルデザイン*に配慮した情報発信、行政データのオープン化を進めます。
 - ・マイナポータル*（マイナンバー制度*における情報提供等記録開示システム）等の活用によりライフステージ*に応じた双方向の情報受発信により区民の利便性向上、負担軽減を図ります。
 - ・区民の意識・意向のきめ細かい把握や、区政運営の PDCA サイクルへの参加を推進します。

展開2 人権を守り、多様な人が参画するまち

【対応すべき課題】

- ・ 地域社会の多様性への対応
- ・ 地域で暮らす外国人の生活支援

【主な施策展開】

○ 人権意識の向上と多様な人の参画を推進します

- ・ グローバル化の進展を踏まえた、家庭、学校、職場、地域社会における人権課題（女性、高齢者、外国人、障害者、LGBT*他）に対する理解を深め共生社会*を育むための啓発を進めます。特に、民間事業者や若年層への意識啓発を強化します。
- ・ 男女共同参画の考え方について、区民や民間企業の理解を深め、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、共同して作り上げる社会に向けた取組を進めます。
- ・ 学校教育において、人権教育・道徳教育・心の教育等を推進し、豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・ 高齢者、障害者、外国人など、様々な区民に対する理解を深め、行政サービスの改善や、都市基盤の整備等、ユニバーサルデザイン*のまちづくりにつなげ、誰もが生活しやすいまちをめざします。

○ 平和への貢献と国際理解の醸成を推進します

- ・ 様々な媒体による生活情報提供、手続案内等の多言語化を図るとともに、相談の機会を確保する等、外国人が地域で暮らしやすくするための取組を進めます。
- ・ 国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となるボランティアの養成、学校における国際理解教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を進めます。
- ・ 海外自治体等との交流の拡大や東京オリンピック・パラリンピックを契機とした交流の充実を図る等、国際平和意識の機運醸成を図ります。

展開3 将来を見据えた行財政運営

【対応すべき課題】

- ・先進的な政策形成
- ・将来需要にこたえる財政運営・施設マネジメント
- ・情報通信技術（ICT）進展に対応するセキュリティの強化

【主な施策展開】

- 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成を推進します
 - ・組織としての政策立案力を高め、区民への共感に基づいた施策立案や、積極的に多様な主体と協働し政策を立案できる体制を整えます。
 - ・職員の特性や専門性が生かされ、出産や育児・介護等、ライフステージ*ごとにワークライフバランス*が保たれ、職員が持てる力を十分に発揮することにより、区民に高い価値を提供する体制を整えます。
 - ・職員の特性や専門性を踏まえた人材育成を図り、個人のキャリア形成に着目した人事管理を強化します。また、コンプライアンス遵守を進めます。
- 確かな行財政運営を推進します
 - ・施策展開を支える財務規律を根幹とし、公会計改革*等財務管理の推進・財政分析の強化、顧客志向による改善や、民間等が行う公共サービスの展開の推進、質の確保に向けた取組を進めます。
- 新しい時代にふさわしい新区役所を整備します
 - ・新しい政策を作りだしていく区政の中心であり、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点として、区民が訪れやすく親しみやすい区役所を整備します。
 - ・誰もが不自由なく手続や相談などのサービスが受けられるよう、わかりやすく利用しやすい区役所を実現します。
 - ・災害対応能力や、災害時における自立性・事業継続性の高い区役所を整備します。
- 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営を推進します
 - ・バリアフリー化、省エネルギー・再生可能エネルギー*導入、緑化推進等の施策展開を実現するとともに、長期的な視点に基づく施設管理を推進し、誰もが長く親しみ利用できる区有施設を整備、運営します。

○ 危機管理を強化します

- ・情報通信技術（ICT）が行政サービスの展開にこれまで以上に活用される中、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、危機管理体制の実効性の向上、業務継続力の向上の取組を進めます。

展開 4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

【対応すべき課題】

- ・ 少子・高齢化、人口減少社会への対応
- ・ 都市と地方の相互発展
- ・ 多様なライフスタイル*の実現

【主な施策展開】

○ 連携都市と相互発展に向けた交流を進めます

- ・ 連携自治体との観光・体験・経済・環境等の多様な主体も含めた交流を進め、地方と都市の強みを活かし、弱みを補う相互発展を進めます。
- ・ 様々な人的な交流を踏まえた、ライフステージ*やスタイルに応じた新たな暮らし形成の選択肢として、長期滞在や二地域居住*等の推進を図ります。

第 3 章 10 年後の中野の姿とめざす方向

戦略Ⅰ まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの）

Ⅰ－１ 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

《１０年後のまちの姿》

「世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 中野駅周辺の回遊性が高まり、周辺まちづくりが進むとともに、グローバルな活動を行う企業の増加、集客交流機能を活用した様々な会議やイベント、文化活動等の充実や発信、良好な居住空間の整備を通して、多彩な魅力が形成されています。
- 西武新宿線沿線については、中井駅～野方駅間の連続立体交差化*に伴い、踏切や線路による地域分断や交通渋滞が解消され、安全性・利便性が向上しており、野方駅～井荻駅間についても、引き続き事業化が図られています。
また、各駅を中心とする道路整備や街区の再編等を契機に、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりが進んでいます。
- 西武新宿線沿線以外の交流拠点*については、業務施設や交流施設、住宅の誘導等、まちの活性化に向けたまちづくりが進んでいます。

《現状と課題》

中野駅周辺は、中野四季の都市（まち）の開発における、オフィスビルや大学等の立地によって昼間人口が増加し、多様な都市活動が展開される拠点の形成が進んでいます。

また、区役所・サンプラザ地区をはじめ、各地区の開発においては、グローバル化の視点を持ちながら、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図っていくことが求められています。

世界から注目され、選ばれる都市をめざしていくには、利便性や快適性、安全性を高める取組とともに、中野の魅力を向上させる仕掛け、強み、暮らしやすさなどを発信する仕組みづくりが必要です。

西武新宿線沿線は、鉄道による地域分断、踏切による交通渋滞の慢性化や交通の安全性・利便性等に多くの問題を抱えています。こうした問題を解決するため、西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業*が着手されました。また、関連街路となる区画街路第3号線・同4号線及び補助第220号線の事業を進めています。

あわせて、駅周辺のまちのにぎわいの創出や防災性の向上等を推進するため、新井薬師前駅周辺と沼袋駅周辺において、まちづくり整備方針に基づき、具体的なまちづくりに取り組んでいます。

西武新宿線（野方駅～井荻駅間）については、連続立体交差化*の早期実現とあわせて、野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅周辺地域について、一層のまちづくりの機運を醸成しながら、沿線のまちづくり計画を具体化していくことが必要となっています。

また、東中野駅周辺は西口駅前広場の整備が完了しましたが、さらに東口周辺の利便性や回遊性の向上のための機能の拡充が必要となっています。

新宿副都心に近接し一定の業務集積が進んでいる中野坂上駅周辺は、その立地条件を活かした交流拠点*として育成し、まちの魅力を一層高めていくことが求められています。

《施策の方向》

ア グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺
まちづくり

イ 西武新宿線沿線・交流拠点*のまちづくり

ア グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくり

(1) 目標とする姿

中野駅周辺は、区全体を「持続可能な活力あるまち」へけん引する中野区の中心拠点であるとともに、多様な都市機能が集約された「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」となることをめざしています。

区役所・サンプラザ地区、中野駅地区、中野二丁目地区、中野三丁目地区及び囲町地区等の整備やエリアマネジメント*の推進により、グローバルビジネス等の最先端の業務拠点、個性豊かな文化発信拠点、最高レベルの生活空間といった多彩な魅力が形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野駅の利用者数	中野駅の利用者数は、中野駅周辺の業務集積、にぎわいの拡大により増加すると考えられるため	428,947 人 (26 年度)	460,000 人	490,000 人
事業所の従業員数	従業員数が、産業振興の進捗状況を表していると考えられるため	122,290 人 (26 年 7 月)	128,200 人	147,200 人

(3) おもな取り組み

① 中野駅周辺都市再生プロジェクト

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野)

中野のシンボルとなる区役所・サンプラザ地区再整備をはじめ、交通結節機能の強化や回遊性向上をめざす中野駅地区整備、中野二丁目地区、中野三丁目地区、囲町地区等における市街地再開発や土地区画整理等の事業推進及び地区計画*に基づくまちづくりによって、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向

上を図っていきます。

また、歩行者デッキなどによる安全で円滑なユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していきます。

② スマートな環境・防災都市づくり

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野)

中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心とした低炭素まちづくりを推進するとともに、災害時にも有効に機能するエネルギーインフラの構築を行い、中野駅周辺エリアを災害時業務継続地区*（BCD）として整備していきます。

③ まちの魅力と価値を高めるエリアマネジメント*の促進

(担当：都市政策推進室 産業振興分野、中野駅周辺まちづくり分野)

中野駅周辺や交流拠点*などにおいて、街並み景観のグレードアップ、まち全体のプロモーション活動、情報通信技術（ICT）を活用した地域情報や災害情報等の発信、治安・環境改善活動などを展開するため、エリアマネジメント*組織を育成し、まちの魅力と価値を高める取組を促進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○区役所・サンプラザ地区再整備実施方針策定 ○中野駅新北口駅前広場整備	 ○中野駅西口広場完成	○区役所・サンプラザ地区再整備実施 ○中野駅西側南北通路、橋上駅舎完成	○区役所・サンプラザ地区再整備完了 ○中野駅新北口駅前広場完成

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○中野二丁目土地 区画整理事業*実施 ○中野三丁目土地 区画整理事業*実施 ○囲町地区市街地 再開発事業実施 ○周辺地区におけ る面的まちづくり の誘導 ○ユニバーサルデ ザイン*のまちづく り推進 ○BCD*形成を見据え た低炭素まちづく り計画の策定	○中野二丁目地区 市街地再開発事業 実施 ○大規模開発等 における低炭素化や エネルギーマネジ メント*誘導・実施		○中野駅南口駅前 広場完成 ○中野二丁目土地 区画整理事業*完了 ○中野二丁目地区 市街地再開発事業 完了 ○中野三丁目土地 区画整理事業*完了 ○囲町地区市街地 再開発事業完了 ○区役所・サンブラ ザ地区等を中心と した BCD*の形成

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○平常時・非常時に利活用する情報ネットワークの構築 ○新たなエリアマネジメント*組織の構築	○エリアマネジメント*組織による事業展開	○情報ネットワークの活用 ○エリアマネジメント*組織と各開発エリア事業主体との連携	

イ 西武新宿線沿線・交流拠点*のまちづくり

(1) 目標とする姿

西武新宿線の連続立体交差化*に伴い、交通環境が整備されるとともに、駅周辺のまちづくりを進めることにより、自然・歴史・文化との共生の視点も含め、新たなまちのにぎわいが再生されています。

また、地域の主要駅周辺では、商業・業務施設や交流などの集いの場、地域に根差した文化活動が充実し、地域の拠点となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
西武新宿線 5 駅等の周 辺の居住人 口	居住人口は、駅周辺のにぎわ いと連動していると考えら れるため	124,850 人 (26 年度)	126,000 人	129,000 人
西武新宿線 5 駅等の 1 日乗降客数	乗降客数の増減は、駅周辺の にぎわいと連動している と考えられるため	358,616 人 (26 年度)	364,000 人	370,000 人

※西武新宿線 5 駅等は、西武新宿線各駅（新井薬師前駅、沼袋駅、野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅）、JR 東中野駅、東京メトロ丸の内線各駅（中野坂上駅、新中野駅）。

(3) おもな取り組み

① 駅周辺整備とあわせたにぎわい再生のまちづくり（新井薬師前・沼袋駅周辺地区）

（担当：都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野）

新井薬師前・沼袋駅周辺については、地域住民や来街者が交流できる空間を整備し、駅から商店街へ、にぎわいが連続する整備を行います。

また、駅前広場等の交通基盤施設の整備により、乗り換え利便性の向上を図るとともに、交通基盤の強化や地域の防災性の向上により、安全・安心なまち

の構築を進めていきます。

② 西武新宿線連続立体交差化*に伴う沿線まちづくりの推進

(担当：都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野)

中井駅～野方駅間の連続立体交差事業*に引き続く、野方駅～井荻駅間の連続立体交差化*の早期実現を踏まえ、交通渋滞や踏切事故、地域の分断などの解消に留まらず、駅前広場など都市基盤の整備等、一体的・総合的にまちの魅力を形成していきます。

③ 生活・仕事・交流・文化活動を支える交流拠点*のまちづくり

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、都市基盤部 都市計画分野)

東中野駅西口整備に続き、東口の利便性・回遊性の向上をめざし、周辺住環境との調和を図りつつ、交流拠点*としての機能を拡充していきます。

中野坂上駅周辺は、新宿副都心に近接していることに加え、羽田空港へのアクセスの良さといった立地条件を活かしつつ、土地・建物の有効利用を促進します。

また、交流拠点*等において、Wi-Fi 環境など、様々な媒体の活用により、まち歩きを行う国内外からの来街者が、不自由なく必要な情報を得られるよう情報発信の充実を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○新井薬師前・沼袋駅前 の拠点空間の検討 ○新井薬師前駅周辺 や区画街路第4号線沿道 のまちづくりの検討 ○上高田地区・沼袋地区 防災まちづくりの検討 ○連続立体交差事業* 中井駅～野方駅間の工事 （都施行） ○野方駅～井荻駅間の 事業実施要請 ○野方・都立家政・鷺ノ宮 駅周辺地区のまちづくり 検討 ○東中野駅東口まちづくり 計画の策定	○まちづくり整備方針の策定 及び駅周辺の地区計画*等 の検討 ○東中野駅東口まちづくり 整備計画の策定 ○中野坂上駅周辺まちづくり の検討	○拠点空間の整備 ○まちづくりの着実な推進 ○避難路の確保と沿道の不燃化 耐震化の推進 ○中井駅～野方駅間の工事 （都施行） ○野方駅～井荻駅間の事業 実現 ○まちづくりの推進 ○東中野駅東口地域まちづくり の推進 ○中野坂上駅周辺まちづくり 計画の策定	○東中野駅東口バリアフリー化 及び歩行者系広場の完成 ○中野坂上駅周辺まちづくり 整備計画の策定

戦略Ⅰ まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの）

Ⅰ－２ 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

《１０年後のまちの姿》

「魅力にあふれ、来街者の絶えないまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 交通利便性に優れた住環境とともに、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャー、個性的な店、飲食店の集積といった様々な顔を見せる中野ならではの魅力・特徴が認知され、国内外から多くの人の中野のまちを訪れ、楽しんでいます。
- 哲学堂公園をはじめとする固有の歴史や文化が観光資源となり、来街者が中野のまちを周遊しています。
- 中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントをはじめ様々なイベントが開催され、また、魅力的な店舗等が充実し、東京の新たなシンボルとなっています。
- 積極的に来街者への対応を行うことで、交流が活発化し、まちのにぎわい、地域の活性化が進んでいます。

《現状と課題》

中野駅周辺地区は、アクセスに優れた交通の結節点*であり、駅周辺の開発や企業・大学の誘致により、多くの人が集まり活動が行われています。

この駅周辺地区の発展がけん引役となり、中野のまちの経済的な成長が進み、にぎわいと活気にあふれるまちとして、内外から高い注目を集めています。

中野のまちは、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャーや食文化、飲食店の集積があり、その後背地に閑静な住宅街が広がるなど、文化と生活が混ざり合う特徴的なまちを形成しています。

また、今後、アジアの経済発展、グローバル化の進展は、来日観光客や交流人口の増加をもたらします。それらを踏まえ、自らの魅力や良さを積極的に発信し、さらなる来街者の呼び込みと、それに伴う経済・地域の活性化が求めら

れています。

《施策の方向》

ア 都市観光の魅力発掘・発信

イ 都市観光の受入環境・基盤の充実

ア 都市観光の魅力発掘・発信

(1) 目標とする姿

哲学堂公園をはじめとする歴史的資産、アニメ・マンガや小劇場での演劇等の資源の活用、企業や教育機関、商業・地域団体等、多様な主体の連携により、様々なイベントが開催されています。

また、中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントや魅力ある店舗などにより、中野のまちが東京の新たなシンボルとして注目されています。

これらにより、来街者が増加し、また回遊や消費が促進され、観光消費の増加や雇用拡大等、地域経済が活性化しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野区内全 駅の利用者 数	来街者の増加は、駅利用者により推定されるため	824,750 人 (26 年度)	867,000 人	900,000 人

(3) おもな取り組み

① 中野の魅力・印象付けるイメージの確立、既存資源の発掘、魅力の発信

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

中野区を印象付けるマンガ・アニメや小劇場での演劇等のカルチャー、食文化や飲食店集積、文化・芸術活動等の中野らしさを基盤とした、新たな観光イメージを構築・浸透させ、訪問したい「まち」としてのブランドを確立していきます。

中野の知名度や好感度を向上させ、来街者を増加させるために、中野区の魅力や観光資源、イベント情報等について、国内外に対しての積極的な発信を行っていきます。

また、中央線沿線を軸とした東京西部都市圏における自治体間の文化・産業

連携を構築し、海外や訪日外国人に向けた面的な観光情報発信を行っていきます。

② 歴史・文化等資源の活用

(担当:都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、都市基盤部 都市計画分野ほか)

哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として整備し、その新たな価値を創造していきます。

中野駅からの回遊性、景観の向上などを通して、哲学堂公園を含む周辺地区の魅力を高め、様々な主体が取り組む観光イベントなどが開催されるなど、面としてのにぎわいを確保していきます。

また、認定観光資源*の魅力を積極的に発信するとともに、歩いて楽しめるストーリー性のある回遊ルートづくり等、その活用を充実させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 個性的なイベントの実施・支援 ○ 民間媒体による区の魅力・観光情報発信の検討 ○ フィルムコミッションの設置	○ イベントを基盤とした区内産業の連携強化 ○ 民間媒体による区の魅力・観光情報発信 ○ ドラマ、映画等の映像メディアを活用した魅力・観光情報発信	○ 民間イベントの拡充・育成	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 中央線沿線都市圏における文化・産業連携の構築 ○ 哲学堂公園・学習展示施設整備 ○ 中野駅～哲学堂公園間景観形成方針の検討	○ 中央線沿線都市圏における面的な観光資源創出・情報発信 ○ 哲学堂公園周辺等まち歩きルートの検討 ○ 哲学堂公園・学習展示施設整備 ○ みずのとう公園の再整備 ○ 中野駅～哲学堂公園間景観形成方針の策定	○ 哲学堂公園周辺等まち歩きルート設定 ○ 方針に基づく景観誘導	

イ 都市観光の受入環境・基盤の充実

(1) 目標とする姿

国籍や年齢、障害の有無にかかわらず、都市観光を楽しむため、観光スポット、まちの案内などの国際化対応、ユニバーサルデザイン*等に配慮された、便利で快適な受入環境が構築されています。

また、区民による観光ボランティア等の受入体制や一定のルールに基づく安全安心な民泊*など多様な宿泊の仕組みが整備されることにより、更なる来街者が呼び込まれています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野区内全 駅の利用者 数	来街者の増加は、駅利用者により推定されるため	824,750 人 (26 年度)	867,000 人	900,000 人

(3) おもな取り組み

① 都市観光活性化のための国際化対応・体制整備

(担当：政策室 広報分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

都市観光に係る情報発信については、ホームページの多言語化に加え、海外の観光情報サイトへの投稿や各国のガイドブックへの掲載等、海外への働きかけを積極的に行っていきます。また、都市観光、日常生活の利便性の向上のため、区における案内サイン基準の策定、商店街等における多言語による案内表示設置等に向けた支援・誘導を推進していきます。

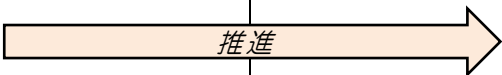
さらに、観光ボランティアなどの制度・人材育成や一定のルールに基づく安全安心な民泊*など多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

② 都市観光活性化のための情報通信環境の充実

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

来街者が快適にまちを楽しむために、Wi-Fi スポットの整備、区の観光情報・食情報などの配信、デジタルサイネージ*等を活用した観光案内表示の設置等、情報通信環境を活用した情報提供を充実します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○観光情報発信の国際化対応の拡充 ○Wi-Fi、デジタルサイネージ*等情報基盤の整備及び観光情報などの配信 ○商店街における商品表示等の多言語対応支援 ○商店街ホームページの多言語化の推進 ○観光ボランティア制度創設 ○外国人向け民泊*の仕組み構築	○Wi-Fi、デジタルサイネージ*等情報基盤の拡充 ○商店街等における多言語による案内表示設置に向けた支援・誘導 ○観光ボランティア人材育成・運用		

戦略Ⅰ まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの）

Ⅰ－３ 暮らしと交流の中心となる商店街

《１０年後のまちの姿》

「暮らしと交流の中心となる商店街」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民の日常的な生活用品やサービスが安定的に供給されるとともに、魅力のある商店が集まり、便利で個性的な商店街が形成されています。
- 商店街は、人々の交流の場であるとともに、医療・介護、子育てや教育などの生活を支援するサービスが充実し、地域コミュニティの核として機能しています。
- 連携都市の生産者との交流や物産交流を通して、安全・安心で豊かな消費活動が形成されています。

《現状と課題》

区内では再開発事業等に伴う人口増などにより、活性化している商店街もありますが、大型商業施設の進出やインターネットの発達による購買機会の多様化などから、店舗数が伸び悩んでいる商店街が少なくありません。

人口減少社会、高齢化の進展、情報通信技術（ICT）とグローバル化による商業環境の変化を踏まえ、商店街では商品やサービスの供給という機能に加え、地域における安心安全や日常的な交流、医療や介護などのサービスが揃う拠点として、地域コミュニティの核ともいえるべき役割が求められていきます。

また、商店街や町会等のイベントにあわせて連携自治体の物産展を多数開催していますが、収益性や事業者間の取引促進などの課題もあり、流通のしくみづくりが求められます。

《施策の方向》

ア コミュニティの核となる商店街の振興

ア コミュニティの核となる商店街の振興

(1) 目標とする姿

商店街は、日常的な生活用品・サービスなどを安定的に供給するとともに、魅力ある商店が集まり、便利で個性的に発展しています。

また、日常生活の利便性や質を高めるため、健康づくり、医療・介護や子育て・教育等の生活関連サービスの充実、人々の交流の拠点としての機能を持ち、地域コミュニティの核であるとともに、にぎわいの拠点となっています。

さらに、連携自治体の生産者等との交流や物産展を通して、商品構成などが充実し、豊かな消費活動が形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内小売業 の年間商品 販売額	区内小売業の売上額は、商店街の経済活動の状況をあらわすため	2,292 億円 (25 年)	2,746 億円	3,000 億円
買い物等で 地元商店街 を週 1 回以 上利用する 人の割合	商店街での買い物やサービス利用等の割合は、住民との密着度の目安となるため	—	25%	50%

(3) おもな取り組み

① まちづくり事業に連動した個店・商業集積の誘導

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

西武新宿線連続立体交差事業*による駅前広場整備、沼袋駅周辺の区画街路整備に伴う沿道と一体化したまちづくり、大和町まちづくりに伴う沿線商店街の活性化の促進など、まちづくり事業やその手法を活用して、地域コミュニティ

の核となる商店街の構築を促進していきます。

② 地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商業集積、施設の誘導

（担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野）

買い物だけでなく、医療・介護サービスや子育てサービスなど、生活に必要なサービスが満足されるよう商業集積、施設誘導を行っていきます。

また、地域の需要にあった店舗の新規参入支援、廃業店と新規出店者のマッチングや事業整理の支援など、転換支援を進めていきます。

③ 新たな商業空間の整備

（担当：政策室 広報分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野）

区の都市観光施策やまちづくりに関する情報提供等を通じて、それら区事業と商店街事業との連携推進を図ります。

また、共同施設等の支援や店舗の共同化等の街並み形成等、商店街街区の環境整備事業を推進していくとともに、国際化対応の推進を支援していきます。

④ 連携自治体との経済交流の展開

（担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野）

連携自治体の生産者等と区内事業者・団体との交流を推進し、取引の推進や物流の仕組みづくりを進めていきます。

その一環として、区内で行われる大規模イベント等での物産展開催や生産者と区内事業者との交流会などを通じて、生産者と区内消費者、事業者の顔の見える関係を築いていきます。

これを踏まえ、その土地の名産品等の認知の拡大、より豊かな消費活動の促進を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○まちづくり事業に併せた商業集積のありかた等検討・誘導 ○商店街におけるWi-Fi環境整備の推進 ○商店街ホームページの多言語化の推進 ○商店街における商品表示等の多言語対応支援 ○区内イベントにおける物産展開催等の推進 ○連携自治体生産者・区内事業者との交流会の推進	○商業集積の誘導 ○商店街等における多言語による案内表示設置に向けた支援・誘導 ○連携自治体生産者・区内事業者と物産交流をきっかけとした商品・サービスの開発・販売支援	○新たな商業集積形成の促進	

戦略Ⅰ まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの）

Ⅰ－４ 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

《１０年後のまちの姿》

「多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 国際的に展開するビジネスの活動基盤が整備され、多くの関連企業が立地しています。
- グローバルに活動する人材が、ビジネス拠点、生活拠点として、中野のまちを選択しています。
- 産業の育成、発展が図られ、地域経済が活性化しています。
- 行政や関係機関の支援と効果的な連携により、ライフサポート関連産業*やICT・コンテンツ関連産業*の創出や事業活動が進んでいます。
- 女性が能力を活かし、希望に応じた働き方を選択できています。
- 障害者は、就労や地域活動を通じて社会に貢献しています。
- 高齢になっても、ライフスタイル*に応じた仕事や社会貢献の機会に恵まれています。

《現状と課題》

中野のまちは、交通利便性の高さ、コンパクトに集積した都市機能、個性的な文化などを強みとする一方、業務集積や誘客につながる資源の少なさ、滞在空間の不足などが弱みといえます。

これらを踏まえ、グローバル経済を軸とした競争力の強化を図るとともに、今後の都市再生の取組を見据え、グローバルな都市活動拠点の形成、持続可能な都市の成長モデルの確立が求められています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたインバウンド*の増加など、あらゆる機会を捉え、中野の立地特性や集積する産業・文化等の強みを最大限に生かし、活力あるグローバルな都市づくり、グローバル

に展開する企業などの区内への呼び込みなど、区内経済全体を活性化していく必要があります。

一方で、産業を活性化するためには、ICT・コンテンツ関連*事業者の集積や創出を促し、それらと他の産業との連携により、生産性の向上や新たな事業への展開・拡大を促していく必要があります。

また、今後、ニーズの増加や多様化が見込まれるライフサポート関連産業*については、新たな事業創出や拡大により、雇用を創出し、経済を活性化していく必要があります。

さらに、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口*が大きく減少することを踏まえ、高齢者、障害者、女性、外国人等、様々な層が就労しやすい環境づくりが求められるとともに、特に、多様化する高齢者の就労に関する要望に応じていく必要があります。

《施策の方向》

- ア グローバルなビジネスや活動の形成
- イ 重点産業の振興と地域産業の活性化
- ウ 就労の機会の拡充

ア グローバルなビジネスや活動の形成

(1) 目標とする姿

業務集積と大規模な集客交流を軸としたグローバルな都市づくりが進み、国際的に展開する企業が、中野に立地しています。

また、案内表示等の多言語化、住居、医療等の生活関連の支援等が充実し、グローバル人材がビジネスや生活の拠点として、中野のまちを選択しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外資系企業数	外資系企業立地数は、グローバル化の進展状況、ビジネス拠点としての認知度をあらわすと考えられるため	18 社 (26 年 3 月)	20 社	30 社
上場企業の本社数	上場企業の本社数は、ビジネス拠点の集積の状況をあらわすと考えられるため	17 社 (27 年 9 月)	20 社	30 社
大規模企業数	大規模企業（業種を問わず資本金 5000 万円以上を大規模企業とする）の立地数が、ビジネス拠点としての認知度をあらわしているため	244 社 (26 年 7 月)	300 社	350 社
開業等によって新たに立地した事業所の割合	起業、ビジネスチャンスのあるまち、新事業やイノベーションが創出されるまちの進展をあらわすと考えられるため	7.7% (26 年 7 月)	10%	12%

(3) おもな取り組み

① 都市再生を軸としたグローバルビジネス拠点の形成

(担当：都市政策推進室 産業振興分野、中野駅周辺まちづくり分野)

中野の立地特性や都市機能、文化などのポテンシャルを最大限に引き出し、グローバルに展開するビジネスの拠点として選ばれる都市づくりを推進していきます。

また、中央線沿線を軸とした東京西部都市圏における自治体間の文化・産業連携を構築し、圏域経済の活性化を図るとともに、海外や訪日外国人に向けたプロモーション、関連ビジネスのグローバル展開を促進します。

② 集客力と発信力のあるグローバルな都市活動基盤の構築

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

中野の活力の源泉となるイベントや個性的な文化をはじめ、多様なコンテンツの集客力と発信力強化に向けた活動基盤や推進体制を構築していきます。

③ 外国人にも暮らしやすい生活環境の整備

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

長期滞在の外国人に暮らしやすい、職住近接につながる最高レベルの生活空間を整備していきます。また、ビジネスや観光など短期滞在者への多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

また、外国人居住者の医療、教育、生活環境の整備とともに、日常生活をサポートする機能の拡充を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○グローバルビジネス拠点形成に向けた整備誘導 ○イベント誘致・開催の推進体制の確立 ○外国人居住者の医療、教育、日常生活等のサポート機能の検討 ○外国人に向けた民泊*の仕組みの構築 ○中央線沿線都市圏における文化・産業連携の構築 【再掲Ⅰ-2】 ○関係機関と連携したボランティアの体制構築、養成 【再掲Ⅷ-2】 ○学校における日本語指導の充実 【再掲Ⅷ-2】	○サポート体制の構築 ○ボランティアを活用した語学教育や国際理解教育の実施【再掲Ⅷ-2】	○大規模国際イベントの誘致活動 ○民間教育機関の整備誘導（第三中跡）	○業務・商業、集客交流空間等におけるグローバルな事業展開 ○大規模国際イベントの開催

イ 重点産業の振興と地域産業の活性化

(1) 目標とする姿

ICT・コンテンツ関連産業*及びライフサポート関連産業*の振興により、新たな事業が創出されるとともに、産学公金の連携*強化などにより、既存産業の事業活動や起業が促進され、地域経済が活性化しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
事業所の従業員数	産業振興の進捗状況をあらわしていると考えられるため	122,290 人 (26 年 7 月)	128,200 人	147,200 人
事業所の売上(収入)額	産業振興の進捗状況をあらわしていると考えられるため	1 兆 3,888 億円 (23 年)	1 兆 6,140 億円	1 兆 8,530 億円

(3) おもな取り組み

① 重点産業の振興

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

ICT・コンテンツやライフサポート関連産業*については、ニーズや地域特性を踏まえたビジネスを創出するとともに、新たな事業支援のスキームを整備していきます。

また、産学公金の連携*により、新事業創出、起業・事業拡大に関する支援体制を強化するとともに、ビジネスフェアへの出展や同業種・異業種間のマッチングにより、区内事業者のビジネスチャンスを拡大し、重点産業の集積・発展を進めていきます。

② 地域産業の活性化

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

産学公金の連携*を強化し、研究成果・人材・資金・ノウハウなど、各々の強みを活かして、新規事業の立ち上げなどを支援していきます。

また、産業振興センターにおいて、区内中小企業のニーズにあわせて、ワンストップで課題解決をサポートする体制を強化するとともに、経営者や社員のスキルアップのためのセミナーなどを充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○商店街で事業展開する重点2分野の事業者および新規創業者への優遇融資の強化 ○重点産業2分野における既存事業者の事業拡大と新規事業者の起業促進による区内集積の促進 ○産学公金連携による創業・経営支援ネットワークの構築 ○産業振興センターにおける起業家育成セミナーの実施	○新たな立地事業者のサービスや商品の体験と、商店街の催しなどを連動させた相乗効果による活性化 ○区内に集積した事業者のニーズ・シーズのマッチングによる新規事業の創出 ○創業・経営支援ネットワークによるセミナー修了者に対する支援	○新たな立地事業者と商店街の既存店舗との連携による新商品やサービスの開発促進 ○周辺自治体や経済団体などとの連携による新規事業の創出や重点産業の集積促進 ○周辺自治体や経済団体などと連携した広域的な創業・経営支援	○周辺自治体や経済団体などとの連携による大規模ビジネスフェアの開催 ○ビジネス支援を受け成功した起業家がメンターとなり後進を育成する仕組みの構築

ウ 就労の機会の拡充

(1) 目標とする姿

就労の機会や情報の提供、すでに保有する専門的な知識やスキルの向上・活用支援等を通して、若者、女性、高齢者、障害者などが、それぞれのライフスタイル*や立場に応じていきいきと働いています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
前期高齢者 (65 ～ 74 歳) の就業率	健康で意欲のある高齢者の就労状況が把握できるため	33.7% (22 年度)	36%	40%
年金・手当以外の一般就労*による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の就労状況が把握できるため	22.6% (26 年度)	30%	37%
女性の就労率	就労率の増減により、女性の就労状況が把握できるため	53.1% (22 年度)	56%	60%

(3) おもな取り組み

① 雇用・就労支援の推進

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができ、区内の多様な事業所が、優秀な人材を確保して事業を活性化できるよう、ハローワークなどと連携して支援を拡充していきます。

また、専門的な知識やスキルなどを有する高齢者が就労や起業することを、民間事業者等と連携して支援していきます。

シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を整えていきます。

さらに、留学生の就職や起業を産学公金の連携*によりサポートしていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○産業振興センターにおけるハローワークなどとの連携による相談やセミナーなど就労支援機能の強化 ○区内事業所のニーズに応じた人材供給のための合同就職面接会の実施 ○高齢者の一般就労*や起業のためのスキルアップセミナーの実施	○産学公金連携*による、結婚・出産などを機に離職した女性など、潜在的な人材の再就職に向けた支援 ○シルバー人材センターの就業時間や事業メニューの拡大などの検討	○区内大学の留学生に対する産学公金連携*による就労や起業の支援 ○民間事業者などとの連携により高齢者の一般就労*や起業を支援する仕組みの検討	○高齢者の一般就労*や起業を支援する仕組みの構築

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－１ 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

《１０年後のまちの姿》

「安全で利便性の高い、住み続けられるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 大震災、水害等に備えた、災害に強い、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 土地の高度利用等が進み、オープンスペース*や公共空間が増加しています。
- 誰もが安全で円滑に移動できる、多様な交通環境が整っています。
- 単身者、子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに応じて、住宅の共同化、リノベーション*、空き家等の利活用等の様々な手法により、住宅ストックが形成されています。
- 子育てや多世代同居のため、そのライフスタイル*に応じた広さの住まいが確保されています。
- 高齢者は、サービス付き高齢者向け住宅*等、その生活の必要に応じた住まいが確保・選択できています。

《現状と課題》

区内には道路整備がぜい弱な木造住宅密集地域が多く存在し、災害時の危険性が高い状況にあります。首都直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建物の不燃化や耐震化、防災空地や避難道路の整備等により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

現状の建築物の耐震化率は、住宅等が約８４％、緊急輸送道路*沿道建築物が約８２％となっています。住宅等の耐震化の促進にあたっては、所有者の資金負担や権利調整などのために多くの時間を必要としますが、安全・安心なまちを実現するため、着実に進めていく必要があります。

また、駅周辺に広がる商業・業務地区の活性化や、オープンスペース*や公共

空間を増加させるため、地域の特性を活かしながら、土地の高度利用や有効利用を進め、多様な都市機能や都市活動が十分に集積する活力あるまちの形成に向け取り組んでいく必要があります。

区内の交通環境については、東西方向に鉄道が走り、バス等についても比較的利便性が高いと言えますが、一部交通に不便な地区もあります。さらに、高齢化の進行を踏まえ、より身近で使い勝手のよい移動手段のあり方の検討が必要だと言えます。

また、中野区は人口密度が極めて高く、単身世帯の割合が高い特徴があります。若年単身者の割合が高い一方で、今後は単身の高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが予想され、住宅のセーフティネット機能を維持・充実させていくとともに、ファミリー向け住宅の更なる誘導を図り、バランスのとれた住環境の実現をめざす必要があります。

そのためには、行政による住宅整備だけでは、良質な住宅ストックの供給や住宅セーフティネット機能の対応は困難であり、国や都の動向も踏まえつつ、民間活力の活用を視野に入れた、高齢者向け住宅の整備・誘導を図る必要があります。

また、老朽化したマンションの建替えの円滑化や耐震化の促進を図るとともに、予防保全の観点からマンションの適正な管理を推進し、安全で良質なマンションストックを形成していく必要があります。

《施策の方向》

ア 災害時の安全の確保と土地の高度利用を進めるまちづくり

イ 利用しやすい交通環境の推進

ウ ライフステージ*やスタイルに応じた多様な住宅の誘導

ア 災害時の安全の確保と土地の高度利用を進めるまちづくり

(1) 目標とする姿

災害時の危険性が高い地域では、避難道路の整備や建物の不燃化・耐震化等が進められ、防災性の向上が図られています。

緊急輸送道路*沿道をはじめ、建築物の耐震化が進み、震災時における倒壊の危険性が減少し、救助救援活動に係る車両の通行が確保されるなど、災害に強い市街地が形成されています。

また、住宅地、商業地等の適切な土地利用のあり方に十分留意するとともに、それぞれの土地の高度利用や大規模敷地における開発等の際には、まちづくりに資するような総合的な計画策定・誘導等が行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	地区	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
不燃領域率* (防災まち づくり事業 地区)	不燃領域率*の 向上が、まちの 防災性の高ま りをあらわす と考えられる ため	南台一・二 丁目	66.6% (26 年度)	4 地区とも に 70%以上	4 地区とも に 70%以上
		平和の森公 園周辺	69.7% (26 年度)		
		弥生町三丁 目周辺	61.1% (26 年度)		
		大和町中央 通り沿道	41.3% (26 年度)		
地区施設道 路の整備率 (地区計画* 策定地区)	災害時の避難 路等の安全性 をあらわすと 考えられるた め	南台四丁目	16.4% (26 年度)	22.0%	26.0%
		南台一・二 丁目	58.4% (26 年度)	71.0%	81.0%
		平和の森公 園周辺	35.0% (26 年度)	45.0%	53.0%

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
住宅の耐震化率	震災時の被害軽減のためには、住宅の耐震化率の向上が必要であるため	84% (26 年度)	95%	95% 以上
概算容積率	土地の高度利用の状況を表すと考えられるため	127.4% (26 年度)	134.6%	140.6%

(3) おもな取り組み

① 地域危険度の高い地域における面的な防災まちづくり

(担当：都市基盤部 地域まちづくり分野)

南台地区、平和の森公園周辺地区では、建物の不燃化、広域避難場所*への避難路の整備等により、良好な住環境と防災性能の確保を図っていきます。

これらの地区においては、まちづくり用地の確保の状況を踏まえ、防災性の向上を更に図るための展開について検討を進めます。

広域避難場所*である東京大学附属中等教育学校一帯、延焼遮断帯*の形成が急がれる大和町中央通り沿道については、不燃化促進事業*の推進・導入により、避難場所周辺や木造住宅密集地域の防災性の向上を図ります。

東京都から不燃化特区*の指定を受けた弥生町三丁目周辺地区、大和町中央通り沿道地区では、避難道路の整備や、建物の不燃化促進を図るとともに地区計画*などを導入し、地区全体の防災性向上をめざした取組を進めます。

また、(仮称)本町二丁目公園整備による防災性と周辺住環境の向上(本町二・三丁目)及び木造住宅密集地域の解消と住環境の向上(本町一丁目)を進めていきます。

その他の木造住宅密集地域についても、防災まちづくりの検討を開始していきます。

② 建築物の耐震化の促進

(担当：都市基盤部 建築分野)

震災時における住宅等の倒壊防止及び不燃化に向け、建物の耐震性・耐火性の確保をより推進するために、建替え助成制度等の利用を促進し、耐震化率を向上させていきます。また、緊急輸送道路*沿道建築物について、補強設計や改修工事に取り組めるよう、国や都の動向を踏まえながら事業の継続化を図り、耐震化を進めていきます。

③ 地域特性を活かした土地利用の推進

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

オープンスペース*やみどりの豊かな街並み、災害に強い市街地等の形成をめざして、土地の高度利用・有効利用を推進していきます。

特に、商業・業務系市街地における多様な都市機能の集積が、環境と調和するよう配慮していきます。

④ 地域の力を活かしたまちづくり

(担当：都市基盤部 都市計画分野、地域まちづくり分野)

地域住民と区が協働して防災まちづくりの検討を進め、権利者や住民の皆さんとの合意形成を図りながら、まちづくりのルールである地区計画*を策定するなど、地域の特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

また、地区まちづくり団体をはじめ、区民の主体的なまちづくり活動に対する情報提供や技術的な支援などを行っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進 ○その他の木密地域の防災まちづくりの検討（野方、上高田、本町他） ○弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得、（仮称）弥生町三丁目公園整備、地区計画*策定	○その他の木密地域の防災まちづくりの検討・推進（野方、上高田、本町他） ○弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得及び工事着手、（仮称）弥生町三丁目公園開設	○弥生町三丁目周辺地区避難道路供用開始、不燃化特区*の事業完了	○南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区等の防災まちづくりの推進（新山小跡、平和の森小跡活用） ○弥生町三丁目周辺地区に係る地区計画*による防災まちづくり推進

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○大和町地区の防災まちづくりの検討及び大和町中央通り沿道の不燃化促進事業*の実施 ○住宅等の耐震化（建替含む）支援促進 ○緊急輸送道路*沿道建築物の耐震化促進 ○地区計画*によるまちづくりの推進 ○区民の主体的なまちづくり活動に対する支援	○大和町地区の地区計画*等の策定 ○木密事業等と連携し、住宅等の耐震化（建替含む）支援事業の拡充	○大和町地区の防災まちづくりの推進 ○耐震化助成事業制度の見直し・促進	○大和町地区の防災まちづくりの推進（第四中跡活用等）

イ 利用しやすい交通環境の推進

(1) 目標とする姿

鉄道やバス等の交通機関だけではなく、走行レーンの設置等の自転車利用環境や自動車駐車場・自転車駐車場の整備、交通弱者の移動のサポート等の総合的な交通環境への配慮を通して、区民が円滑に移動できる環境が整備されています。

また、交通安全対策の強化により、区民が安全に移動できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内移動の 快適性に関 する満足度	移動環境の整備の進展を把握できるため	—	75%	85%

(3) おもな取り組み

①安全で快適に利用できる交通環境の整備

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

区内の公共交通網や駐車環境等のあり方や、交通弱者（高齢者や乳幼児連れの親子、障害者等）が、区内を円滑に移動できるための対策等について、総合的な検討・実証を行い、より快適な移動環境の整備を推進します。また、今後の高齢化の進行等を踏まえ、日常的な移動環境の整備を検討・推進していきます。

自転車については、走行レーン等の設置について、道路管理者及び交通管理者の協力を得ながら、必要な路線（箇所）について検討・導入を進めていきます。

また、中野駅周辺地区整備などに合わせ、必要な台数の自転車駐車場を計画・整備していきます。

さらに、警察等と連携し、交通安全対策を強化して、誰もが安全に移動でき

る環境の整備を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○交通弱者の移動 環境の改善	○中野四季の森公 園自転車駐車場整 備・開設		○中野駅新北口駅 前広場整備にあわ せた区営自動車駐 車場の再整備 ○中野二丁目地区 市街地再開発・三丁 目土地区画整理事 業*にあわせた中野 駅南側自転車駐車 場再整備 ○囲町地区市街地 再開発事業にあわ せた自転車駐車場 再整備 ○鍋横自転車駐車 場再整備（本町 4-44）

ウ ライフステージ*やスタイルに応じた多様な住宅の誘導

(1) 目標とする姿

それぞれのライフステージ*やスタイルに応じた、多様で質の高い住宅の形成が誘導されるとともに、サービス付の住宅等の建築が進み、空き家等の住宅ストックが有効に活用されることにより、誰もが安心して中野のまちで暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
都市居住型 誘導居住面 積水準*以上 の住戸の割 合	都市居住型誘導居住面積水準*以上の住戸が増加することにより定住が促進されることが考えられるため	22.4% (25 年度)	27%	32%
住みやすさ の満足度	住環境の満足度については、個々人の意識により計測されるため	89.6%	92%	95%

(3) おもな取り組み

① ライフステージ*に応じた住まい・住み替えに関する総合相談等

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

住まい・住み替えに関する総合相談について、不動産団体だけではなく、金融機関や福祉事業者等とも連携した総合的な相談として拡充するとともに、民間のノウハウを活用した、住宅に関する総合的な相談窓口の設置及び住宅相談アドバイザー等の人材養成を図ることで、相談業務の充実を図っていきます。

また、マンションの適正管理・建替え・耐震化及び流通等の課題に対応するために、民間の各団体で行っているセミナー等の後援、広報等の支援を行いま

す。また、建替え等による耐震化支援事業を推進していきます。

② 多様で質の高い住宅の誘導等

（担当：都市基盤部 都市計画分野、健康福祉部 福祉推進分野）

中野区への定住促進を踏まえ、子育て世帯、高齢者等が安心して居住できる住宅を整備していくため、区有地も含め、大規模敷地の開発については、指導・助言等を行い、適切な土地の利活用を誘導していきます。

また、今後の高齢化の進展を踏まえ、在宅介護、安心感の提供の観点から、都営住宅、公社住宅等の大規模団地の建替えの際の要望、区営住宅への複合施設としての併設や国や都の補助制度を活用して住宅を整備する民間の活力を活用し、サービス付き高齢者向け住宅*の誘導に努めていきます。

③ 住宅ストックの活用

（担当：都市基盤部 都市計画分野）

区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション*等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを行います。

また、高齢者の特性に配慮した、入居を拒まない住宅として「東京シニア円滑入居賃貸住宅*」の登録や、入居を拒まない不動産店を、不動産団体との協力により増やすとともに、高齢者の入居に対する不動産店や貸主の理解を促進するため、新たな保証制度の構築を図ります。

④ 空き家等の利活用等総合的な対策の推進

（担当：都市基盤部 都市計画分野、建築分野、
地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか）

区内の空き家等については、重要な住宅資源としてとらえ、子育て世帯等の定住促進、高齢者等のサービス付住宅等への住み替え促進・資産活用を視野に、積極的な利活用を図っていきます。

また、倒壊等の危険や衛生面等の課題のある空き家（特定空き家等）については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等への措置・対応を行い、良好な住環境の確保に努めます。同時に、住環境の上で望ましくない空き家とならないよう、所有者等による適正な管理を促進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 総合相談事業検討・実施 ○ 住宅相談アドバイザー等の人材養成制度の構築 ○ サービス付き高齢者向け住宅*の整備に向けた方策の検討・実施 ○ 高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅や不動産店の登録推進 ○ 高齢者のための新たな住み替え支援制度の検討・実施 ○ 総合的な空き家等対策の検討・実施	○ 制度発足及び人材活用		

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－２ 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

《１０年後のまちの姿》

「景観やみどりに配慮された魅力あるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 歴史的・文化的資源等地区の特性を活かした景観の整備が進み、まちの魅力が向上し、来街者が増加しています。
- 公園や遊歩道、街路樹等の整備や民有地や住宅での緑化が進み、まちのみどりが増加しています。

《現状と課題》

中野区は、人口密度も高く、密集した市街地という特色を持っています。これを踏まえ、災害時の被害を軽減するための防災まちづくりや土地の高度利用や有効利用による都市環境を整備する取組を進めていますが、景観形成の取組は十分とはいえません。

今後、区の景観行政のあり方を明確にして、具体的な取組を進める必要があります。特に、中野駅や哲学堂周辺をはじめ、にぎわいや歴史・文化等に応じた景観を創出していく必要があります。

また、区内の広域避難場所*内に、防災機能を有し、みどりの拠点ともなる大規模公園の整備を計画的に進めています。今後も公園の適正な配置に配慮しながら整備を行っていくとともに、時代のニーズにあった再整備や、公園を安全で快適な空間として維持するための計画的な更新及び維持管理を適切に行っていく必要があります。

《施策の方向》

ア 魅力ある景観の形成

イ みどりのネットワーク*の構築

ア 魅力ある景観の形成

(1) 目標とする姿

中野駅や哲学堂周辺をはじめ、それぞれの地区の特色であるにぎわいや歴史・文化等に応じた景観が形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
景観や街並みに対する区民の満足度	施策の進捗により、区民の満足度が向上すると考えられるため	67%	70%	73%

(3) おもな取り組み

① 魅力ある都市景観の形成

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

区の景観政策のあり方を示した基本方針及び景観計画の策定を行い、景観行政団体*に移行します。

中野駅周辺においては、多様な都市機能が息づき、都市活動が集積する、中野の顔及び東京の新たな顔として、にぎわい・活気・うるおいに満ちた景観を創出していきます。

② 歴史的資源を活かした景観形成

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

哲学堂公園・旧野方配水塔周辺など、地域に根差した歴史的・文化的資源を活かした景観を形成していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 景観形成の基本方針の検討 ○ 景観行政団体*移行への準備	○ 哲学堂公園周辺等の景観形成の推進 ○ 景観行政団体*への移行		

イ みどりのネットワーク*の構築

(1) 目標とする姿

みどりや憩い、防災の拠点となる大規模公園については、全区的な配置や地域特性に応じて、適正に配置されるとともに、既存公園の再整備が計画的に行われ、魅力的で特色ある公園づくりが進められています。

また、大小の公園を拠点として、遊歩道や街路樹、民間のみどりが有機的に連携され、日常の散歩等が楽しめるなど、まちの潤いが向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
大規模公園 の新設整備 数	大規模公園の整備により、まちの緑の増加が図られるため	3 か所	7 か所 (～31 年度)	7 か所 (26～37 年度)
区内の公園 や広場に対 する区民の 満足度	公園の配置の適正化や利便性の向上が進むと、区民の満足度が向上すると考えられるため	50.4%	55%	60%

(3) おもな取り組み

① 大規模公園等の整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

防災機能を有する大規模公園の適正配置に努めるとともに、既存公園の再整備を計画的に行い魅力的な公園づくりを進めていきます。

② みどりのネットワーク*の構築

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野、道路・公園管理分野)

みどりの拠点となる大規模公園の適正配置を進めるとともに、適正な樹木管

理を行うため、定期的な剪定や植栽を実施していきます。

また、大小の公園を拠点として、遊歩道や街路樹、民間のみどりに有機的に連携を持たせ、まちの潤いを向上させるとともに、日常の散歩等を通した健康増進が図られるよう配慮していきます。

③ 公園機能の重点的強化による利用者の増加

(担当：都市基盤部 道路・公園管理分野)

特定のスポーツ利用が可能な施設など、機能を特化した公園施設の整備を進めます。

また、利用者にとって利便性の高い公園の利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

長寿命化計画*に基づき施設の適正な管理を行い、遊具など施設の更新や再整備を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○(仮称)弥生町六丁目公園の設計・整備	○(仮称)弥生町六丁目公園の整備		
○(仮称)本町二丁目公園の設計・整備	○(仮称)本町二丁目公園の整備		
○中野四季の森公園拡張部の整備			
○(仮称)上高田五丁目公園の計画	○(仮称)上高田五丁目公園の設計・整備		
○平和の森公園の拡張再整備設計	○平和の森公園の拡張再整備		
○利用方法の検討・方針策定			

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－３ 計画的に整備・管理される都市基盤施設

《１０年後のまちの姿》

「計画的に整備・管理される都市基盤施設」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- まちの骨格となる道路等の都市基盤施設の整備や計画的な維持補修が行われ、まちの安全性、交通の利便性やにぎわいなどが向上しています。
- 狭あい道路*の整備が進み、日常生活の利便性やまちの環境が向上しています。
- 道路や施設のバリアフリー化等の誰もが快適に過ごすための都市基盤の整備が進んでいます。

《現状と課題》

区内には、狭あい道路*が多く、整備の進んでいない都市計画道路*も多数存在しています。また、木造住宅密集地域が多く分布していることから、災害時の危険性が高い状況にあります。

首都直下型地震発生 of 切迫性が指摘されるなか、建物の不燃化や耐震化、防災空地や避難道路の整備とともに、幅 4 メートル未満の狭あい道路*の拡幅や都市計画道路*の整備等により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、日常生活や様々な社会参加を行う上で、誰もが安全・快適に移動や施設等の利用ができるように、中野区バリアフリー基本構想に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら、駅舎等のバリアフリー化を進めていますが、道路の段差解消については、現在 50%に満たず、より一層の推進が必要です。

また、近年頻発している集中豪雨により、内水等による浸水被害が発生していることから、河川改修事業や雨水流出抑制対策等、浸水被害を軽減するための取組を一層進めていく必要があります。

《施策の方向》

- ア 道路・橋梁の安全性・快適性向上
- イ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤の整備

ア 道路・橋梁の安全性・快適性向上

(1) 目標とする姿

都市計画道路*については、東京都と連携・協力しながら、計画的に整備が進んでいます。

また、狭あい道路*の拡幅整備が進み、緊急車両（消防・救急・警察）の活動への支障、人、自転車や乳母車等の通行の危険などが解消され、安全性・快適性が向上しています。

さらに、中野二、三丁目土地区画整理事業*における区画道路等の整備に合わせ、無電柱化が推進されています。

治水対策については、東京都との協力により、河道整備、調節池*や貯留施設の整備が進み、また、公園、道路に地下貯留・浸透施設が設置され、浸水被害が軽減されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
都市計画道路*の整備率	道路整備の進捗が把握できるため	51.8% (26 年度)	57.4%	63.1%
生活（狭あい）道路*のうち、区が拡幅整備した率	道路整備の進捗が把握できるため	27.1% (26 年度)	32.1%	37.1%

(3) おもな取り組み

① 都市計画道路*の整備

（担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野、
西武新宿線沿線まちづくり分野、都市基盤部 都市計画分野）
中野駅周辺まちづくりや西武新宿線連続立体交差事業*に関連する都市計画道

路*については、まちづくりの進捗にあわせ整備を進めていきます。

未整備の都市計画道路*は、東京都と連携・協力しながら、まちづくりの進捗や整備効果など優先度を勘案しながら、計画的に整備をすすめていきます。

② 狭あい道路*の拡幅整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

幅 4 メートル未満の道路を、建築物の建て替えなどにあわせて拡幅整備し、安全な道路空間を確保していきます。これまでに拡幅整備ができていない箇所への取組を強化し、狭あい道路*の積極的な解消を図ります。

また、整備の完了した道路上に物が置かれるなど、通行の妨げとなっている状態の解消のしくみをつくり、促進します。

地区計画*区域や防災都市づくり推進計画に基づく整備地域の狭あい道路*については、さらに拡幅整備が進むような仕組みをつくります。

建築物の耐震化促進、危険なブロック塀の改修促進などにより、通学路を中心とした生活道路の安全性を高めます。

③ 道路・橋梁の整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

道路・橋梁の安全性の確保を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画、道路附属物等及び道路舗装維持管理計画に基づき、経費の縮減・平準化を図りながら長寿命化を行っていきます。

また、道路ストック総点検、舗装性状調査*などの点検結果に基づき、計画的に道路等の維持修繕を進めます。

④ 無電柱化の推進

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野、都市基盤部 都市計画分野ほか)

都市計画道路*及び土地区画整理事業*における区画道路の整備に合わせ、無電柱化を推進していきます。

また、木造住宅密集地域における無電柱化の検討を踏まえ、災害時における道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、避難経路等を中心に無電柱化の推進を図ります。その他、主要幹線や駅周辺については、今後の区道修繕計画との整合を図りながら、無電柱化の推進を図っていきます。

⑤ 総合的な治水対策の推進

(担当：都市基盤部 道路・公園管理分野、都市基盤整備分野)

近年増加している局所的な集中豪雨や台風による水害被害を軽減するため、区内の河川について、1時間あたり 50mm 規模の降雨に対応できる河道整備に加

え、調節池*の設置による 1 時間あたり 75mm 規模の降雨への対応及び、浸水対策として下水道施設に係る貯留施設などの早期整備を東京都と協力して進めていきます。

また、区が進める流域対策として、大規模公園の整備及び既設公園の全面改修時、また区道修繕計画における道路の全面舗装改良に合わせ、公園、道路に地下貯留・浸透施設を設置し、浸水被害を軽減させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○補助 220 号線（鉄道交差点付近）の整備、同（もみじ山通り・早稲田通り交差点付近）の整備着手 ○区画街路第 3 号線（新井薬師前駅交通広場）の整備着手 ○区画街路第 4 号線の整備着手 ○補助第 221 号線（中野四丁目線路側）の整備着手	○同（早稲田通り付近～区画街路第 3 号線）の整備着手	○同（鉄道交差点付近）の整備完了・供用開始 ○同整備完了 ○補助 227 号線（妙正寺川～新青梅街道）の整備着手	○同（もみじ山通り・早稲田通り交差点付近）の整備完了・供用開始、同（もみじ山通り・大久保通り～早稲田通り）の整備着手、同（西武新宿線～妙正寺川）の整備着手 ○同整備完了 ○同整備完了・供用開始

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○中歩 2 号線（中野駅西側南北通路）の整備 ○補助 223 号線（中野駅新北口駅前広場）の整備 ○狭あい道路*の拡幅整備の推進 ○橋梁の健全性の回復のための修繕 ○都市計画道路*等の整備に合わせた無電柱化の検討・実施 ○大規模公園の整備及び既設公園の全面改修時に地下貯留・浸透施設設置 ○区道修繕計画における道路の全面舗装改良に合わせ、地下貯留・浸透施設を設置		○同整備完了・供用開始 ○区画街路第 5 号線（中野駅南口駅前広場）の整備着手	○同整備完了・供用開始 ○同整備完了・供用開始 ○橋梁の健全性の回復から予防保全型管理への移行

イ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤の整備

(1) 目標とする姿

日常生活や様々な社会参加を行う上で、誰もが安全・快適に移動や施設等の利用ができるように、ユニバーサルデザイン*に基づいた都市基盤の整備が進んでいます。

中野区バリアフリー基本構想に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら駅舎等のバリアフリー化が進んでいます。

また、重点整備地区以外でも、歩道の段差・急傾斜・急勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置などが進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
歩道のバリアフリー化率	歩道のバリアフリー化率は、都市基盤におけるユニバーサルデザイン*の目安となるため	42.3% (26 年度)	52.5%	64%

(3) おもな取り組み

① 駅周辺道路などのバリアフリー整備

（担当：都市基盤部 都市計画分野、都市基盤整備分野）

中野区バリアフリー基本構想に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら、駅舎等のバリアフリー化を進めていきます。

重点整備地区以外でも、歩道の段差・急傾斜・急勾配の解消や階段・坂道へ

の手摺り設置などを進めていきます。

また、既存のマウンドアップ型の歩道をセミフラット型の歩道に改修し、新設・拡幅などの道路についてもセミフラット型の歩道の整備を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○重点整備地区内の 鉄道駅周辺道路 のバリアフリー化 ○歩道等のバリア フリー整備の推進			○バリアフリー基 本構想の見直し

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－４ 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

《１０年後のまちの姿》

「災害への備えや防犯の取組が進んだまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 多くの人が、自ら災害への備えを行うとともに、防災訓練などに積極的に参加しています。
- 避難の際に支援が必要な人への支援態勢が構築されるとともに、円滑な避難生活を送るための態勢が整備されています。
- 災害やその復旧・復興のための対応の基盤が整い、日常生活や事業活動が早期に復旧できるまちになっています。
- 地域では町会・自治会等の団体が、警察等関連機関と密接な連携を保ち、自らの防犯活動の取組が進んでいます。

《現状と課題》

災害への備えについては、「自らの命は自ら守る」という視点により、区民一人ひとりが飲料水・食料の備蓄や家具の転倒防止等を行う必要があります。

また、地域では「共助」に取り組む、防災の担い手となる人材が十分とは言えず、人材の育成や防災訓練の参加率を高め、「自分たちのまちは自分たちで守る」という視点で、取組の活性化を促していく必要があります。

防災訓練についても、町会・自治会、地域防災住民組織を中心に行われていますが、学生・勤労者など、より多様な区民の参加を促すとともに、要支援者に関わる訓練メニューなどを充実していく必要があります。

避難の支援態勢の構築にあたっては、発災直後のボランティアを含めた支援活動に従事するマンパワーの確保と避難支援に必要な資機材の整備が課題となります。

その中で、「見守り対象者名簿」を活用した平常時の町会・自治会の見守り・支えあい活動を、災害時の避難訓練へ結びつけるなどの取組が生まれており、

こうした動きを広めていく必要があります。

また、地域では町会・自治会等により様々な防犯活動が進められています。この活動を更に発展させていくためには、町会・自治会等の団体が様々な団体との連携を深めながら、活発に活動していくことが必要であり、その体制づくりに向けて、支援を充実させていく必要があります。

さらに、インターネットや携帯電話等の利用が一般的になり、子どもや高齢者が被害者となるインターネットを通じた事件が増加しています。また、ネットを通じた誹謗・中傷等のいじめ被害も発生しており、児童・生徒への指導とともに、保護者の意識啓発に取り組む必要があります。

《施策の方向》

ア 災害時における対応力の向上

イ 地域の生活安全の向上

ア 災害時における対応力の向上

(1) 目標とする姿

「自らのまちは自らで守る」という理念のもと、一人ひとりが進んで災害時の備えを行うとともに、町会・自治会や地域防災住民組織等による、地域や避難所における運営訓練等が積極的に行われ、災害時の対応能力が高まっています。

要支援者への対応については、個別の避難支援計画づくりが進み、適切な避難行動により、人的な被害の軽減が図られるとともに、平常時の地域での支えあい活動等を通して、要支援者の把握、関係づくりが進み、住民の安心感が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
防災訓練参加者数	防災訓練の参加者数は、地域住民自らの取組の状況を表しているため	41,073 人 (26 年度)	44,300 人	47,600 人
飲料水や食料を備蓄している区民の割合	災害に備えた飲料水、食料を備蓄している区民の割合から、震災への備えの状況が把握できるため	飲料水 55.6% 食料 45.9%	飲料水 65% 食料 55%	飲料水 75% 食料 65%

(3) おもな取り組み

① 災害時における関係機関との連携強化の取組

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

総合防災訓練等において、警察、消防、自衛隊、協定締結団体等の関係機関との連携訓練を実施し、実効性のある連携体制を推進していきます。

一時帰宅困難者滞在施設及び協力事業者の拡充とともに、中野区帰宅困難者

対策協議会と連携した帰宅困難者対応訓練を定期的実施し、帰宅困難者対策の強化を進めます。

また、中野区災害医療連携会議において、区内医療関係者との災害時の医療救護体制の強化を進めるとともに、災害医療救護訓練などにより医療関係者の連携を深め、災害時の医療救護体制の実効性を高めていきます。

② 復旧・復興対策の推進

（担当：都市基盤部 都市計画分野、防災・都市安全分野）

東京都及び他自治体が採用している、り災証明システム等を導入して、業務の共通化を図ることにより、災害時に応援に来た他自治体職員が復旧・復興の即戦力になる体制の構築を進めます。

③ 地域防災力の強化

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野）

防災意識の高い区民に、地域防災会活動への参加や防災訓練・避難所開設訓練等への参加を促し、地域の防災活動でその能力を発揮できる環境を整備していきます。

個人の家庭内備蓄や家具等の転倒防止のPR等により、その対応能力を高めるとともに、事業所の防災力の向上のため、事業所防災計画に基づく防災訓練の実施及び備蓄、帰宅抑制を推進していきます。

さらに、消防団入団活動を支援するため、消防団勧誘活動の広報や場所の提供、活動内容の紹介などの入団意欲を喚起する支援策を実施し、消防団の災害活動に資する資機材の支援及び活動・訓練場所の確保を行い、消防団活動の強化を促進していきます。

④ 災害時避難行動要支援者*の支援体制及び避難所運営態勢の整備

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野、
地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか）

避難行動要支援者の個別避難支援計画*の作成を通じて、支援者の選定等を促進するとともに、避難所に公助及び共助を中心とした避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、避難支援資機材の増強を図るなど、确实迅速な避難ができる体制を整えていきます。

また、避難所及び二次避難所*を含めた、女性や要配慮者への対応について、避難所運営マニュアルの改訂や備蓄物資の見直し等を図り、避難所運営の充実・強化を図ります。

さらに、震災時の職員態勢を見直し、迅速に避難所運営及び避難支援を実施できる態勢づくりを進めていきます。

⑤ 災害時応援協定締結団体等からの受援体制の整備

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

他自治体を含めた協定団体から速やかに支援を受けるため、受援体制の検討・整備を進めるとともに、総合防災訓練等により応援協定締結団体との連携を深め、実効性のある受援体制を進めていきます。

また、支援可能な団体等と災害時応援協定を締結し、受援可能範囲の拡充に努めます。

⑥ 学校における防災教育の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する中学生を育成するため、避難訓練の改善、地域と共同した防災訓練の実施、地域防災訓練への中学生の参加を進め、全中学校に、中学生防災隊を組織していきます。

⑦ 区における災害対策基盤の強化

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

関係機関と連携した災害対策本部運営を実施するため、防災センターの規模拡大及び機能強化を進めます。

また、災害情報等を区民へ迅速に発信するため、新たな伝達手段についても検討し、充実・強化に努めるとともに、災害対策本部と連携する地域本部や避難所等との情報連絡体制の充実・強化を進めていきます。

さらに、区有施設において、災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○一時帰宅困難者 滞在施設及び協力 事業者の拡充			

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○帰宅困難者対策協議会と連携した訓練の実施 ○災害医療連携会議における区内医療関係者との連携強化 ○り災証明システム等導入に向けた検討 ○事業所への防災訓練、備蓄、帰宅抑制など実施に向けての広報の推進 ○避難支援職員態勢づくり、避難所の避難支援機能設置及び資器材の配備 ○災害時避難行動要支援者*の個別避難支援計画*の作成 ○避難支援訓練実施 ○災害情報伝達手段の充実・強化	○災害医療訓練の実効性の確保 ○り災証明システム等導入及び稼働 ○事業所での防災訓練の実施の推進 ○避難支援職員態勢の改善及び避難支援資機材の拡充 ○個別避難支援計画*の更新・新規作成 ○避難支援訓練拡大 ○新たな災害情報伝達手段の検討・導入	推進	

イ 地域の生活安全の向上

(1) 目標とする姿

地域団体の自主的な防犯活動や防犯設備の整備に対して支援を行うとともに、警察等関係機関との連携を強めることにより、地域住民が主体となった犯罪のない安全なまちが形成されています。

子どもの安全対策については、子ども自身の安全への認識の強化・推進を図るとともに、地域ぐるみで見守る態勢が充実しています。

また、消費生活相談や啓発活動が推進され、消費者の安全・安心が確保されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
犯罪発生認知件数	犯罪発生認知件数が減少することにより、犯罪抑止の成果が表れていると考えられるため	3,410 件 (26 年度)	2,900 件	2,400 件

(3) おもな取り組み

① 地域の生活安全の向上

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

安全で安心なまちが実現するため、地域が主体となった自主的な防犯活動や防犯設備の整備に対して支援を行うとともに、区民に対する積極的な情報発信、警察等関係機関との連携を進め、防犯意識の向上や犯罪に強いまちをめざしていきます。

そのため、防犯パトロール団体への支援による地域の自主的な取組の促進、防犯カメラ設置への助成等による犯罪の発生を防ぐ地域づくりや積極的な情報

発信を進め、防犯意識の向上を図っていきます。

② 子どもの安全対策の強化

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野、教育委員会事務局 学校教育分野）

子どもたちが安心して通える安全性の高い施設整備、子ども自身の対応力の向上、地域による見守り活動の促進により、子どもに対する犯罪被害の防止を図ります。

そのため、下校時のパトロール等地域ぐるみの安全対策の推進、セーフティ教室等による防犯啓発活動による子ども自身の対応能力の向上などにより、子どもの事故や犯罪の被害を未然に防止していきます。

③ 消費者保護

（担当：区民サービス管理部 区民サービス分野）

消費者の安全・安心の確保のため、消費生活相談を充実させるとともに、特に悪質商法や詐欺被害に遭いやすい高齢者・若者などに重点的に啓発等に取り組み、早期相談につなげることにより被害の防止を図ります。

高齢者等については、民生委員、地域団体、介護事業者等との連携・協力により、地域での見守り活動などを推進します。また、若者（学生）に対し、学校・大学などでの消費生活知識の普及啓発を進めます。

④ 振り込め詐欺撲滅対策

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野）

警察や金融機関などの関係機関と連携し、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図っていきます。

また、街頭でのキャンペーンやメール配信など、様々な方法で振り込め詐欺等を防止する普及啓発活動を行い、地域全体での被害防止の取組を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 防犯パトロール 団体への防犯資機 材支給等による支 援 ○ 地域団体による 防犯設備設置に対 する支援 ○ 防犯パトロール 団体への防犯資機 材支給等による見 守り活動への支援 ○ 消費生活相談及 び啓発の充実			



戦略Ⅲ 環境共生都市戦略 （サステイナブル*なかの）

Ⅲ－１ 環境負荷の少ない低炭素社会*

《１０年後のまちの姿》

「環境負荷の少ない低炭素社会*」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 地球環境にやさしいライフスタイル*が、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根付いています。
- エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化、再生可能エネルギー*の利用等により、低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対して、適応が進んでいます。
- 区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみの発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。
- 建替えなどに伴う緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

《現状と課題》

近年、CO₂をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や海水面の上昇など最も深刻な環境問題であり、化石燃料に起因する CO₂ 等の増加が最大の要因です。地球温暖化を防止することは人類共通の重大な課題であり、区においても、区内の CO₂ 排出量の約 50%を占める家庭部門を中心に取組を促進していくことが重要です。地球環境にやさしいライフスタイル*を推進するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー*を利用した設備等が導入された低炭素なまちづくりを進めていく必要があります。また、温室効果ガスを削減するための緩和策に加え、既に現れている、もしくは今後中長期的に避けられない温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、適応策を進めなければなりません。

東京湾内最後の埋立処分場を延命化することは23区が取り組むべき重要な課題です。中野区としても、ごみの発生抑制と資源化に向けた取組を積極的に進めるため、従来の手法の継続だけでなく、新たな施策の実施が必要です。

住宅の庭木・生け垣など民有地内のみどりは、中野区のみどりの大きなウェイトを占めていますが、土地の分割や利用転換などにより、既存のみどりの一部が失われています。家庭、事業所や地域で、今あるみどりを守り育て、増やす取組を一層推進していく必要があります。公共のみどりでは複数の大規模公園の整備も進んでいますが、学校等の公共施設の緑化やまちづくりに合わせた街路樹の整備も進め、やすらぎと潤いのあるまちにしていける必要があります。

《施策の方向》

- ア 地球環境にやさしいライフスタイル*と気候変動への適応等の推進
- イ ごみの発生抑制と資源化の推進
- ウ 身近な緑化の推進

ア 地球環境にやさしいライフスタイル*と気候変動への適応等の推進

(1) 目標とする姿

地球環境にやさしいライフスタイル*の普及啓発の取組が進み、区民や事業者は、地球的視野に立って考え、日々の生活や事業活動において、環境に配慮した行動をとっています。

そして、家庭や事業活動の中で省エネルギー機器や再生可能エネルギー*を利用した設備等が導入され、HEMS*（家庭のエネルギー管理システム）やBEMS*（ビルエネルギー管理システム）などにより、低炭素なまちづくりが進んでいます。

また、温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、水害対策、熱中症対策やデング熱対策など適応策としての取組が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内のエネルギー消費量	区民・事業者等の省エネルギー等の努力の効果を示すため	10,863TJ (24 年度)	10,289TJ	9,209TJ

(3) おもな取り組み

① 環境にやさしいライフスタイル*の普及・推進

（担当：環境部 地球温暖化対策分野）

中野区の CO₂ 排出量の約半分を占める家庭からの排出量の削減を促進するため実施している、なかのエコポイント制度について、利便性向上等を図り、節電や省エネルギー等に取り組み、環境に配慮した商品を選択するライフスタイル*を普及、促進していきます。

一戸建てや集合住宅への HEMS*（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進策としてなかのエコポイント制度を活用するとともに、事業者へのセミナーや省エネ診断等を通じた省エネルギー機器等への買い替え、BEMS*（ビルエネルギー

一管理システム）の導入促進等を図り、また高断熱建築物の普及により低炭素なまちづくりを進めます。

先進的に省エネルギーに取り組む区民や学校、事業者等と連携し、エコマーク*等を活用した、身近な場面での環境教育・学習を推進し、環境意識の向上を図ります。

② 連携都市とのカーボン・オフセット*の推進

（担当：環境部 地球温暖化対策分野）

森林資源を保有するなかの里・まち連携自治体と連携して、現地の森林整備（植林・間伐支援）を行う「中野の森プロジェクト」等の活動で得られる CO₂ の吸収量を活用し、カーボン・オフセット*を進め、環境配慮行動を促進します。

区民、事業者等が、区内に居ながらにして環境貢献できる「中野区環境基金」への寄付を通じた「中野の森プロジェクト」等への参加など、環境交流の取組を進めます。

③ 温暖化に伴う気候変動への適応

（担当：都市基盤部 道路・公園管理分野、都市基盤整備分野、
地域支えあい推進室 地域活動推進分野、環境部 生活環境分野）

エネルギー消費量や CO₂ 排出量を削減するための「緩和策」だけでなく、既に現れている、もしくは今後中長期的に避けられない温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、水害対策、熱中症対策やデング熱対策などの取組を、「適応策」として着実に進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○なかのエコポイントシステムの利便性向上 ○HEMS*等の導入促進に向けたなかのエコポイントの活用 ○「中野の森プロジェクト」等カーボン・オフセット*の推進 ○BCD*形成を見据えた低炭素まちづくり計画の策定 【再掲Ⅰ-1】 ○区有施設の設備改修に伴う照明器具のLED化の推進 【再掲Ⅷ-3】 ○区有施設等の緑化推進 【再掲Ⅷ-3】	○大規模開発等における低炭素化やエネルギーマネジメント*誘導・実施 【再掲Ⅰ-1】		○区役所・サンプラザ地区等を中心としたBCD*の形成 【再掲Ⅰ-1】

イ ごみの発生抑制と資源化の推進

(1) 目標とする姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たすことにより、ごみを出さない生活スタイルが浸透するとともに、ごみの減量化や資源化の取組が進み、大幅なごみの減量が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区民 1 人 1 日あたりご み排出量	区民のごみ発生抑制努力の 成果を示すため	523g (26 年度)	452g	371g
資源化率	ごみへの資源可能物の混入 状況と資源化を測ることが でき、循環型社会の達成度 を示すため	28.3% (26 年度)	32.1%	40.5%

(3) おもな取り組み

① ごみを出さない生活スタイルの推進

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

環境学習・出前講座等により、ものを購入するときから、リデュース（発生抑制）、再使用（リユース）を意識する生活スタイルが区民一人ひとりの暮らしに浸透し、定着することをめざした取組を進めます。

新たな情報伝達ツールを活用したごみの収集・資源回収・イベント等に係るきめ細かい情報案内を行います。また、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平性を図るため、様々な環境を整えた上で、家庭ごみの費用負担の導入に取り組めます。

② 家庭ごみの減量化の促進と資源の有効活用

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

家庭から排出される生ごみの減量化の実施等、さらなる減量化を推進します。

陶器・ガラス・金属ごみについて新たに資源化を導入し、資源の有効活用を拡充します。また、家庭のごみの分別・排出指導の徹底や集合住宅専用集積所の設置を推進します。

③ 事業系ごみの減量・資源化の促進

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導を徹底します。

また、事業者自らの責任で適正に処理する原則を踏まえ、処理業者に関する情報提供等を行い、民間処理業者による委託処理への移行促進、自主ルート確立を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○新たな情報伝達ツールを活用した普及・啓発の推進 ○家庭ごみの費用負担に向けた取組の推進 ○生ごみ減量化対策の実施 ○陶器・ガラス・金属ごみ等の資源化の実施			

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導の徹底、委託処理への移行促進、自主ルートの確立支援 ○清掃事務所車庫移転整備（弥生町6-1）			

ウ 身近な緑化の推進

(1) 目標とする姿

屋上緑化や生け垣をはじめ、区民の生活の身近なところでみどりを増やす取組が進められています。身近なみどりが、人々にやすらぎと潤いを与えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
みどり率*	安全で快適な、都市のみどり空間が確保されているかどうかを示すため	17.52% (20 年度)	18.70%	18.72%

(3) おもな取り組み

① 地域緑化の推進

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

イベント・教室の開催や緑化を推進する事業者等を表彰するなど緑化の啓発に努めます。

苗木の配布、生け垣等設置助成など身近なみどりを創出する事業や、樹木、樹林、生け垣の保護指定による既存のみどりの保護を進めます。

また、身近なみどりへの意識を高めるため、「環境基金」への寄付に、区内のみどりの保護育成コースを新設します。

② 建築時などの緑化推進

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

一戸建て、マンション等の新築、建替え時の緑化計画認定時に、良質なみどりが創出される適正な計画となるよう相談・指導を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○環境基金への寄付コースの新設検討・実施 ○新築、建替えに伴う緑化計画認定における緑化指導の推進 ○(仮称)弥生町六丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)本町二丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○中野四季の森公園拡張部の整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)上高田五丁目公園の計画【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の拡張再整備設計【再掲Ⅱ-2】	○(仮称)弥生町六丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)本町二丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)上高田五丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の拡張再整備【再掲Ⅱ-2】		

戦略Ⅲ 環境共生都市戦略 （サステイナブル*なかの）

Ⅲ－２ 良好な生活環境が守られているまち

《１０年後のまちの姿》

「良好な生活環境が守られているまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 適切な食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等により、衛生的な食品が常に提供されています。
- 区民団体等との協働により薬物乱用・危険ドラッグは撲滅され、区民は正しい知識に基づいて医薬品を利用しています。
- ペットの正しい飼養方法が普及し、愛護動物との共生について理解が深まっています。
- 自主防除の知識浸透と確実な駆除により、生活衛生や安全を脅かす害虫・動物等から地域が守られています。

《現状と課題》

食品衛生の確保に関しては、区の監視指導のほか、食品事業者団体も自主管理に努めていますが、毎年数件の食中毒が区内で発生しています。今後、食品施設には製造過程等における科学的なリスク管理の導入を勧奨するほか、事業者・消費者・行政等が共通認識を深める機会を充実させるなど、食の安全・安心を一層確保していくことが必要です。

国の規制強化等により危険ドラッグの店舗販売は一掃されたとされています。しかし、インターネットでの入手や他の薬物乱用への移行等が懸念されるため、関係機関との連携や、区民団体による薬物乱用防止啓発活動への支援を通じ、若い世代に薬の正しい知識を普及していくことが重要です。

ペット飼養の際のマナー不足や、飼い主のいない猫をめぐる問題に関して、町会等が不妊去勢手術などを行いつつ「地域猫*」を見守るなどの活動に対する助成を行っています。今後さらに、人と愛護動物とが共生できる地域の実現を

めざし、区と町会、獣医師会等が連携し、動物愛護精神の普及に努めることが求められています。

公害等の要因に対しては規制基準の遵守の指導、害虫・害獣等に対しては、区による直接駆除に加え、区民が自主防除できるよう適切な相談指導を行うことが必要です。

《施策の方向》

- ア 衛生環境の整った地域づくり
- イ 地域での人と愛護動物の共生促進
- ウ 良好な生活環境整備の維持向上

ア 衛生環境の整った地域づくり

(1) 目標とする姿

食中毒防止に係る食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等の取組が進み、食の衛生が守られています。

また、区民団体等との協働の取組等により、薬物乱用、危険ドラッグが撲滅され、区民は正しい知識を得て、医薬品を利用しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内食品営業施設で発生した食中毒件数	食品の衛生が守られていることを示すため	4 件 (26 年度)	0 件	0 件

(3) おもな取り組み

① 薬物乱用の防止・危険ドラッグの撲滅

(担当：環境部 生活環境分野)

国や都、警察、医療関係機関等との連携や、区民主体の薬物乱用防止活動への支援等により中学生等への働きかけを行うなど、若年層への危険ドラッグ・薬物乱用の危険性についての正しい知識浸透を図ります。

また、区内の大学等と連携した、区民主体・地域ぐるみで行う薬物乱用防止活動と啓発活動を推進します。

② 食の安全・安心の確保

(担当：環境部 生活環境分野)

新たに解明されてきた食中毒原因と対策の知識を食品事業者や区民に周知することにより、食中毒の発生を防止します。

新たな食材輸入の安全性確保や、国際標準に基づく食品衛生管理のための、国や都、食品衛生自主管理団体等と連携した、衛生管理の確実化・効率化を図ります。

また、区民、食品事業者、行政担当者を含めた食のリスクコミュニケーションの充実と食の安全・安心につながる多角的理解を促進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○薬物乱用・危険ドラッグ撲滅に向けた普及啓発・活動支援 ○食中毒防止に向けた正しい知識の普及と衛生管理の確実化・効率化の推進 ○区民・事業者・行政を交えた食のリスクコミュニケーション活動の充実			



イ 地域での人と愛護動物の共生促進

(1) 目標とする姿

ペットの正しい飼養方法等について、飼養者や地域の理解を深める取組により、地域での人と愛護動物の共生が促進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
犬・猫に関する苦情件数	人と愛護動物の共生の推進度合いを示すため	142 件 (26 年度)	85 件	50 件

(3) おもな取り組み

①地域における人と愛護動物の共生促進

(担当：環境部 生活環境分野)

畜犬登録と狂犬病予防接種の実施徹底や、犬・猫等ペットの正しい飼い方・しつけ方の啓発推進等により、咬傷被害や飼い主による飼養放棄を撲滅し、ペット飼養に対する地域の理解を促進します。

動物愛護精神普及の一環として、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず「地域猫*」として見守る町会等の取組を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○「地域猫*」活動ガイドラインの普及と町会等に対する活動支援 ○公園利用方法の検討・方針策定 【再掲Ⅱ-2】			

ウ 良好な生活環境整備の維持向上

(1) 目標とする姿

騒音・振動・悪臭等への適切な対応が進み、良好な生活環境が維持されています。

自主防除の知識浸透と確実な駆除により、感染症を媒介する害虫・動物等から地域が守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
ハクビシン 等害獣に関 する苦情件 数	害獣に係る駆除や普及啓発 の度合いを示すため	—	50 件	30 件

(3) おもな取り組み

①良好な生活環境を守るための測定と阻害要因の排除

(担当：環境部 生活環境分野)

区内主要道路等における騒音・振動調査及び河川の水質調査により、区民の生活環境の基礎となるデータを把握します。

また、騒音・振動・悪臭・粉じんなど生活環境を阻害する要因に対する調査・指導等により、環境の保全に努めます。

②害虫・動物等の自己防除の普及啓発及び駆除

(担当：環境部 生活環境分野)

生活衛生や安全を脅かすスズメバチ・ハクビシン、蚊等の害虫・動物等について防除相談や自己防除の普及啓発を進めるとともに、適切な駆除を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○害虫・害獣等の駆除と自己防除のための正しい知識の普及			

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－１ 安心して産み育てられるまち

《１０年後のまちの姿》

「安心して産み育てられるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 家庭が子育てについての責任を自覚し、自信を持って子育てを行うことができるように、妊娠・出産期からの一貫した相談・支援体制が整っています。
- 地域の子育て支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われています。
- 地域で子育て支援者やコーディネーターの育成が行われ、育成活動のネットワークが広がり、地域全体で子どもの育ちを支えています。
- 虐待や発達課題など、個別的な支援を必要とする子どもへの一貫した支援が、関係機関の連携のもとに推進されるとともに、地域での理解が浸透しています。
- 家庭は、子どもや家庭の事情に応じて必要な子育て支援サービスを利用して、安心して子育てができています。
- すべての乳幼児が、必要に応じた保育や幼児教育を、家庭の理念や選択により受けることができるよう、十分なサービスが提供されています。
- 地域や行政の様々な協力や支援によって家庭は充実した子育てを行い、出生率が向上しています。

《現状と課題》

初婚年齢は、全国的に年々高くなり、中野区においても晩産化の傾向が続いています。また、中野区の合計特殊出生率*は、近年増加傾向ではありますが、東京都、23 区全体よりも低い傾向です。都市部特有の核家族化、地域コミュニティの希薄化により、孤立した環境の中で子どもを産み育てることへの不安や困難さを感じやすい状況にあり、家庭の育児負担が大きくなっています。

出産直後の母体保護、健康保持に重点を置いた支援策や、里帰り先のない妊産婦を支援していく仕組みが十分ではありません。安心して出産・育児をするために、切れ目なく支援する体制が求められています。

産前・産後のサポートを充実し、育児不安を抱える家庭への切れ目ない支援を行い、関係機関が連携して一貫した支援体制を構築するなど、相談の充実や関係機関・地域と連携して子どもの状況を把握し、成長過程を通じ一貫した支援を行う必要があります。

虐待の要因も子育てに関する悩みや疾病、家庭内暴力などと複雑化しています。虐待の未然防止・早期対応には養育状況を把握し、適切な支援を行うことが必要です。

障害や発達に課題がある子どもが増加傾向にあります。特別な支援が必要な子どもが地域ですこやかに成長していくためには、家族や地域での理解が必要不可欠です。

また、ひとり親家庭など支援を必要とする子どもと家庭が自立した生活を送っていけるよう支援します。

乳幼児期における教育・保育は、子どもにとって極めて重要なプロセスです。これまで、区立保育園の民営化や区有地を活用した認可保育所整備、認可小規模保育事業所の開設など、様々な保育サービスの拡充に努めてきましたが、保育施設の希望者は年々増加しており、依然として待機が生じています。

さらに、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園、保育施設のいずれを利用した場合でも、すべての乳幼児が家庭の理念を踏まえた適切な幼児教育を受けることができるよう、教育・保育環境の整備が求められています。

《施策の方向》

- ア 子どもの育ちを支える地域づくり
- イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備
- ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化
- エ 子育てサービス・幼児教育の充実

ア 子どもの育ちを支える地域づくり

(1) 目標とする姿

地域の中で育成活動のネットワークが広がり、社会全体で子どもの育ちを支えています。その中で、次代の担い手である子どもたちは、様々な世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長しています。さらに、子どもの安全を守る活動が充実しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育ての自主的な取組や地域の育成活動などに参加した大人の人数	地域全体で子どもの育ちを支えていることを示すため	15,799 人 (26 年度)	18,000 人	19,000 人
地域の育成活動に参加した子どもの人数	子どもの地域への関わりや交流の状況を示すため	23,030 人 (26 年度)	24,000 人	25,000 人

(3) おもな取り組み

① 地域の子育てコミュニティの拠点づくり

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

すこやか福祉センターは、地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業*を充実していきます。また、講座などを実施して子育て中の親に学びの場を提供していきます。

子育てひろば*を、子育てしている保護者の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談を受けることができる場として、身近な場所である商店街

などを活用して増やします。

地域で乳幼児親子の交流事業を行っている団体間の情報共有など育成者の連携によって、地域の子育て支援ネットワークの強化を図ります。

② 地域の育成活動等の充実と育成者支援

（担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野 子ども教育部 子育て支援分野）

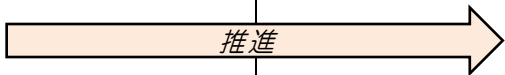
地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介することなどにより、新たな人材の育成につなげていきます。

地域で子育て支援活動を行う団体等に対し、研修・講演会等の実施による人材育成や広報活動への支援を充実します。地区懇談会の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して協議や取組を行っていきます。

キッズ・プラザを全小学校内に整備するとともに、学童クラブを適正配置し、放課後の子どもたちの安心安全な活動拠点を整備します。

また、U18 プラザを廃止し、中高生の社会参加の支援については、地域とのつながりや社会貢献に向けた事業を、民間等を活用しながら実施していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域子育て支援拠点事業実施 ○地域の人材育成の仕組みを構築 ○地域のネットワーク強化等、子育て支援の仕組みづくり ○小学校内へのキッズ・プラザ整備	○地域子育て支援拠点事業の拡充 ○地域の育成活動の支援の推進 ○民設民営学童クラブ整備		

イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備

(1) 目標とする姿

妊娠から出産、育児にいたる一貫した支援体制が整備され、支援が必要な家庭は把握されています。適切な相談支援を受けることで、育児等への不安や孤立感は解消され、保護者は自信と自覚を持って子育てに臨んでいます。さらに、子どもたちには、将来につながる健康づくりの意識付けをしています。

また、安心して充実した子育てのできる環境が整い出生率が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	支援により、困難さの軽減が進んでいることを示すため	23% (26 年度)	20%	15%
大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の割合	自信や安心感を持って子育てに取り組んでいることを示すため	87.2%	93%	100%
合計特殊出生率*	安心して子育てに取り組んでいることを示すため	0.99 (26 年)	1.12	1.26

(3) おもな取り組み

① 切れ目のない一貫した相談・支援体制の整備

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、妊娠・出産期の母子に対する心身のケア、助産師・地域の子育て経験者等による相談支援を実施します。

妊娠期には面接を通じて出産や産後の相談、個別の支援プラン作成や支援を実施します。産後は戸別訪問の実施に加え、ハイリスク・要支援の場合には更に面接により育児や健康面の相談、子育て支援サービスの紹介等を行います。その後の健診の機会や利用している保育施設などで、養育上支援が必要と把握された家庭へは、訪問等により相談、必要な支援の紹介を行っていきます。

ホームページや区報、情報通信技術（ICT）の進歩に合わせた様々な情報媒体を活用し、妊娠中から出産に向けてのアドバイスや、子どもの年齢に応じた適切な子育て支援情報を提供できる体制を構築し、妊娠期からの情報を一元的に集約することでコーディネート機能を強化し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつないでいきます。

② 子どもの健康増進の支援

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

乳幼児健康診査事業を充実するとともに、かかりつけ医の推進を図ります。身近な相談先を確保し、子どもたちの生育や発達状況の把握や課題の早期発見を図っていきます。また、すこやか福祉センターは関係機関と連携しながら、一人ひとりの子どもの生育に関わる情報を共有し、健康診査結果の活用や予防接種、正しい食生活の学びを通じ、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行います。

幼児期からの活発な運動を促し、身体づくりとともに運動機能の維持・向上を図り、規則正しい健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたる健康づくりの基盤を築く支援を行います。また、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○出産前後の母子に対する心身ケアと相談支援の充実 ○子育て相談支援システムの再構築（母子保健情報を含む） ○個々の状況に応じた新たな情報提供の仕組みの構築（メール、アプリ、ホームページ等の連携した情報提供）	○子育て相談支援システムの運用（子ども、子育て家庭情報の一元管理による支援の充実） ○アプリ等を活用した情報提供の実施	○妊娠・産後子育て・幼児期のステージと支援データを活用した相談支援強化	

ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化

(1) 目標とする姿

子どもと家庭への適切な支援のため、子ども家庭支援センターを中心として、関係機関等の連携による一貫した相談支援体制が整備、充実され、虐待等の未然防止、早期把握と迅速な対応がとられています。

また、子どもたちの自立した生活に向かう成長のため、一人ひとりに応じた支援や適切な教育が行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
新たに発生した虐待件数(年間)	相談や支援体制の充実により、虐待の予防が図られていることを示すため	80 件 (26 年度)	減少	減少
虐待件数のうち改善された割合	支援などの適切な対応により、子どもやその家庭の改善状況が示されるため	37.8% (26 年度)	50%	70%

(3) おもな取り組み

① 虐待の未然防止と支援体制の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

産後ケア、産前・産後サポート事業を実施するとともに、子育て専門相談とグループ支援を強化し、産前からの育児不安を抱える母親に対する妊娠期からの切れ目ない支援により育児不安解消を図っていきます。

こんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診におけるメンタルアンケート等を活用するほか、区や、保育園、学校、児童相談所、警察等の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会*の連携を強化し、支援が必要な児童や家庭の状況を早期に把握し、個別の状況に応じて必要な支援を早期に実施することで、虐待防止につなげていきます。

さらに、虐待防止について、区民の理解を深め、意識を高めるための啓発を行います。

② 発達の課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実

（担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野ほか）

発達の課題や障害のある子どもに対して、関係機関の情報共有と連携により一貫した支援体制を構築し、支援を推進するとともに区民への啓発を充実し、発達の課題や障害があっても地域で育ち、教育を受けることができる環境を整備します。

また、障害や発達に課題のある児童が、必要な療育などのサービスを受けられるよう、民間活力を活用し、障害児通所支援施設の基盤整備を推進します。

保育園や幼稚園等での障害児の受け入れや自宅で保育を受けられる居宅訪問型保育事業*を進め、集団保育が困難な乳幼児への保育サービスの提供を図っていきます。

③ 児童相談・支援体制の充実・強化

（担当：子ども教育部 子育て支援分野）

すこやか福祉センターごとに緊密な情報連携を図り、要保護児童対策地域協議会*のネットワーク機能の強化や児童相談の充実を図ります。また、対象年齢別の支援のための会議を開催し、身近な機関が連携して地域で子どもの見守りができる体制を構築します。

虐待の未然防止・早期発見や保護等の法的措置から家庭復帰までの切れ目ない一貫した支援を実施するためには必須である、児童相談所の移管に向けて、国・都に強力で働きかけます。学校、保健所、福祉事務所などの関係部署の連携強化や一時保護所の設置、職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め、様々な場合への対応力の強化を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○妊婦への医療職面接による育児不安等の解消と包括的支援 ○産前・産後支援事業による母親への支援 ○要保護児童対策地域協議会*と地域の連携強化 ○集団参加型の発達発育支援事業の充実 ○サービス等利用計画*に基づく支援の充実 ○南部障害児通所支援施設開設・障害児通所支援事業*の充実 ○居宅訪問型保育事業*の実施 ○児童相談所の移管に向けた都区協議	○子どもの包括ケア体制の充実 ○乳幼児期から小中学校まで、継続した支援の充実 ○児童相談所の移管に向けた準備（施設整備、人材育成、システム構築など）	○児童相談所の移管	推進

エ 子育てサービス・幼児教育の充実

(1) 目標とする姿

子どもや家庭のニーズに応じた子育て支援サービスが提供されています。
また、すべての子どもに対して、幼児期に必要な多様で質の高い教育・保育が提供されています

安心して子育てに臨めるように、ライフスタイル*の変化や就労形態の多様化に対して、多様な保育サービスが十分に提供されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
保育施設における在園児保護者の満足度	多様な保育施設の整備により、ニーズに応じた保育サービスが提供できている状況を示すため	93%	100%	100%

(3) おもな取り組み

① 子育て支援の充実による負担の軽減

(担当：子ども教育部 子育て支援分野、保育園・幼稚園分野ほか)

子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた病児・病後児保育事業、一時預かり事業*、子育て短期支援事業*、利用者支援事業*等の実施により子育て支援の充実を図るとともに、保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を実施します。さらに多子世帯への補助や子育て支援を充実することで、子育ての一層の負担軽減を図ります。

また、被虐待や養育支援家庭児童に対する相談機能の充実や障害児通所施設等との連携による対応の強化を図るほか、保育施設における子育て家庭への支援の拡充を図ります。

② ひとり親家庭への支援

(担当：子ども教育部 子育て支援分野)

ひとり親家庭が様々なサービスを活用して安心・安全に自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援します。

ホームヘルプサービス事業による日常生活の支援、自立支援給付金事業等による就労支援、母子生活支援施設における母子家庭自立支援及び子どもショートステイ事業等による養育支援を行います。

③ ライフスタイル*に応じた保育の拡充

(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます。また、認可外保育施設が、認可保育施設へ移行する場合に必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やしていくとともに、施設に対する指導検査により、質の確保を図ります。

認定こども園*の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業（幼稚園型）*を進めることで、様々なライフスタイル*の家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。

④ 幼児教育の充実

(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実を図ります。

さらに、保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 病児保育の整備 誘導、病後児保育の 拡充			

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 保育施設における地域子育て支援の充実 ○ 多子世帯への支援の検討 ○ 日常生活支援、就労支援、自立支援、養育支援の充実 ○ 預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）*の拡充 ○ 保育所及び地域型保育事業*の誘致 ○ 区立保育園の民営化推進 ○ 事業所内保育事業*の仕組み構築・実施 ○ 認可保育施設移行に向けた支援	○ 多子世帯への支援の実施 ○ 保育所における休日保育事業の拡充 ○ 認定こども園*の誘致	○ 区立幼稚園の認定こども園*への転換	

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

《１０年後のまちの姿》

「自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 子どもたちは、グローバル化のより一層の進展に対応できる、確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自他を尊重する態度が育っています。
- 子どもたちは、基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしています。
- 学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいます。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々に応じたきめ細やかな教育を受け、地域の中で交流しながらその可能性を伸ばしています。
- 子どもたちの成長期の心の問題への多様な支援体制が整っています。
- 家庭や学校、地域の協力した取組によって、子どもの体力が向上しています。
- 豊かな食文化を身につけ、子どもが健やかに育っています。

《現状と課題》

今後、グローバル化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を認め、活用できる人材の育成が求められています。自他の生命・人権を尊重する態度や基本的なルールやマナーなどの規範意識の向上を図り、優れた自国の歴史・文化に深く触れ、体験や地域社会との交流を深めるとともに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

そのためには、乳幼児期から小学校、中学校へかけての連携した教育が課題となっています。保育園・幼稚園と小学校の連携を進め、児童の義務教育への

円滑な接続を図るとともに、小学校と中学校の連携をさらに進め、9年間の学びの連続性を踏まえた知徳体のバランスが取れた教育を行い、子ども一人ひとりの可能性を伸ばすことが求められています。また、特別な支援が必要な児童・生徒が個々の状況に応じた教育を地域で安心して受けられる環境整備が必要です。

さらに、学校・地域・家庭の連携により、地域やボランティアの活動を活かし、地域に根差した特色ある学校運営を展開することで、次代を担う子どもたちを社会全体で育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることも求められています。

《施策の方向》

- ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育の展開
- イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実
- ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実
- エ 子どもの体力向上

ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育の展開

(1) 目標とする姿

一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、子どもたちが意欲的に学び、自ら考え課題解決する力、豊かな人間性、確かな学力、コミュニケーション能力等を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
学力調査項目（全 86 項目）のうち、7 割以上の児童・生徒が目標値を達成した項目の割合	児童・生徒の学力の状況を示すため	44.2% (26 年度)	70%	80%

(3) おもな取り組み

① 学校教育の充実

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野）

生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育を充実し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育みます。さらにグローバル化や情報化の進展を見据え、理数教育、外国語活動や英語教育を充実し、異文化交流などによりグローバル人材を育成するとともに、情報通信機器の効果的な活用により、児童・生徒の情報活用能力の習得を図ります。

学校支援ボランティアの活用などにより、個に応じたきめ細かな指導の充実

を図り確かな学力を育成していきます。

人権教育・道徳教育・心の教育の推進や日本の自然・歴史・文化の体験、地域の人々との交流を通じて、規範意識、社会貢献の精神、国や郷土を愛する心、コミュニティ意識を高め、豊かな人間性や社会性を育みます。

教育の第一義的責任を担う家庭を支援し、家庭や地域と連携して学習習慣や生活習慣の定着を図る取組を推進します。

さらに、家庭の不安への相談や地域・社会で支える体制の整備を進めます。乳幼児との交流や保育体験などを通じ、命の尊さや心身の発達に関する知識を学び、将来の子育てに対する期待や意欲を育むとともに、職場体験等の体験活動を充実し、様々な教科・領域を通じて、児童・生徒が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に向けた取組を進めます。

② 学びの連続性を踏まえた連携教育の推進

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野子ども教育部 保育園・幼稚園分野）

小中連携教育の推進計画に沿った取組を実践し、小中連携教育を推進します。義務教育 9 年間の学びの連続性を踏まえた児童・生徒の学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、児童・生徒一人ひとりを伸ばす教育を実践します。

保育施設と幼稚園、小学校を中心とする保幼小の連携を基盤とした、子ども同士の交流、教職員合同研修など多様な保育施設・事業との連携を進めます。

③ 質の高い教育環境の整備

（担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野、子ども教育施設分野）

学校再編を着実に推進することで、一定の児童生徒数や学級数を確保し、子ども同士の交流など集団活動の良さを生かした活気あふれる学校運営を進めます。また、小中学校の通学区域の整合性を図り、小学校と中学校の 9 年間を見通した連携教育を推進します。

学校施設・設備等の整備を進め、安心・安全で快適な教育環境を提供します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○英語、理数教育の推進 ○小中連携教育の推進、乗り入れ指導の充実 ○保幼・保幼小連携スタンダードプランの作成・実践 ○統合新校の開設（3校） 中野神明小と新山小 多田小と新山小 大和小と若宮小	○小学校における一部教科担任制の導入 ○統合新校の開設（2校） 桃園小と向台小 第三中と第十中	○中野区の特徴を活かした教育課程の編成 ○統合新校の開設（2校） 上高田小と新井小 第四中と第八中	○統合新校の開設（1校） 鷺宮小と西中野小 ○平和の森小移転整備（法務省矯正研修所跡）

イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実

(1) 目標とする姿

保護者、地域住民が学校教育・運営へ一層参加するなど、外部に開かれた学校経営を行うことにより、学校の教育活動が活性化されています。

学校が、地域の活動の拠点となり、より密接な連携の中で子どもたちを育てています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、保護者や地域の方の意見や願望を受け止め、学校改善に生かそうとしている」と考える保護者の割合	保護者等の学校運営への参加と外部に開かれた学校経営の状況を示すため	小学校 74.8% (26 年度) 中学校 67.6% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域と連携した学校教育、地域の子育て活動の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

大学等との連携を強化し、学生ボランティアを活用して教育活動の活性化を図ります。また、中学校区毎に第三者評価*を実施し、学校経営を外部から評価し、改善につなげていきます。

学校支援会議を強化し、学校、地域、家庭が連携・協働して学校教育の充実や

多様な体験活動が展開できる体制を整備します。また、地域での体験活動等を通じて、児童・生徒が地域の中で学ぶ機会を増やすとともに、地域住民による学校の教育活動への積極的な参加を促し、教育活動の活性化を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 学校支援会議の強化と、学校、地域、保護者による連携・協働の体制づくり ○ 中学校区ごとの第三者評価*実施に向けた検討	○ 中学校区ごとの第三者評価*の実施		

ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実

(1) 目標とする姿

すべての子どもが、地域とともに学び、育つとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、個性や可能性を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、特別支援教育*や発達障害等に関して保護者への説明を行っている」と考える保護者の割合	発達や障害に応じた教育や保護者への説明が行われていることを示すため	小学校 56.6% (26 年度) 中学校 53.7% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 特別支援教育*の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

就学相談など特別に支援を必要とする子どもの相談体制の充実を進めます。副籍制度*を活用して、一人ひとりの個性を認め合う活動を工夫します。また、特別支援教育*の充実により、障害のある人への理解を深めていきます。

中学校の情緒障害等通級指導学級*を増設します。全小中学校に特別支援教室を設置し、巡回指導と通級指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

② 配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

幼稚園・保育施設、小・中学校に日本語指導員などを派遣し、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒及びその保護者の支援にあたります。

専門的な知識と経験をもつ職員による巡回支援により、不登校児童・生徒への個別的な支援を行うとともに、適応指導機能と教育相談機能の融合を図り、より適切な方法により支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 小学校 特別支援教室の全校設置 ○ 中学校への特別支援学級（情緒障害等）設置について検討 ○ 巡回支援の実施等、不登校対策の充実 ○ 日本語適応指導の充実	○ 特別支援教室における巡回指導充実	○ 中学校へ情緒障害等通級指導学級*の増設 ○ スクールソーシャルワーカー*の増員による相談、支援体制の充実 ○ 第三中と第十中の統合新校に子ども家庭支援センター機能と教育センター機能を整備	○ 中学校へ特別支援教室の設置

エ 子どもの体力向上

(1) 目標とする姿

子どもたちには、生涯にわたって健康を保持することの大切さを認識する取組により、健康的な生活習慣が定着しています。

また、食育の充実が図られ、子どもたちに自分の健康を高めていくための望ましい食生活の習慣が身についています。

さらに、学校生活や日常生活の中で、遊びや日常的な運動を誘発する取組によって子どもの体力づくりを推進していきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
体力テスト で目標（中 野スタンダ ード*）を 7 割以上の児 童・生徒が 達成した種 目数（小 6・ 中 3）	児童・生徒の体力の状態の 推移を示すため	小 6 8／16 種目 （26 年度）	小 6 12／16 種目	小 6 16／16 種目
		中 3 12／18 種目 （26 年度）	中 3 15／18 種目	中 3 18／18 種目

(3) おもな取り組み

① 体力向上させる取組の推進

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか）

各学校で、スポーツテストの結果を体力向上プログラムに適切に反映するほか、民間スポーツクラブ、中野区地域スポーツクラブ*等との連携による運動プログラムの提供や指導を行い、乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援します。

アスリート等を活用し授業を改善するとともに、日常的な運動を誘発する、環境や設備等を整備します。

また、オリンピック・パラリンピック教育をはじめ、児童・生徒に運動への関心と意欲を高めさせるとともに、保護者・地域の体力向上への意識啓発を図ります。

さらに、休み時間・放課後の外遊びの推進やキッズ・プラザ、放課後子ども教室*の取組、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりの推進を図っていきます。

保育施設や幼稚園等において、運動遊びプログラム*の取組を進めることで、体を動かすことが好きな乳幼児を育みます。

② 食育・健康教育の充実

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野、健康福祉部 健康・スポーツ分野）

自ら健康の保持・増進に努める児童・生徒を育成するために、養護教諭、栄養教諭、学校栄養士を中心として、組織的に食育や健康教育を推進します。栄養や望ましい食習慣、人格形成に関わる食文化など、正しい知識を習得するとともに、自分の体力や身体状況に応じて実践しやすい取組の習得を図ります。

また、講演会等の実施により、正しい知識の普及啓発や健康への関心を高めるとともに、生活習慣に関連した健康課題を抱えた子どもの健康づくりを推進するほか、給食試食会等を実施し、給食の目的や内容への理解を深め、食育を推進し、学校保健委員会等の活用により保護者の意識啓発を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○スポーツ・コミュニティプラザ等における子ども向けメニューの拡充 ○休み時間、放課後等の遊びを通じた体力づくりの推進 ○運動遊びプログラム*(4～5 歳児)の活用 ○運動遊びプログラム*(0～3 歳児)の作成 ○地域スポーツクラブ*による中学校の部活動支援の方策検討・実施 【再掲 VI-1】	○アスリート等を活用した運動・スポーツの気運の醸成 ○運動遊びプログラム*(0～3 歳児)の活用 ○中学校の部活動支援の拡充 【再掲 VI-1】	○学校と連携した運動プログラムの仕組みの構築	

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－３ 学びと文化を創造・発信するまち

《１０年後のまちの姿》

「学びと文化を創造・発信するまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 地域に根づく文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。
- 区民は、地域や社会に貢献し続けられるよう、学びの機会を活用しています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化の魅力が広がり、区民はそれらに親しみ、誇りを持って継承しています。
- 学校と図書館が連携した読書活動を推進することにより、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいます。
- 図書館は、地域性ととともにその専門性を高め、各館の個性に即した文化・情報の拠点として区民の仕事や暮らしを支援しています。

《現状と課題》

中野区の歴史・伝統文化に対する区民の関心は必ずしも高いとはいえないため、これまで以上に区の歴史的特性や文化財などを区民に啓発する必要があります。区民の中野への愛着を深めるような普及啓発事業の展開を図ります。

地域参加や社会貢献に向けた生涯学習の場を充実する必要があります。

グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展などの社会環境の変化により、区民が自ら必要な情報を選択し入手することが重要となっています。中野のまちに集う学生、ビジネスマン、外国人などを含むあらゆる区民が必要とする情報を的確に提供し、区民の学びと自立を支え、生活や地域の様々な課題の解決を支援する役割を強めていかなければなりません。そのためには、各図書館の役割分担を明確にして、より高度な要求にも対応できる機能が求められています。

また、家庭・学校・地域との連携による子どもの読書活動の推進や地域団体の活動支援のほか、区民の地域への愛着の形成や、観光・地域活性化を図るため、地域の歴史・文化を発信する拠点としての機能を充実していく必要があります。

《施策の方向》

ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援

イ 魅力ある図書館運営の推進

ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援

(1) 目標とする姿

生涯学習の機会が地域の中に広がり、地域人材活用や健康・生きがいがいづくりにつながることで、区民が自分らしくいきいきと暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
まな VIVA ネット*による団体活動情報等の発信件数	区民の活動の状況を示すため	807 件 (26 年度)	900 件	1000 件
なかの生涯学習大学を卒業後、地域活動に参加した人の割合	なかの生涯学習大学卒業後に地域活動に参加している実態をあらわすため	80.5% (26 年度)	85%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域の歴史・伝統文化の保護、継承

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

歴史民俗資料館等を拠点として、各種企画展示・講座や体験学習などの経常的な普及活動のさらなる充実を図ります。また、大学等関連諸機関との協力により事業展開を図り、哲学堂公園周辺まち歩きルートを活用したまち歩き事業を活性化していきます。

さらに、散逸・消滅しつつある歴史・文化遺産に対する文化財指定による保護と活用、無形民俗文化財の継承のための継続的支援とともに、当該資源が観光、にぎわいの資産となるよう働きかけを行います。

② 生涯学習の活動の促進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

区民の誰もがその生涯にわたって、社会貢献するための学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、専門学校、民間企業、NPO等と連携します。また、既存の大学の生涯学習講座とも連携した啓発等を行っていきます。

また、生涯学習大学卒業者等が、そのスキルを活かし、町会・自治会活動、ボランティア活動等に気軽に参加できるよう、学習内容や具体的な活動への導入の仕組みを拡充していきます。

地域で活動するグループの生涯学習情報への登録促進と活動発表の場の確保を支援していきます。

また、地域団体の活動場所となり得る場の情報提供や利用促進を行い、自主活動の支援を図っていきます。

③ 若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくり

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

大学連携による講座などで音楽や美術、建築などの優れた文化・芸術に接する機会を設けるほか、乳幼児期から芸術に触れる機会を提供していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○生涯学習大学卒業生と地域活動団体との連携の仕組みの構築	○生涯学習大学卒業生や、大学等の生涯学習講座で学んだ区民の地域活動への参加促進		
○哲学堂公園・学習展示施設整備 【再掲 I-2】	○哲学堂公園周辺等まち歩きルート の検討【再掲 I-2】	○哲学堂公園周辺等まち歩きルート 設定【再掲 I-2】	

イ 魅力ある図書館運営の推進

(1) 目標とする姿

各館の魅力ある高い専門性に基づく蔵書構成により、文化・情報の発信や個々に応じた学びや仕事・課題解決を支援しています。

学校と図書館との連携した取組により、子どもの成長段階に応じた読書活動が推進され、児童・生徒の自主的・自発的な学習や読書活動が行われています。

区民の自主的な活動が図書館を中心に展開し、子どもから高齢者まで多様な読書活動が展開しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
図書館は学びや課題解決に役立っていると感じている利用者の割合	専門的なレファレンス・サービスや個性のある蔵書構成により、区民の学びと自立を支えている状況を示すため。	—	90%	100%

(3) おもな取り組み

① 個人や地域の様々な学習活動への支援

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

図書館は、地域の情報拠点として、区民の学びと自立を支え、各館の専門性に基づいて、生活や地域の課題解決を支援します。また、区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料を収集・発信するほか、地域資料を電子化して提供します。

② 学校と連携した読書活動の推進

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

子どもや区民の利便性の向上を図るため、地域開放型学校図書館*の整備を計画的に進めます。

子どもの読書活動を推進するため学校図書館を充実するとともに、家庭、学校、地域、図書館が連携し、子どもたちの自主的な読書活動の動機付け等を進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 図書館の専門性の向上と地域開放型学校図書館*の整備の推進 ○ 学校と図書館の連携推進		○ 本町図書館・東中野図書館を統合し、第三中と第十中の統合新校へ整備 ○ 地域開放型学校図書館*の設置	

戦略Ⅴ 地域見守り・支えあい戦略 （手をつなぐなかの）

Ⅴ－１ 見守り・支えあいが広がるまち

《１０年後のまちの姿》

「見守り・支えあいが広がるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 町会・自治会は、地域での課題を解決するため、地域活動の中核として、他の公益団体との連携を深めています。
- 近隣関係を軸とした地域での支えあい活動が広がり、多くの人が担い手となっています。
- 地縁団体以外にも、専門的な領域での活動が成熟し、多くの区民が参加し、様々な取組が活性化しています。
- 区民活動センターは、区民の意思に基づいて運営される地域自治の拠点として、機能しています。
- 町会・自治会、大学、ＮＰＯ、民間企業等の広範な連携が行われ、地域活動や公益活動が活性化しています。

《現状と課題》

区民活動センターでの町会・自治会を中心とした運営委員会による運営が軌道に乗り、活発な話し合いを通じて、地域の特性を踏まえた事業、広報等が行われるようになり、地域の公益団体間の連携も深まりつつありますが、地域の中での認識度、住民の積極的な関与については、一部にとどまっています。

各地域では、見守り対象者名簿を活用した見守り・支えあい活動が進み、地域の支えあいの機運は確実に高まってきていますが、支えあい活動の担い手は、まだまだ不足しています。町会・自治会等、様々な活動の担い手と連携を図り、地域の包括的な支えあいネットワーク体制を築く必要があります。また、様々な関心や状況に応じて参加できる、専門性重視の活動スタイルや機会の充実が求められています。

地域活動や公益活動を行う区民団体の中には、活動の担い手の高齢化や固定

化などの課題を抱える団体が少なくありません。課題の自主的な解決に取り組むため、町会・自治会などの公益活動を行う団体の組織力強化や地域力向上が必要となっています。

また、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化に伴い、区民が安心して暮らし続けることのできる地域包括ケア*システムの構築が求められており、住民主体の活動等による多様な支援サービスが提供される地域づくりの必要性が高まっています。

《施策の方向》

ア 地域課題を自ら解決する活動の推進

イ 見守り・支えあい活動の拡充

ア 地域課題を自ら解決する活動の推進

(1) 目標とする姿

地域活動の核である町会・自治会は、多く人の参加を得て、地縁団体としての長い活動の経験を踏まえつつ、他の公益活動団体等との連携により、地域での課題に積極的に対応しています。

また、地域の課題解決に向けた活動の拠点である区民活動センターでは、運営委員会が、自主的かつ主体的な取組を促進しています。

それらの活動や区の様々な情報提供やコーディネート活動を通して、一人ひとりの区民は、そのライフステージ*や関心に応じて、地域活動や公益活動などへの参加を増やしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域の活動に参加した区民の割合	地域活動等への参加状況を表すため	27%	35%	55%
ボランティア登録者数	公益活動への参加・育成・連携等の基盤整備の有効性や進捗状況には、登録者数の増加が目安となるため	531 人 (26 年度)	560 人	590 人

(3) おもな取り組み

① 町会・自治会への加入促進等、地域への参加や担い手育成の推進

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や役員等活動の担い手を増加させるため、現在行っている転入時の町会・自治会の紹介等のほか、ホームページやデジタルサイネージ*等の媒体を通じての町会・自治会活動の広報

の拡充や、SNS*等を活用した大学生等の若年層の町会・自治会のイベントへの参加などを推進していきます。

また、地域での課題解決に向けて期待される、住民の役割、担い手の発掘・育成、区の果たすべき役割等を位置付ける条例制定を検討します。

② 地域での課題を解決する活動の充実支援

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域での課題を解決する場である区民活動センター運営委員会*については、町会・自治会を核として、自主的な運営がなされ、地域の実情に応じて、様々な事業等を実施しています。

その活動が、より円滑かつ効果的に行われるよう、事務局職員への研修や制度の見直し等を行ない、取組の充実や地域団体、NPO、民間事業者等とコーディネートする力の向上など、必要な支援を充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 転入時の加入促進等の充実 ○ 運営委員会の取組成果の整理・応用普及（振返り研修の継続） ○ 運営委員会事務局体制拡充等のための見直し ○ 南中野区民活動センター移転整備	○ コミュニティソーシャルワーク*機能の強化支援（研修の導入等） ○ 見直しに基づく対策の実施（任意実施） ○ 東中野区民活動センター移転整備（東中野小跡）		

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
	○昭和区民活動センター建替整備		○鍋横区民活動センター移転整備 (本町 4-44) ○鷺宮区民活動センター移転整備 (鷺宮小跡)

イ 見守り・支えあい活動の拡充

(1) 目標とする姿

地域において見守りが必要な人については、近隣による見守りや緊急通報システム等をはじめとするツールの活用により、24 時間安心して暮らすことが出来ています。

また、身近な場所に、集い・交流の場が増加し、人とのふれあいが担保され、疎外感や孤独感が減少しています。

さらに、生活支援をはじめとする公益活動が増加することにより、日常生活への支援の選択肢が増加しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	見守りや支えあい活動をしている割合は、地域での当該活動の状況の目安となるため	27.7%	30%	50%
いざという時に地域に頼れる人がいる割合	いざという時に地域に頼れる人がいる率により、地域との結びつきの割合が把握できるため	74% (26 年度)	78%	80%

(3) おもな取り組み

① 要支援者の見守り等の強化

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域で見守りの必要な人には、町会・自治会等による近隣の見守り活動に加え、緊急通報システムの利用者の拡大やスマートフォンやケーブルテレビ等の双方向性を活用した 24 時間の見守りにより、より安心して暮らせるようにして

いきます。

また、緊急通報への対応のための区役所内の夜間・休日の体制を強化し、迅速な対応を図るとともに、緊急時の近隣協力者を増やし、人的な対応の増加を図ります。

さらに、災害時避難行動要支援者*の個別避難支援計画*を作成し、支援者の拡充を図ります。また、避難支援計画と見守り対象者名簿を活用した支援のあり方を整理し、見守り・支えあい活動の拡充を図ります。

② 身近な支えあい拠点の整備支援

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

高齢者の外出や交流を促進し、他者との関係づくり等を通して、孤立化や情報の不足を防ぐため、高齢者等が気軽に参加できる事業を増加させていきます。

③ 支えあい活動や公益活動の拡充

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

近隣による日常的な支援の拡大のため、町会・自治会等の支えあい活動団体への呼びかけ、事例周知等の支援等を行っていきます。

また、定期的な安否確認、入院時の対応支援、死後の手続支援などを行う、一人暮らしや身寄りのない高齢者等の生活を支えるためのサービス提供の充実を図るため、担い手となる活動者、活動団体の掘り起し、育成等を行います。

さらに、地域で安心して住み続けるための、日常生活を支える公益活動を増加させるための支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○緊急通報システム利用者の拡大 ○要支援者災害時避難支援計画の作成と名簿への記録 ○生活支援サービスの充実	○スマートフォン等を活用した緊急通報システムの検討 ○見守り対象者名簿と要支援者名簿を活用した支えあい活動の支援のあり方整備 ○生活支援サービスの推進	○スマートフォン等を活用した緊急通報システムの実施 ○緊急時の近隣協力者の増加 ○平常時・災害時を一貫した地域の支えあい活動の進展	

戦略Ⅴ 地域見守り・支えあい戦略 （手をつなぐなかの）

Ⅴ－２ 様々な活動の連携によって守られる暮らし

《１０年後のまちの姿》

「様々な活動の連携によって守られる暮らし」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 身近な地域の中での見守り・支えあい活動によって支援が必要な人は、適切な相談・支援を受けています。
- 認知症*などへの理解が深まり、生活支援のサービスや成年後見制度*や近隣の支えあいにより、区民は自らの選択による意向を尊重され、地域生活を続けています。
- 町会・自治会などの地域の活動団体や民生児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、民間事業者や医療機関などが連携し、見守り、医療・福祉・介護の支援、健康づくり・予防、住まいなどを一貫して総合的にサポートする体制が整い、活発に活動が展開されています。
- 医療・福祉・介護・権利擁護・生活支援などの多様なサービスについては、必要とされる量が確保されるとともに、包括ケアの担い手の確保と多様で質の高いサービスが提供されています。

《現状と課題》

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場での暮らしを続けていくために、医療、介護、介護予防、住まいなどの支援が包括的に提供されることが必要です。

また、地域では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多く暮らしていますが、近所の気付きによる見守りや様々な機関の連携により、支援を必要とする人が把握され、早期に支援につながることも重要です。

すこやか福祉センターは、子どもから高齢者、障害者の地域のワンストップの総合相談支援拠点として、地域包括支援センター*、障害者相談支援事業所*との連携を密にしながら、地域の関係機関や活動団体が連携した相談支援体制の整備を進める中心的な役割を発揮していくことが求められています。

高齢者の増加とともに、認知症*の人も増え、問題行動への対応に苦慮したり、金銭管理など日常生活に困難が生じるケースがみられます。個人の権利がまもられ、尊厳ある生活を続けるために、適切な医療やケアとともに、生活支援のサービスや成年後見制度*などの支援、周囲の地域住民の理解促進も課題となっています。

《施策の方向》

ア 地域包括ケア*体制の構築

イ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスの提供

ア 地域包括ケア*体制の構築

(1) 目標とする姿

近隣による見守りや日常生活支援等の支えあい活動の推進によって、区民は地域の中で孤立せず、必要な支援につながり安心して暮らしています。

また、地域では障害や認知症*などへの理解が進み、本人、家族を地域で支える取組が進められています。さらに成年後見制度*等の普及啓発と利用促進や虐待防止の対応の適切な実施などにより、支援が必要な人とその家族の権利がまもられています。

子どもから高齢者まで、あらゆる人がライフステージ*に応じ、切れ目なく一貫した相談や支援を受けられ、様々な機関などの連携によって、包括的なサービスや支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	地域での支えあい活動等の推進度合いを示すため。	27.7%	30%	50%
介護サービスを利用してケアプランについて「不満な点はない」人の割合	包括的なサービスの提供により必要とされる支援が受けられていることを示すため。	46.7% (26 年度)	54%	56%

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
成年後見制度*を知っている人の割合	高齢者等の権利擁護への理解が進んでいることを示すため。	45.6%	70%	75%

(3) おもな取り組み

① 相談・コーディネート機能の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などが孤立せず生活を送れるためには適切な支援が必要となります。相談支援専門機関である地域包括支援センター*、障害者相談支援事業所*の機能を強化し、支援が必要な人の早期発見、ワンストップによる総合相談、訪問等アウトリーチによる支援を行う体制を整備していきます。

② 医療と介護等の連携体制の推進

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野)

すこやか福祉センターが中心となり、地域のネットワークづくり、ケア会議の運用、支援の充実を進めていきます。「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア*推進会議」を通じた、地域課題の発見・解決、地域のネットワークの構築・連携強化、人材など地域資源の開発等を進めます。

医療と介護の連携の強化のため、在宅医療介護連携推進協議会*、地域ケア会議と連携して在宅療養体制の整備を進めます。

さらに、連携推進・情報共有のため、SNS*等を活用した情報共有の仕組みを構築します。

③ 認知症*高齢者等にやさしい地域づくりの推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野、地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症サポーター*を増やし、認知症*高齢者を理解し近隣で見守るための地域づくりを推進するとともに、介護者への支援を強化します。

早期受診や予防を啓発するとともに、地域の相談窓口等における認知症*対応能力を向上させます。

訪問等により早期に兆候のある高齢者を把握し、専門機関や専門医等と連携

を図りながら、適切な医療や支援につなげます。

④ 権利擁護、虐待防止の推進

（担当：健康福祉部 福祉推進分野、地域支えあい推進室 地域ケア分野）

高齢者や障害者等の安心した在宅生活の継続のため、保健福祉サービス利用の相談を進め、成年後見センターを中心とした成年後見制度*の普及啓発と利用の促進を図り、財産管理等に困難または不安のある高齢者等に対しては、金銭管理等の支援を行います。

また、制度の隙間となっているひとり暮らしの人などの緊急入院時や死後の対応などを整備していきます。

高齢者や障害者等への虐待防止については、関係機関と連携した、適切な対応を実施します。権利擁護についての理解促進と虐待防止の意識づくりのため、啓発事業を実施します。専門的な介護相談やレスパイト*など家族への支援の充実もあわせて進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域の包括ケア体制の構築（相談ネットワークの構築、在宅療養体制の構築、情報共有の仕組みの整備等） ○（仮称）地域包括ケアシステム推進プランの策定 ○認知症初期集中支援チーム*の設置 ○認知症サポーターキャラバンメイトの拡大と活動支援 ○認知症予防事業の強化 ○成年後見制度*等の普及 ○虐待防止関係機関と連携対応推進 ○南部すこやか福祉センターの移転整備 （中野富士見中跡）	○地域の包括ケア体制の推進 ○認知症の人や家族を対象とした集いの場の充実 ○若年性認知症に係る相談支援、活動支援の充実 ○成年後見制度*等の推進	○障害者、子どもを含めたすべての人に対する身近な相談支援体制の拡充 ○北部すこやか福祉センターの移転整備（沼袋小跡）	○鷺宮すこやか福祉センターの移転整備（鷺宮小跡）

イ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスの提供

(1) 目標とする姿

多様な主体により様々なサービスが供給され、自らのライフスタイル*にあったサービスを主体的に選択できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
不足感のあるサービスの数※	不足感のあるサービスの減少はサービスが豊富に供給されていることを示すため	8 (26 年度)	5	2
介護サービスを利用してケアプランについて「不満な点はない」人の割合	包括的なサービスの提供により必要とされる支援が受けられていることを示すため。	46.7% (26 年度)	54%	56%

※1/3 以上のケアマネージャーが不足していると感じている介護サービス（全 38 メニュー）の数（平成 26 年度調査）

(3) おもな取り組み

① 介護予防・生活支援の促進

（担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野）

機能低下の早期発見と適切な介護予防ケアマネジメントの推進のため、健康診断等の結果に応じた効果的な情報提供や、区民が継続的に体を動かす健康づくりの取組を支援していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業*において、地域包括支援センター*による適切な介護予防ケアマネジメントを強化し、日常的な介護予防と日常生活支援を一体的に展開していきます。

② 在宅生活を支援するサービスの充実

（担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野ほか）

要介護度が上がっても在宅介護が可能となるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護*の定員や事業所数の拡充が図られるよう誘導します。

また、介護や支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるように、見守り・緊急通報システム、徘徊高齢者探索サービス事業*の充実など、多様な在宅生活を支援するサービスを提供します。

障害者が地域生活に必要な移動支援*、生活介護等の日中活動系施設の拡充、一時保護事業、トワイライトケア*、サポート事業など地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充します。

③ 高齢者や障害者等の住まいの確保

（担当：健康福祉部 福祉推進分野、障害福祉分野ほか）

公共用地の活用や民間の土地活用、空き家対策などの手法も充実させ、介護付有料老人ホーム、介護サービスと連携したサービス付き高齢者向け住宅*、都市型軽費老人ホーム*の整備を誘導し、民間活力を活用して高齢者の生活の状态に合わせた住まいと介護サービスの提供を推進していきます。

また、介護や支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるように、自立支援住宅改修事業を実施するほか、高齢者の特性に配慮し入居を拒まない高齢者向けの住宅を、所有者の理解のもと、不動産団体等と連携して増やしていきます。

障害者の入所施設からの地域移行を促進するため、重度障害者（児）住宅改修事業の見直しや、グループホーム*の整備誘導のための区独自制度創設の検討を進め、地域生活を支える地域生活支援拠点*の整備を進めるとともに、重度障害者が地域での生活を続けるためのグループホーム*の整備を図ります。

④ 医療の基盤整備

（担当：健康福祉部 福祉推進分野）

今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進めます。終末期も在宅で過ごせるために、区内医療機関の連携と受け入れ体制整備のための支援を行います。

⑤ 入所型施設の整備促進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

後期高齢者人口の増加とともに、介護を要する高齢者も増加することから、在宅生活が困難になった場合にケアなどを受けられる特別養護老人ホーム*、介護老人保健施設等の施設が整備、拡充されるよう誘導していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○日常的な介護予防と日常生活支援の一体的な展開 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護*事業所の設置誘導 ○見守り・緊急通報システムの機能充実・普及 ○徘徊高齢者探索サービス*の運用 ○都市型軽費老人ホーム*、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅*の整備誘導	○介護予防・日常生活支援総合事業*の充実 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護*事業所の設置誘導の拡充 ○徘徊高齢者探索サービス*の改善・充実 ○都市型軽費老人ホーム*、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅*整備誘導の拡充		

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 認知症*高齢者グループホーム*整備の誘導 ○ 障害者の自立生活を支えるためのサービスの拡充 ○ 障害者の地域生活支援拠点*の整備 ○ 障害者のグループホーム*の整備誘導・整備支援制度の拡充 ○ 区内医療機関の連携の推進と在宅療養推進のための多機関との連携体制整備 ○ 特別養護老人ホーム*、介護老人保健施設整備の誘導 ○ サービス付き高齢者向け住宅*の整備に向けた方策の検討・実施 【再掲Ⅱ-1】	○ 認知症*高齢者グループホーム*整備誘導の拡充		

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅や不動産店の登録推進【再掲Ⅱ-1】 ○高齢者のための新たな住み替え支援制度の検討・実施【再掲Ⅱ-1】			



戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

Ⅵ－１ スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

《１０年後のまちの姿》

「スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- トップレベルの競技やアスリートを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。
- トップアスリートやスポーツ指導者の活用によって、地域のスポーツ団体や学校部活動への技術的支援や活動支援が進んでいます。
- 誰もが、その人なりに楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場や機会が地域の中に広がっています。
- 身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を通じて、豊かな人間関係や地域コミュニティの形成が進んでいます。

《現状と課題》

超高齢社会*を迎え、健康寿命*の延伸による社会保障費等社会的コストの軽減が差し迫った課題となっており、その対策として競技活動から日常的な身体活動まで、幅広く区民のスポーツ・健康づくりに対する意欲を高めていくことが求められています。

また、ライフスタイル*の変化などによる地域コミュニティの希薄化が進む中で、スポーツ・健康づくり活動を通じた新たなコミュニティの形成、地域の活性化が求められています。

《施策の方向》

- ア 地域における日常的な運動・スポーツ活動の活性化
- イ スポーツ指導者の養成・競技力向上の推進

ア 地域における日常的な運動・スポーツ活動の活性化

(1) 目標とする姿

地域スポーツクラブ*の展開により、誰もが楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場と機会が地域の中に広がっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
1 日 30 分以上の連続した運動を週 1～2 回以上行っている人の割合	定期的に一定の運動やスポーツをしている区民の状況を示すため	52.6%	63%	75%
スポーツ活動を通じて地域と関わる区民	スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を示すため	5.8%	8.0%	14.0%
スポーツ活動をする団体数	利用団体が増えることが地域交流の拡大につながるため	3,674 団体 (26 年度)	4,050 団体	4,400 団体
スポーツ推進委員*の地域活動支援数	地域におけるコーディネーターとしての活動状況を示すため	30 件	90 件	180 件

(3) おもな取り組み

① 地域スポーツクラブ*など区民を主体とした幅広いスポーツ活動の展開

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

地域スポーツクラブ*は、スポーツ・コミュニティプラザを活動の拠点として、様々な区民がスポーツ・健康づくりに親しみ、交流し合う身近な場を提供し、区民の健康づくり・体力づくりを推進していきます。スポーツ・健康づくり教室や各種クラブ活動の実施や大会の開催など、多くの区民が活動に参加するきっかけを提供していきます。さらに、中学校部活動などの団体や個人等への支援や連携を通じて、指導力や競技力を向上していきます。

スポーツ推進委員*は、スポーツ・健康づくりムーブメントの推進の核として位置付けられ、その経験を踏まえ、地域のネットワークを活用した多様な事業実施をリードし、地域スポーツ*推進を図っていきます。

② 日常的に運動・スポーツに取り組める環境の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

すこやか福祉センター単位の生活圏域ごとにスポーツ・コミュニティプラザなど、地域で仲間づくりや日常的な身体活動を行うことのできる場を確保し、運動と健康を一体としてとらえた事業を展開していきます。

また、スポーツや運動習慣のきっかけづくりとなる事業を、スポーツ推進委員*が中心となり実施していきます

さらに、障害者スポーツの振興を図ります。

③ 運動・スポーツを通じた地域交流の促進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

スポーツイベントでの交流やスポーツ・コミュニティプラザの利用者同士の交流などを通じて、新たな地域コミュニティが形成される仕組みを構築します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域スポーツクラブ*の展開 ○スポーツ・コミュニティプラザと連携した高齢者の特性を踏まえた体操教室等の充実 ○スポーツ推進委員*によるウォーキング、ラジオ体操等を通じた身体活動の必要性の普及啓発 ○スポーツ・コミュニティプラザ等を活用した登録団体同士の交流 ○民間スポーツクラブとの連携の仕組みの検討 ○（仮称）南部スポーツ・コミュニティプラザの開設	○多種目、多世代、多志向の交流する場や機会の提供 ○民間スポーツクラブと連携した指導者派遣の実施	○高齢者施設や高齢者団体と連携する仕組みの構築 ○関係団体同士の交流をきっかけとした自主活動の支援 ○民間スポーツクラブと連携したスポーツ施設の有効活用	○高齢者施設や高齢者団体の支援

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○（仮称）鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設 （鷺宮体育館活用） ○（仮称）弥生町六丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○（仮称）本町二丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○中野四季の森公園拡張部の整備【再掲Ⅱ-2】 ○（仮称）上高田五丁目公園の計画【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の拡張再整備設計【再掲Ⅱ-2】 ○公園の利用方法の検討・方針策定【再掲Ⅱ-2】	○（仮称）弥生町六丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】 ○（仮称）本町二丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】 ○（仮称）上高田五丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の拡張再整備【再掲Ⅱ-2】	○（仮称）北部スポーツ・コミュニティプラザの開設 （沼袋小跡）	

イ スポーツ指導者の養成・競技力向上の推進

(1) 目標とする姿

トップレベルの競技に触れたり、アスリートの指導を受けることなどを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。

地域スポーツクラブ*が中心となって、地域の人材、ネットワークを活用し、各学校や地域のスポーツ団体への指導者や有資格者の派遣が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「中野区スポーツボランティア」の登録者数	指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える（育てる）人」の充実度を測れるため	—	100 人	200 人
区民スポーツ大会の参加者数	大会参加者数の増加によりスポーツ活動の活性度が測れるため	23,667 人 (26 年度)	26,400 人	28,800 人
スポーツ活動をする団体数	利用団体が増えることが地域交流の拡大につながるため	3,674 団体 (26 年度)	4,050 団体	4,400 団体

(3) おもな取り組み

① スポーツ指導者の育成と活用

（担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野、教育委員会事務局 学校教育分野）
スポーツ・コミュニティプラザ等においてスポーツ指導者講習を実施することとで、地域人材の発掘・指導力育成を行っていきます。

また、学校部活動に指導者を派遣し、単独校で設置できない運動部の複数校合同設置を支援します。スポーツ指導者が地域で指導できる場を確保していき

ます。

② 大学等との連携による専門的指導の活用

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

トレーニング、コンディショニング、安全管理等、区内大学等の持つ専門的スキルの活用による指導力の強化を図っていきます。

③ 競技力や意欲の向上

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

全国や国際レベルで活躍するトップアスリートを招致し、地域のジュニアアスリートへの指導や、指導者のレベルアップ講習を実施することで、競技力および意欲の向上を図っていきます。

プロスポーツのイベント等を区内で開催することで、地域全体のスポーツに対する機運を高め、競技に取り組む人口の拡大など地域の活性化を図っていきます。

④ 競技力を競い合う環境の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

中野体育館の移転整備など、競技力を向上する環境を整備します。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野ほか)

大会開催に向けたスポーツや健康づくりの普及啓発事業を継続的に進め、機運醸成を図ります。大会開催を契機とした様々な取組を通じて、大会終了後も継続していくレガシーとして、スポーツ・健康づくりムーブメントを推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○スポーツの指導力・競技力の向上の方策検討、協議	○スポーツの指導力・競技力の向上の方策実施	○スポーツの指導力・競技力の向上の方策拡充	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○学校運動部活動の支援計画、準備、実施 ○「中野区地域スポーツクラブ*」と協働で指導者養成の仕組みづくり ○大学等と連携したトレーニング、コンディショニング、安全管理等専門講座の実施 ○トップアスリートの招致による地域のジュニアアスリートを対象とした講話や指導等の事業の実施 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの実施	○学校運動部活動の支援の拡充 ○スポーツ科学や障害者スポーツ等、専門的視野での指導者養成講座の開催促進 ○大学等が地域スポーツ*団体等を専門的指導する仕組みの構築 ○中野体育館の移転整備（平和の森公園未開園区域内） ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの拡充・事前キャンプ誘致	○指導者養成講座修了者の活動支援 ○多様な種目を対象とした大学等との連携による専門講座の実施 ○スポーツ機運の醸成、競技人口の拡大のためのプロスポーツイベント等の開催誘導 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会と連動した区民スポーツの推進・支援	○競技スポーツと地域スポーツ*が循環してスポーツを振興する仕組みの構築 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの継続

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

Ⅵ－２ 健康的な暮らしを実現するまち

《１０年後のまちの姿》

「健康的な暮らしを実現するまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民一人ひとりが、健診結果などの情報や身近な医療、地域の取組などを活用しながら、健康の自己管理に努め、健康の維持向上を図っています。
- 健康づくりの取組に対するインセンティブの仕組みが整えられ、区民の意識が高まり、それぞれの健康づくりが進んでいます。
- 日々の暮らしの中で、自然と健康づくりにつながるような、まちの構造や景観が整備されています。
- かかりつけ医を持ち、身近な地域で気軽に受診相談ができています。また、医療機関相互の連携により、必要な医療が受けられる体制が整備されています。
- 健康危機に対しての迅速な対応体制が整備され、感染症など様々な健康への脅威が未然に防がれています。

《現状と課題》

超高齢社会*が進むとともに、医療費及び要介護認定者数・介護サービス利用量が今後も増えると見込まれており、抑制を図ることが急務です。

健康寿命*が注目され、いつまでも健康で元気に暮らすことへの関心や、運動・健康づくりや介護予防への関心・気運は高まっています。しかし、地域で健康づくりに取り組む団体などの相互の情報交換や連携は十分にはなされていません。いつまでも健康で元気に生活できるまちづくりを進めることが地域の課題であるという共通認識・共通理解に基づいて、地域で健康づくりや介護予防に取り組んでいる団体や機関のネットワーク化を進め、地域ぐるみで取組を進める必要があります。

ライフステージ*に応じた健康的な生活習慣づくり、日常的な健康づくりに取

り組む機運を高めるため、環境整備を進めるほか、健康づくり行動に対してインセンティブを付与することなども検討していく必要があります。

自らの健康状態を把握する指標である特定健診*受診率は40%に達しておらず、横ばいの状態です。受診率向上により、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが課題です。

身近な地域での医療の充実の取組のほか、今後の在宅療養者の増加にも対応できる医療機関相互の連携の推進やかかりつけ医（歯科医、薬局含む）の普及を進める必要があります。

新型インフルエンザなどの新たな感染症の出現や、結核などの感染症への対応が求められています。このため、地域の感染予防意識を高め、感染症の受検・受診、予防接種率向上等の対策を強化・継続することが課題です。また、健康危機発生時には、社会的な混乱を最小限にとどめるための総合的な対応を図っていく必要があります。

《施策の方向》

- ア 心身の健康づくりの推進
- イ 健康につながるまちづくりの推進
- ウ 生活習慣病等の予防対策と支援の充実
- エ 身近な地域の医療体制の充実
- オ 健康不安のない暮らしの維持

ア 心身の健康づくりの推進

(1) 目標とする姿

日常的な運動や地域活動への参加等が区民の心身の健康維持・増進につながっています。

こころの健康・病気についての正しい理解が得られ、早期発見・早期治療の環境整備が進んでいます。

ユニバーサルデザイン*のまちづくりによって移動が円滑になり、地域のイベントや活動への参加など、人々の活動は活性化し健康づくりにつながっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
65 歳の健康寿命*（要介護認定 2 以上の認定を受けるまでの平均自立期間）	日常の健康づくりの効果を 示すため	男性 17.13 年 女性 20.62 年 （平成 25 年）	男性 18.1 年 女性 21.5 年	男性 18.5 年 女性 22.0 年
「健康である」と感じる人の割合	主観的な健康観を測るため	80.5%	83.0%	85.5%
1 日 30 分以上の連続した運動を週 1～2 回以上行っている人の割合	定期的に一定の運動やスポーツをしている区民の割合 を示すため	52.6%	63%	75%

(3) おもな取り組み

① 健康づくり・食育の推進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野、地域支えあい推進室 地域支援分野ほか)

地域のスポーツ・コミュニティ活動などへの参加などを通じて、身近な場所で気軽に継続的に体を動かし、健康づくり・介護予防へと繋がっていく環境整備を図っていきます。

ポイント制度や情報通信技術（ICT）の活用なども視野に入れ、健康寿命*を延伸するためのインセンティブについての検討を行います。

区報やホームページ、図書館等での展示などを活用した、自殺予防や心の健康への理解を促進していきます。また、精神疾患とその患者に関する正しい知識と理解の促進を図り、早期発見・早期治療の環境整備を進めていきます。自殺予防などに関する人材を育成するための研修、講習会を実施し、相談支援へつながる人材育成を促進していきます。

あらゆる年代の区民に栄養バランスのとれた食事の大切さや、健康的な食習慣等の普及啓発を進めていきます。

高齢者会館は、身近な健康づくりや介護予防事業の拠点として、健康づくり・生きがいくくり機能を充実していきます。また、見守り・支えあい活動の一環を担う役割を強化します。

② 地域の健康づくり活動の支援

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野、地域支えあい推進室 地域支援分野)

団体間の交流を促進し、関係機関・団体等による健康づくり事業の共同事業化への支援を行っていきます。また、イベント等を活用し、手軽に取り組めるウォーキングやラジオ体操などの一層の普及を図り、地域での主体的かつ継続的な健康づくりの取組が広がり、地域ぐるみの展開となるよう支援していきます。

地域で健康づくりに取り組んでいる団体等との連携により、多くの区民が参加し、健康づくりの知識や情報を得ながら測定や体験もできる地域健康づくりイベントを実施していきます。それらの健康づくりを通じた仲間づくりやネットワークづくりを進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○高齢者会館などの健康づくり・生きがいづくり機能充実 ○事業者との連携による食育推進の検討 ○ポイント制度やICTコンテンツを活用したインセンティブの検討 ○自殺予防・こころの健康に関する普及啓発 ○健康づくりイベント等を活用したウォーキングやラジオ体操の普及	○地域団体等の活動との連携による充実 ○「中野育フェス」等を活用した事業者との協働	○地域における高齢者の居場所づくりの取組との連携による充実 ○事業者の自主的な食育推進事業の推進 ○地域のウォーキングやラジオ体操などの取組の支援	○高齢者会館機能の整備（本町 4-44）

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域ぐるみで健康づくりに取り組む機運を高めるための事業実施及び地域関係団体のネットワークづくり推進 ○関係団体と連携したスキルアップ研修会の拡充	○地域ぐるみの健康づくり推進体制の構築 ○生涯学習大学等と連携した人材登録・活用制度の構築	○地域ぐるみの健康づくりの取組支援 ○まな VIVA ネット*を活用した地域団体との自主的な連携の推進	

イ 健康につながるまちづくりの推進

(1) 目標とする姿

ユニバーサルデザイン*のまちづくりが進み、誰もが外に出て、日常生活のなかで体を動かし、意識せずに自然と健康づくりが進んでいます。

便利な商店街や歩きたくなるような街並みを整備し、移動に支障のある人への支援を進めていきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内ウォーキングルート数	各団体が設定する独自ルートを効果的に活用するため	10 コース	20 コース	30 コース

(3) おもな取り組み

① 健康づくりを進めるまちの整備

(担当：健康福祉部 福祉推進分野、健康・スポーツ分野ほか)

ユニバーサルデザイン*の考え方の周知や、バリアフリー情報提供の充実により、誰もが外に出て、健康づくりができるユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していきます。

ユニバーサルデザイン*のまちづくりにより人々の活動を活性化し、区民活動センター及び高齢者会館など区施設、商店街や学校をつなぐ散歩道（ウォーキングルート）などを開発していきます。また、哲学堂公園、旧野方配水塔など文化資源の周辺を、散策したくなる落ち着いたたたずまいのまちとして維持・形成していきます。移動に制約のある人のための支援を強化します。

区民団体等が作成した各種ウォーキングルートを集約し、区民の利用しやすいかたちで提供していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○各種ウォーキング グルートの情報収集、活用 ○ユニバーサルデザイン*の普及啓発			

ウ 生活習慣病等の予防対策と支援の充実

(1) 目標とする姿

健診結果データなど個別的な情報に基づいて、個人の状況に対応した健康づくりの取組が進み、区民の生活習慣の改善や健康の維持向上が図られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
特定健診* の受診率	受診者が増えることは、健康状態の自己確認、生活習慣病の早期発見・治療につながるため	36.1% (26 年度)	70%	70%
健康診断の結果、生活習慣を見直した人の割合	情報提供などの支援により健康の自己管理をしている区民の実態を示すため	27.5% (26 年度)	40%	45%

(3) おもな取り組み

① 健診の受診率向上の取組の推進

(担当：健康福祉部 保健予防分野)

区民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立を支援するため、健康診断やがん検診の、より効果的な受診勧奨を実施していきます。

② 健康的な生活の自己管理の支援

(担当：健康福祉部 保健予防分野)

健診の結果等に基づき、生活習慣病のリスクの高い区民に対し、医師会等との連携により、生活習慣の改善の機会を提供していきます。

パソコンやスマートフォンを利用するなど、その人それぞれにあった継続的な生活習慣改善や効果的な運動方法などの情報提供や支援の仕組みを構築していきます。

また、生活改善に対するインセンティブの付与を検討します。診療や健診などの大量データの分析に基づいた区民の疾病構造、健康づくりに関する政策立案、また、広報、啓発などに活用します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○特定健診*・特定保健指導等の未受診者の勧奨の実施 ○生活習慣改善の機会の提供及び情報・支援の仕組みの構築	○生活習慣改善の情報提供、支援実施		

エ 身近な地域の医療体制の充実

(1) 目標とする姿

区民が安心して身近な地域で医療や相談を受ける体制が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
かかりつけ 診療所を決 めている区 民の割合	身近な地域での医療や日常 的な健康相談を受ける体制 の指標となるため	71.8%	75%	80%
かかりつけ 歯科診療所 を決めてい る区民の割 合	歯科においてもかかりつけ の普及が重要であるため	70.1%	75%	80%

(3) おもな取り組み

① かかりつけ医等の推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

区民がかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、必要な受診・相談ができるよう、区民への啓発と医療機関相互の連携を強化します。

② 休日診療、小児救急医療体制の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

休日の診療体制の確保を引き続き行うとともに、小児救急医療施設の充実を図ります。

③ 医療機関の連携の推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

在宅医療の拡大も視野に入れた医療機関同士の連携（病診、診診連携*）と在宅療養相談窓口の連携を強化・推進します。

今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進めます。終末期も在宅で過ごせるために、医療機関の連携と受け入れ体制整備のための支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○かかりつけ医（歯科医、薬局）の推進 ○休日診療体制確保 ○小児初期救急施設の充実 ○医療機関の連携（病診、診診連携*）の推進 ○医療、介護等の関係機関の連携による在宅療養体制の構築 ○地域医療機関誘致（中野中跡）	○医療、介護等の関係機関の連携による在宅療養体制の整備		

オ 健康不安のない暮らしの維持

(1) 目標とする姿

健康危機管理の迅速な対応体制が整備され、予防接種等の対策により感染症の発症は抑制されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
M R（麻し ん・風しん） 第 2 期の予 防接種率	予防対策の達成度を示すた め	88.1% (26 年度)	95%	95%

(3) おもな取り組み

① 感染症等の予防対策の充実

（担当：健康福祉部 保健予防分野）

予防接種率の維持・向上などによる感染症の発生抑制、健診・検診・検査等による早期発見・対応を適切に実施します。また、地域の感染予防意識や予防接種等の予防行動を維持していきます。

国や東京都、関係機関と連携した感染症発生情報の収集と情報発信、予防啓発を進めます。

② 健康危機発生時の対応体制の整備

（担当：健康福祉部 保健予防分野）

新型インフルエンザなど広範囲にわたる健康危機に対して、防護用品等の備蓄更新や感染症対策に携わる知識技術の維持、患者搬送体制の構築と維持による、迅速な対応体制を確保します。

また、重大な健康危機発生時の迅速、的確な対応のために、区内の医療連携

体制と地域医療圏*における相互協力体制の整備を進めていきます。

さらに、地域医療連携体制および予防接種体制についての協議連携を進め、
 新型インフルエンザ等対策行動計画および健康危機管理マニュアルに反映させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○感染症発生情報の収集と情報発信・予防啓発 ○防護用品の備蓄維持・拡充 ○防護・搬送訓練の実施		○中野区保健所の移転整備（新区役所内に移転）	

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

Ⅵ－３ 誰もが障壁なく自己実現できるまち

《１０年後のまちの姿》

「誰もが障壁なく自己実現できるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 総合的な相談支援体制と専門相談機能が強化され、障害者は身近な地域で必要な支援を受けながら安心して生活をしています。
- 障害者は、多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用し、地域で自立した生活を送っています。
- 障害者は、就労や地域活動を通じて社会に参加し、様々な交流や活動に関わることで、いきいきと暮らしています。

《現状と課題》

すこやか障害者相談支援事業所*等相談機関のネットワーク強化や、関係機関を含めたチームアプローチやアウトリーチなど総合的かつ多様な相談支援の展開が求められています。相談支援充実のため、相談支援専門員をはじめ福祉の担い手となる人材の育成と相談支援の質の確保が求められています。

障害者が自らの意思によりサービスを選択し、地域で自立した生活を営むために、新たな支給決定のプロセスであるサービス等利用計画*の作成が求められています。障害に対する理解促進を図るとともに、区は何ら差別がない行動、手続、取扱等を徹底するなど、障害者の権利擁護や差別解消に向けた取組の拡充が求められています。

障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、地域で安心して暮らすため、障害者を地域全体で支える体制や基盤整備が求められています。障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、安心して地域生活を送り続けられるよう自立生活を支えるためのサービスの確保や日中活動の場の整備が求められています。

障害者の外出等の社会参加の促進をするとともに、外出時の意思疎通のための支援強化が求められています。また、障害者自らが意思決定できるような支援の充実が求められています。障害者が特性に応じた仕事に就くことができるよう支援を充実するとともに、安定的に働き続けられるような職場の確保が求められています。また、企業の障害者雇用への支援と障害者雇用が広く認知されるような取組を進める必要があります。障害者就労施設のさらなる工賃向上を図るため、受注体制の強化が求められています。

《施策の方向》

- ア 相談支援体制の充実
- イ 地域生活の支援の促進
- ウ 障害者の社会参加の推進

ア 相談支援体制の充実

(1) 目標とする姿

基幹相談支援センター*を中核とした相談支援体制が強化され、自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援が行われています。

成年後見制度*の利用促進や障害者虐待防止のための普及啓発、障害者の差別解消への取組が進むなど、障害者の権利擁護が図られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
サービス等 利用計画* の作成が必要 な件数のうち、 指定特定相談 支援事業所* により作成 された計画の 割合	適切なアセスメントにより 総合的かつ効果的なサービスの 提供が実施されている ことを示すため	37% (26 年度)	94%	97%

(3) おもな取り組み

① 相談支援体制の整備・体制強化

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

地域の民生・児童委員や障害者相談員、ボランティア団体等と連携した早期対応のための地域の相談ネットワークを構築し、包括的な相談支援体制を整備していきます。

すこやか福祉センターは、地域の包括的相談支援機関として、機能強化や相

談支援の充実を図っていきます。

障害福祉サービス事業所への支援を行い、福祉の担い手となる人材を育成するための体系的な研修プログラムを構築し、職員のスキルアップを図るほか、区内の施設間職員による合同研修の実施や、職員交流等の仕組みづくりを進めていきます。

高次脳機能障害、発達障害に対する専門的な相談支援や関係機関との連携を図っていきます。

② 計画相談支援の推進

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画*の作成が円滑に行われるよう、相談支援事業者と相談支援専門員を確保し、計画相談の実施体制を整備していきます。

相談支援専門員の研修やガイドラインの作成を行い、サービス等利用計画*の質の向上を図っていきます。

③ 権利擁護の推進

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

虐待防止や権利擁護についての理解促進と虐待予防のための意識づくりを浸透させるため、各ライフステージ*に応じた啓発事業の実施や、養護者に対する専門相談を行っていきます。また、成年後見制度*の利用促進をさらに推進し、権利擁護の必要な人が安心して制度を利用できる体制を構築していきます。

障害者の差別の解消に向け、区民の関心と理解を深める理解促進啓発事業を実施するとともに、区における障害者への差別及び権利侵害を防止するための取組を実施します。

様々な政策決定や審議の場において、障害者の意見が反映されるよう、審議会委員等への障害者等の積極的な参画を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 障害福祉を担う人材の養成プログラムの検討 ○ 計画相談の実施体制の充実 ○ 障害者の差別解消、権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施	○ 人材養成プログラムの実施		

イ 地域生活の支援の促進

(1) 目標とする姿

入所施設等からの地域生活への移行が進み、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための社会資源が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
入所施設または精神科病院から地域移行した障害者の数	障害者の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため（27 年度以降の累積数）	17 人	101 人	206 人

(3) おもな取り組み

① 地域生活への移行に向けた基盤整備

（担当：健康福祉部 障害福祉分野）

地域移行の促進に向け、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、利用者や地域の実情を加味しながら、地域生活支援拠点*を整備していきます。

グループホーム*の整備誘導を進めます。

② 自立生活を支えるためのサービスの確保

（担当：健康福祉部 障害福祉分野）

生活介護等の日中活動系施設の拡充、地域生活に必要な移動支援*、一時保護事業、トワイライトケア*、サポート事業など地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充していきます。

重度障害者が安心して地域生活を送るために、必要なレスパイト*ケア事業の拡充や、医療と福祉の連携強化に向けた地域ケア会議等を通じてネットワーク

の推進を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域生活支援拠点*の整備 ○グループホーム*の整備誘導・整備支援制度の拡充 ○自立生活を支えるためのサービスの拡充	○区有地等を活用し、重度障害者グループホーム*・短期入所誘導整備 ○（仮称）中野五丁目障害者多機能型通所施設*整備		

ウ 障害者の社会参加の推進

(1) 目標とする姿

障害者が自ら内容の選択により、社会参加をし、地域の中で、いきいきと暮らしています。

障害者の様々な場面での社会参加が進むとともに、希望する障害者が就労できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外出する時に特に困ることはない考える障害者の割合	外出を困難と考えない障害者の割合が多いほど外出や社会参加の基盤が整っていることを示すため	51.0% (26 年度)	57%	62%
年金・手当以外の一般就労*による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の経済的な自立を直接示すため	22.6% (26 年度)	30%	37%

(3) おもな取り組み

① 社会参加の促進支援

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

ユニバーサルデザイン*を意識したまちをめざし、社会参加のための外出支援、意思疎通支援*などのサービスを推進していきます。

また、区民等に対して、障害者への接し方や手助けの方法などを周知する取

組とともに、障害のない人も同じように参加のできる交流イベント等を開催し、地域における障害者への理解促進を図っていきます。

② 障害者の就労支援と障害者就労施設の機能強化

（担当：健康福祉部 障害福祉分野）

障害者の働く場の開拓を進めるとともに、障害者を雇用する企業の紹介や支援を行うことで、働きやすい職場の確保を進めていきます。障害者雇用を進める区内企業が、区民に広く認知される取組を図るとともに、働く障害者に対する区民の理解が進むよう啓発を行っていきます。

また、働きたいと考える障害者のニーズを把握し、特性に応じた必要な能力を身に付けることができるよう支援していきます。外出等が困難な障害者が働くことにより経済的自立が図られるよう、在宅就業等に対する支援を推進していきます。就労移行支援事業所をはじめ障害者就労施設からの就労を促進するため、就労支援センターが核となり、円滑な就労が促進される仕組みを整備します。

さらに、障害者就労施設においては、個々の障害特性に応じた受注向上や施設の生産技術向上と受注体制強化を図っていきます。自主生産品の販路拡充に向けて、商店街や民間施設、情報通信技術（ICT）の活用等に向けた取組を推進していきます。施設間ネットワーク連携を促進し、施設間で仕事のシェアができる体制を支援する取組を進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 社会参加のための外出支援の推進 ○ 障害者の差別解消・権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施 ○ 区役所各窓口における手話通訳対応実施に向けた検討 ○ 働く障害者の相談支援体制の強化・整備 ○ 障害者就労施設の受注体制を強化する仕組みの検討・整備	○ 情報通信技術（ICT）活用による区役所各窓口における手話通訳対応の実施 ○ 障害者就労施設からの一般就労*を促進する仕組みの整備 ○ 自主生産品の販路拡充	○ 在宅就業に対する支援の推進	

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

Ⅵ－４ 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

《１０年後のまちの姿》

「暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 個人の力や地域の支えを超えて生活が困窮し、行政の支援が必要な人に区は支援を用意し、その支援により生活が安定し、自立した生活を回復・維持する世帯が増えています。
- 継続的な生活困窮に至る前から就労支援等が行われ、区民は、安定した生活を営むことができます。

《現状と課題》

生活保護受給者や生活困窮者の就労支援については、ハローワークと連携した就労支援や自立相談支援、就労準備支援等を実施することで、一定の成果は出ています。今後は、就労の定着支援をより一層行うことで、困窮生活からの脱却を推進するとともに、就労が困難な生活保護受給者、生活困窮者や若年無業者*などに対しての支援がさらに必要です。

生活保護受給世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという、困窮状態が引き続いて固定化されるおそれがあります。生活保護受給世帯や生活困窮者世帯の子どもの学力を向上させ、進学・就職をサポートすることで、世代間にわたる困窮状態の連鎖を解消する必要があります。

《施策の方向》

- ア 生活困窮状態からの回復と自立支援の促進
- イ 生活の安定の保障

ア 生活困窮状態からの回復と自立支援の促進

(1) 目標とする姿

生活が困窮した区民が、包括的・継続的な支援を受け、生活の安定と自立が推進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労につながった人数	困窮からの経済的な自立につながったことを示すため。	42 人 (26 年度)	89 人	114 人

(3) おもな取り組み

① 就労支援による自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

一般就労*に従事できる生活困窮者については、就労支援等を効果的に活用することで就労・増収を実現して、要保護状態に陥らず、自立した生活が確立できるように支援していきます。

また、生活困窮者が抱える様々な課題に対し、本人の状況に応じた支援の仕組みを検討していきます。

② 若年無業者*等の職業的自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

一般就労*に従事することが困難な生活困窮者等に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援していきます。

③ 低所得世帯の子どもに対する学習支援

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

低所得世帯の子どもに対して学習支援を行い、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るとともに進学を支援して、さらなる教育機会の獲得を促すことによって、困窮生活から脱却するための支援を充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○自立相談支援、中野就職サポート等と連携した就労支援の推進 ○学習支援事業の実施			

イ 生活の安定の保障

(1) 目標とする姿

生活が困窮した区民が、包括的・継続的な支援を受け、生活の安定と自立が促進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
生活保護から自立した世帯数	相談支援により、困窮からの経済的自立の助長が達成できたことを示すため	218 世帯 (26 年度)	244 世帯	270 世帯

(3) おもな取り組み

① 生活保護受給者に対する自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

生活保護受給者について、日常的なケースワークを通じて、生活の安定に必要な支援を行っていきます。また、生活保護からの就労による経済的自立のほか、身体的・精神的な健康の回復、社会的なつながりの回復など、それぞれの生活環境やニーズに対応した自立支援を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○自立を目標とした様々なプログラムの活用			

戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略 （便利・安心なかの）

Ⅶ－１ 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

《１０年後のまちの姿》

「安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 社会保険制度にかかる説明や情報提供が、ワンストップでわかりやすく行われ、必要な人に必要な情報が提供され、手続が円滑に進められています。
- 正確な資格管理、保険料収納の確保により、社会保険制度の運営のための基盤が整っています。
- 医療・介護サービス等における給付が適正に行われ、社会保険制度が安定的に運営されています。
- 介護事業者への指導や人材確保の支援等により、適正な介護保険サービスを提供できる体制が整っています。

《現状と課題》

国民健康保険制度については、持続可能な医療保険制度を構築するための法改正が平成 27 年 5 月に行われ、平成 30 年度より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとされました。制度改正後も区は引き続き、区民に最も身近な窓口として、各種申請の受付や保険料の徴収等を担うこととなるため、東京都との適切な役割分担により、持続可能な制度の構築と運営を行う必要があります。

一方、介護保険制度については、超高齢社会*の到来により介護サービス利用者数が年々増加するとともに、介護サービス事業者数も増加するため、介護サービスの質の確保・向上と人材の確保が課題となっています。

また、介護サービスのニーズが増えることにより介護保険財政の規模が年々大きくなり、介護保険制度の安定的な運営のための歳入確保と介護給付費等の歳出の増加の抑制が大きな課題となっています。

高齢者の医療・介護の手続等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口については、取扱う事務の拡大や他の関連窓口等との密接な連携を図るため改善や検討を重ね、さらなる利便性の向上を実現していく必要があります。

《施策の方向》

ア 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度の構築と運営

イ 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度の運営

ア 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度の構築と運営

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により医療保険制度への区民の理解が深まっています。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度が、保険料収入の確保や給付費の適正化等により、安定的に運営される仕組みが構築され、区民が病気やけがなどの際に安心して受診し、早期に適切な治療を受けることができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
国民健康保険料収入率 (現年分)	国民健康保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	85.6% (26 年度)	86.8%	88.0%
後期高齢者医療保険料収入率 (現年分)	後期高齢者医療制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	99.1% (26 年度)	99.4%	99.6%

(3) おもな取り組み

① 国民健康保険制度の運営と医療給付の適正化

(担当：区民サービス管理部 保険医療分野)

国民健康保険制度の都道府県化を円滑に進め、より安定した保険制度を構築し、適切な運営を行います。

保険加入者が適切な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検やジェネリック医薬品の使用促進など医療給付の適正化を図ります。

収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替加入の推進、効果的な電話案

内の実施、滞納処分の強化、及び滞納整理支援システムを活用した効率的な滞納整理を推し進めるとともに、利便性の高い新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

また、オンライン資格確認や個人番号カード*への健康保険証機能の付加等に関しては、今後の国の検討状況等を見据えながら、資格管理の適正化や保険加入者の利便性向上の取組を進めます。

② 後期高齢者医療制度の運営

(担当：区民サービス管理部 保険医療分野)

高齢者の医療・介護の手続等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口を円滑に運営していくとともに、区民サービスの向上のための改善や検討を重ねて、新区役所における総合窓口の開設につなげていきます。

区独自のパンフレット、区報、ホームページなどあらゆる媒体と機会を活用し、制度について十分な周知を図り、保険料の納入促進に努め、自主納付へとつなげていきます。

また、収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替加入を推進するとともに、利便性の高い新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○国民健康保険制度の都道府県化への移行準備 ○保険料のコンビニエンスストアでの収納の開始及び広報（後期高齢者医療制度）	○東京都と区との役割分担に基づく国民健康保険制度運営の開始 ○新たな保険料の収納方法（クレジットカード収納等）の検討	○新たな保険料の収納方法（クレジットカード収納等）の開始	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○特定健診*・特定保健指導の未受診者の勧奨の実施 【再掲VI-2】 ○生活習慣改善の機会の提供及び情報・支援の仕組みの構築【再掲VI-2】	○生活習慣改善の情報提供、支援実施 【再掲VI-2】		

イ 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度の運営

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により介護保険制度への区民の理解が深まっています。

また、保険料収入の確保や介護保険事業者への指導や支援等による給付費の適正化の推進等により、介護保険制度が安定して運営され、高齢者は安心して介護保険サービスを利用しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
介護保険料 の収入率 (現年分)	介護保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	98.2% (26 年度)	98.6%	99%
介護保険制度を利用できている、または必要な時に利用の仕方を知っている区民の割合	高齢者等が安心して介護サービスを利用していることを示すため	45.6%	55%	60%

(3) おもな取り組み

① 安定した持続可能な介護保険制度の運営

(担当：区民サービス管理部 介護保険分野)

出張説明会の実施や区独自のパンフレット、区報、ホームページなどあらゆる媒体と機会を活用し、被保険者に加え、生活支援の担い手、団塊の世代への

制度の理解促進、強化を図ります。

収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替の促進、滞納状況に応じた納付相談や分納計画による確実な収納、滞納整理支援システムを活用した効率的な滞納整理に取り組むとともに、利便性の高い新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

高齢者の医療保険・介護保険の手続等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口を円滑に運営していくとともに、区民サービスの向上のための改善や検討を重ねて、新区役所における総合窓口の開設につなげていきます。

② 高齢者が安心して利用できる介護サービスの提供体制の強化

（担当：区民サービス管理部 介護保険分野、健康福祉部 福祉推進分野）

要介護認定に係る期間短縮の取組を強化し、利用者が安心して利用できる制度運営につなげていきます。

区内介護サービス事業所への実地調査と指導を徹底するとともに、研修事業の充実や、第三者評価*受審を推進する等、介護サービスの質の確保、向上に向けた取組を進めます。

ハローワークや介護サービス事業者と連携し、人材確保支援事業を実施する等、事業者の人材確保に向けた取組を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 介護保険制度の理解促進 ○ 収納率向上対策方針に基づく取組の推進 ○ 地域密着型サービス*事業所等への実地調査、指導の強化	○ 区内介護サービス事業所への実地調査、指導の強化	○ 区内介護サービス事業所への定期的な実地調査、指導	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 第三者評価*受審の推進 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護*事業所の設置誘導 【再掲 V-2】 ○ 都市型軽費老人ホーム*、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅*の整備誘導 【再掲 V-2】 ○ 認知症*高齢者グループホーム*整備の誘導 【再掲 V-2】 ○ 特別養護老人ホーム*、介護老人保健施設整備の誘導 【再掲 V-2】	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護*事業所の設置誘導の拡充【再掲 V-2】 ○ 都市型軽費老人ホーム*、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅*整備誘導の拡充 【再掲 V-2】 ○ 認知症*高齢者グループホーム*整備誘導の拡充 【再掲 V-2】		

戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略 （便利・安心なかの）

Ⅶ－２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

《１０年後のまちの姿》

「質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち」として基本構想で描く 10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 住民基本台帳にかかる事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度*に対応した利活用が進み、区民サービスの正確性、利便性を高める環境の整備が進んでいます。
- 正確な課税とともに、税にかかる制度理解の促進や納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供により、収入率が高まっています。
- 情報通信技術（ICT）の活用とあわせ、対面によるきめ細かな対応を進めることにより、質の高い行政サービスの提供が進んでいます。

《現状と課題》

添付書類等が必要な申請等は電子申請ができないため、電子申請ができる手続は一部にとどまっています。このため、区民は、諸手続のためだけに来庁しなければならないことが多いのが現状です。また、ワンストップで対応できる窓口が少なく、各階に窓口が分散していることから、区民は、来庁の目的を果たすために、複数の窓口を移動しなければならないこともあります。

また、コンビニエンスストアでの証明書交付を行っていますが、窓口での交付数の方が多くなっています。

さらに、区民が利用可能なサービスを知らないために申請等を行わず、利用できない場合があります。高齢や障害等のために来庁できない区民の方を訪問した現場で申請等の手続を済ませることができるシステムは現在導入されていません。

このため、マイナンバー制度*の導入に伴い、住民情報を適正かつ安全に活用することにより、電子申請手続の拡大や窓口のワンストップ化、プッシュ型の行政サービス*やアウトリーチ型の行政サービス*の導入など、情報システムの

高度利活用による行政サービスの質の変換を可能とする情報基盤の整備が求められています。

区の基幹収入である特別区民税は、景気の回復基調を反映し、区民一人あたりの課税額や納税義務者数、税収ともに増加しています。特別区民税の収入率も様々な徴収努力によりここ数年上昇していますが、23区平均には届いておらず、さらなる徴収努力が必要です。

また、特別区民税の収入率を高い水準で維持することは、負担の公平性の確保の観点からも必要です。

このため、正確な住民情報に基づき、適正な課税処理と多様な納付手段の提供による納税しやすい環境の整備とともに、効果的な滞納整理等の収入率向上対策により、区の財政基盤を強化していく必要があります。

《施策の方向》

ア 住民情報の適正管理・提供

イ 税収確保の推進

ウ 情報通信技術（ICT）と対面による対応の連携による新たな区民サービスの推進

ア 住民情報の適正管理・提供

(1) 目標とする姿

住民基本台帳に係る事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度*に対応した利活用を進めるシステム基盤等の環境を整えることにより、区民サービスの正確性、利便性が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
個人番号カード*の普及率	マイナンバー*を活用した各種サービスの利活用がどの程度進んでいるかを示すため	—	70%	80%

(3) おもな取り組み

① マイナンバー制度*の利活用の推進

(担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野、戸籍住民分野)

マイナポータル*（マイナンバー制度*における情報提供等開示システム）のお知らせ情報機能等を利用した様々な手続案内を開始します。また、転出や転入など、ライフイベントに係る手続のワンストップ・電子手続化や電子決済等を可能とする、マイナンバー制度*に対応した利活用を進めるシステム基盤等の環境を整え、区民サービスの正確性、利便性を高めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○マイナポータル* による手続案内の 開始 ○個人番号カード* を活用したサービ スの拡大準備 ○情報システム機 器に関するセキュ リティ対策の強化 【再掲Ⅷ-3】 ○情報セキュリテ ィマネジメントシ ステム（ISMS*）の 認証の取得 【再掲Ⅷ-3】	○マイナポータル* による手続案内の 対象手続の拡充 ○活用対象サービ スの拡大	○マイナポータル* による電子決済サ ービス・ワンスト ップ型サービスの開 始	

イ 税収確保の推進

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により税に係る区民の制度理解が深まっています。

正確な課税と、納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供や実効性の高い滞納整理の推進により、税収が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
特別区民税 収入率 (現年度分)	区税の収入状況を示すため	97.6% (26 年度)	98.5%	98.8%

(3) おもな取り組み

① 収入率の向上対策

(担当：区民サービス管理部 税務分野)

適切な納税勧奨、特別徴収の推進、納付相談を実施するとともに、新たな納付方法を開始する等多様な納付方法の整備により、区民が税を納めやすい環境を整え、自主納付を促進します。

効果的な催告、預金や給与などの差押えによる、実効性の高い滞納整理を推進します。また、法改正や制度改正の動向を見極め、預金情報の照会等財産調査におけるマイナンバー制度*の活用を図ります。

税の使われ方や税制度に関して広報・啓発を充実するとともに、児童・生徒に対する租税教育を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○特別徴収の推進 (特別区民税) ○滞納整理の強化	○新たな納付方法 (クレジットカード による納付など)の 検討	○新たな納付方法 (クレジットカード による納付など)の 開始	

ウ 情報通信技術（ICT）と対面による対応の連携による新たな区民サービスの推進

(1) 目標とする姿

手続のワンストップ化、区民ニーズにこたえる双方向の情報交換、きめ細かいアウトリーチ対応等を可能とする情報通信技術（ICT）を活用した基盤が整い、それを活用した区民にとって迅速で質の高いサービスを展開しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区から必要なサービスを受けられていると満足している区民の割合	区民への質の高いサービスの展開が行われていることを示すため	62.2% (26 年度)	72%	82%
行政手続における電子申請の利用割合	電子申請が利用され、電子区役所が推進されているかどうかを示すため	55.4% (26 年度)	65%	70%

(3) おもな取り組み

① ワンストップ窓口・アウトリーチ型の行政サービス*対応の推進

（担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野ほか）

総合窓口システムの構築、電子手続の拡大によりバーチャル区役所*を推進するとともに、対応する人材育成を図り、来庁時を含むいつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現します。

アウトリーチ型サービス*等を可能とする安全性の高いシステム基盤を構築します。それらを活用することにより、高齢者や障害者など、来庁が困難な方を、

職員がモバイル端末を携行して訪問し、相談や各種申請等の手続を実施するな
どきめ細かい人的対応が可能となります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 総合窓口システム検討 ○ アウトリーチ型サービス*等を可能とする安全性の高いシステム基盤の検討 ○ 南中野地域事務所の移転整備（中野富士見中跡）	○ 総合窓口システム構築 ○ 構築	○ 総合窓口システム導入 ○ 運用	○ 鷺宮地域事務所の移転整備（鷺宮小跡）

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－１ 区民意思と合意に基づく政策決定

《１０年後のまちの姿》

「区民意思と合意に基づく政策決定」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 多様な媒体を通じて、区政情報の共有化、マイナンバー制度*におけるマイナポータル*の導入等による区民ニーズに応える双方向の情報交換等が図られ、区民が迅速、的確に質の高い情報を入手できています。
- 人口・世帯、産業・経済、医療・福祉の統計データ等、様々な行政データが広く活用され、行政の効率性、透明性が高まっています。
- あらゆる人にとって、公平・公正で、開かれた区政運営の基盤となる政策決定過程への参加の仕組みと機会の拡充が図られています。

《現状と課題》

区民が区政情報を入手する手段は、区報、ホームページ、情報公開請求等多様化しています。また、情報通信技術（ICT）の進展や区民生活の中への浸透、マイナンバー制度*におけるマイナポータル*の導入等により、さらに手段の拡充や双方向性を実現する基盤が整いはじめています。

より多くの区民が幅広く区政や地域に関心を持ち、地域の課題解決に向けた行動を行っていく前提として、こうした手段等を活用し、区政情報の共有化、区民ニーズに応える双方向の情報交換、行政データの公開等を進める必要があります。また、誰もが等しく情報を活用できるユニバーサルデザイン*の観点も必要です。

《施策の方向》

ア 質の高い情報の提供と活用の促進

ア 質の高い情報の提供と活用の促進

(1) 目標とする姿

情報通信技術（ICT）等を活用し、区政情報や様々なデータ等のアクセス環境を整備することにより、区民は質の高い情報を得ることができています。

区政の政策決定過程への参加の仕組みや機会の拡充を図ることにより、区民は、様々な情報や、参加の機会を得て、地域に関心を持ち、積極的により良い中野のまちをめざして行動をしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区政情報や地域情報について、知りたいときに情報が入手できていると感じる区民の割合	区民がニーズに応じて区政情報や地域情報を入手できていることを示すため	34.4%	65%	80%

(3) おもな取り組み

① 区政情報の公開、透明性の確保

（担当：経営室 経営分野、政策室 広報分野）

基本となる区政情報について、区ホームページから誰もが閲覧できる仕組み（仮称）オンライン情報公開閲覧室を整備し、区政情報の公開、透明性の確保を推進します。

また、区政資料の電子化を進めるとともに、レファレンス機能の向上を図ります。

② 情報発信のユニバーサルデザイン*

(担当：政策室 広報分野)

あらゆる人が等しく情報を入手し、区政に参加することができるよう、ユニバーサルデザイン*ガイドラインを策定し、区報、ホームページや必要に応じて発行する刊行物など区が発信するすべての媒体は、ユニバーサルデザイン*に配慮した情報とします。

③ オープンデータ*の活用推進

(担当：政策室 企画分野)

様々な行政データについて、一般に利用、加工が可能な形でのオープンな情報提供を進めます。

オープンデータ*を活用した事例を紹介するイベント実施等、民間や地域でのオープンデータ*の活用を促進する機会を設けるとともに、行政データ活用にあたってのレファレンスやカスタマイズ等に対応し、区民生活の質の向上を図ります。

また、行政活動における、ビッグデータ*等の収集を促進し、公開することによって、民間活用を促します。

④ ライフステージ*に応じた双方向の情報受発信

(担当：政策室 広報分野、業務改善分野)

区民一人ひとりにとって必要な区政情報を、マイナポータル*（マイナンバー制度*における情報提供等記録開示システム）のお知らせ情報表示機能等を利用して、直接本人に発信します。

また、情報通信技術（ICT）を活用した双方向の情報受発信を可能とし、区民の利便性の向上、負担の軽減を図ります。

⑤ 区民参加により運営される区政

(担当：政策室 企画分野、経営室 行政監理分野)

区民の意識・意向のきめ細かい把握や区政運営のPDCAサイクルへの参加を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の導入に向けた検討 ○ユニバーサルデザイン*ガイドラインの策定 ○データ公開の統一基準策定 ○オープンデータ*の取組の周知、認識の向上 ○マイナポータル*等を活用した情報発信運用開始	○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の構築 ○基準に従ったデータの公開 ○イベント実施等による活用促進 ○情報発信内容の拡充	○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の開設 ○大学や、民間組織との連携による新サービスの創造	

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

《１０年後のまちの姿》

「人権を守り、多様な人が参画するまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民一人ひとりが自分を大切にするとともに、それぞれの考えや生き方を認め、差別されることなく社会に参画できる環境づくりが進んでいます。
- 他国との市民レベルの交流が進み、地域における相互理解の輪が広がり、恒久平和に向けた区民意識が高まっています。

《現状と課題》

グローバル化の進展に伴い、多様な文化や生き方を背景にした地域生活が営まれています。相互に人権を守り、尊重し合える、人権尊重の理念が地域に根付く地域社会の形成が必要です。

また、超高齢社会*の到来、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨を踏まえ、今まで以上に高齢者、障害者を含むすべての人が生活しやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりが求められています。

中野を訪れたり、中野に住む外国人が増えています。中野のグローバル戦略や都市観光の推進、また、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、さらに増加することが見込まれます。そうした中、外国人が地域にとけこんで安心して過ごすことができるよう、情報提供等の環境を整えたり、国際的な視野を持つ人材の育成やボランティアの養成、交流促進等による相互理解を深めていくことが必要です。

《施策の方向》

ア 人権意識の向上と多様な人の参画の推進

イ 平和への貢献と国際理解の醸成

ア 人権意識の向上と多様な人の参画の推進

(1) 目標とする姿

人権意識の普及啓発や男女共同参画の推進の取組を進めることにより、区民、事業者等の人権意識が向上し、ユニバーサルデザイン*のまちづくりの取組とあわせ、誰もが社会参加でき、生活しやすいまちになっています。また、区民が多様な生き方を選択できる環境が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	男女平等意識が浸透していることを示すため	15.7%	30%	50%
学校は自他の生命を大切にしていると思う保護者の割合	学校において、自他の生命や人権を尊重する教育が行われていることを示すため	小学校 79.4% (26 年度) 中学校 72.4% (26 年度)	100%	100%

(3) おもな取り組み

① 人権意識の向上

(担当：政策室 企画分野)

グローバル化の進展を踏まえた、家庭、学校、職場、地域社会など、人権課題（女性、高齢者、外国人、障害者、LGBT*他）に対する理解を深め共生社会*を実現のための啓発活動、事業を推進します。特に、民間事業者や若年層への

意識啓発を強化し、様々な場面で幅広く、人権感覚の醸成が図れる機会をつくります。

② 男女共同参画の推進

(担当：政策室 企画分野)

男女共同参画の考え方について、区民や民間企業の理解を深め、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、共同して作り上げる社会をめざします。また、配偶者等に対する暴力防止など人権尊重の取組を行います。

女性の視点からの避難所運営講座など、身近な課題をテーマとして具体的に対応を考える機会をつくり、理解の醸成を進めます。

③ 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

(担当：政策室 企画分野)

超高齢社会*、グローバル化の進展等を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、高齢者、障害者、外国人など、様々な区民に対する理解を深め、行政サービスの改善や、都市基盤の整備等、ユニバーサルデザイン*のまちづくりにつなげ、誰もが生活しやすいまちをめざします。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○民間事業者・若年層への人権尊重意識啓発強化 ○区内小・中学校・高校での人権教育の拡充 ○男女共同参画基本計画の改定			

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○身近な課題を通じた男女共同参画の考え方の普及啓発の実施・地域展開 ○事業主行動計画策定の推進 ○（仮称）ユニバーサルデザイン*推進条例の制定 ○（仮称）ユニバーサルデザイン*推進計画の策定 ○障害者の差別解消、権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施 【再掲 VI-3】			



イ 平和への貢献と国際理解の醸成

(1) 目標とする姿

生活情報の多言語対応や相談の機会の確保等により、外国人が安心して地域で暮らすことができます。

地域での語学学習、国際理解教育、交流機会の拡充等を進めることにより、地域住民と外国人が相互に理解を深め、協働して地域を築いています。

平和の尊さが次世代へ語り継がれるとともに、国外との交流、協調を通じて、平和への意識が広く区民に根付いています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外国人と何らかの交流を持つ区民の割合	区民と外国人との交流が行われていることを示すため	45.7%	60%	70%

(3) おもな取り組み

① 地域の国際化の推進

(担当：政策室 企画分野)

様々な媒体による生活情報提供、手続案内等の多言語化を図るとともに、相談の機会を確保する等、外国人が地域で暮らしやすくするための取組を進めます。

国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となるボランティアの養成、学校における国際理解教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を推進します。また、これらの事業実施にあたっては、国際交流協会や区内大学等との連携を強化し、地域住民と外国人との交流、相互理解を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

② 国際平和への貢献

(担当：政策室 企画分野)

幅広い世代の参加や国際性も意識した平和のつどいや平和資料展示等の実施により、平和の尊さを継承し、国際平和意識の普及啓発を進めます。

③ 海外自治体等との交流促進

(担当：政策室 企画分野)

海外自治体との交流を民間交流を含め拡大し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とする交流の充実を図ることによって、恒久平和を願う区民の機運の醸成を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○外国人の生活情報、手続案内等の提供手段の多様化、多言語化の推進 ○関係機関と連携したボランティアの体制構築、養成 ○学校における日本語指導の充実 ○海外交流自治体との民間交流の推進	○サポート体制の構築 ○ボランティアを活用した語学教育や国際理解教育の実施		

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際交流機運の醸成	○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな交流事業の実施		

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－３ 将来を見据えた行財政運営

《１０年後のまちの姿》

「将来を見据えた行財政運営」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 最少の経費で区民にとって最大の価値を生み出す区政運営が行われています。
- 幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と協働し、施策を遂行できる組織運営・職員育成が行われています。
- 区の幹部として女性が活躍することをはじめ、多様な人材の活用が図られています。
- 様々な主体によるサービスが展開される中、民間等が行う公共サービスを含め、必要な質・量が確保されています。
- 将来を見据えた施策展開が実現し、区民が長く親しみ、利用できる区有施設が整備、運営されています。
- 危機発生時においても、区民の生命・財産が守られ、区民生活に密着する行政サービスの提供機能を維持するための仕組みと機能が充実しています。

《現状と課題》

日本は人口減少の局面を迎えています。中野区は現段階では人口増加の傾向にありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口*を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力や地域の力への影響が懸念されます。一方で、行政サービスに係るニーズは多様化、複雑化するとともに、そうしたサービスの供給を民間サービスが担う場面も増えています。

こうした状況の中、将来を見据え、幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と協働し、施策を遂行できる組織運営・職員育成が必要です。

また、職務の専門化や複雑化が進む中で、職員のコンプライアンス意識を高め、それらを基本に、区民の視点に立った区政運営を行っていく必要性がさらに高まっています。

持続可能な区政運営を支えるために、施策展開を支える財政計画に基づいた財政運営を継続するとともに、事業別等詳細な財務書類のコスト分析を行い、その結果を行政評価*や公共施設等のマネジメントに活用することが必要です。

マイナンバー制度*のしくみやモバイル端末、電子マネー等を利用した行政手続が増え、区民の利便性が向上していく一方で、それらの手段に応じたセキュリティ対策を強化する等、区におけるリスク管理・危機管理の実効力を一層向上して必要があります。

《施策の方向》

- ア 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成
- イ 確かな行財政運営
- ウ 新しい時代にふさわしい新区役所整備
- エ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営
- オ 危機管理の強化

ア 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成

(1) 目標とする姿

調査研究、政策立案機能の強化、確かな業務知識と専門性の育成、ライフステージ*に応じたキャリア形成環境の整備等により、多様な人材の力を生かし、幅広い視野と区民への共感に基づいた施策の立案、遂行ができる、組織運営・職員育成を行っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
女性管理職 の割合	すべての職員が能力を最大 限発揮できる職場の実現の 状況を示すため	15.6% (26 年度)	25%	35%
中野区コン ピテンシー モデル第 2 段階の達成 割合	少数精鋭体制の基盤とな る、他の職員をリードし、 率先した取組を行う職員の 育成の状況を示すため	64.1% (25 年度)	80%	100%

(3) おもな取り組み

① 調査研究、政策立案機能の強化

(担当：政策室 企画分野)

社会経済状況の変化や行政サービスの展開及び関連する民間の事業活動等について、様々なデータ等を収集・分析し、区民生活に影響を及ぼす課題について総合的に継続して把握していきます。これらのデータを様々な区政課題における政策立案に活用し、科学的な根拠に基づく区政運営を行います。

また、職員の政策立案力を高め、区民への共感に基づいた施策立案や、積極的に多様な主体と協働し施策立案を推進します。

② 多様な人材を生かす、活力ある組織の構築と運営

(担当：経営室 人事分野)

職員の特性や専門性が生かされ、出産や育児・介護等、ライフステージ*ごとにワークライフバランス*が保たれ、職員が持てる力を十分に発揮することにより、区民に高い価値を提供する体制を整えます。

職員の特性や専門性を踏まえた人材育成を図り、個人のキャリア形成に着目した人事管理を強化します。

③ コンプライアンスの推進

(担当：経営室 行政監理分野)

職員のコンプライアンス意識を一層高めるため、区や他自治体で発生した事件・事故とその対応を踏まえた研修や意識調査を工夫して実施します。

随時「コンプライアンスガイドブック」を見直すとともに、様々な機会を通じて職員にその周知を徹底し、内容の理解とマネジメントへの活用を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○女性のキャリア 形成支援計画策定 ○コンプライアンス ガイドブックの 見直し・職員への周 知徹底			

イ 確かな行財政運営

(1) 目標とする姿

施策展開を支える財務規律を根幹とし、財政分析、PDCA サイクルによる区政運営の実施等により、持続可能な行財政運営を実施しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
公債費負担 比率（中野 区方式）	起債活用の計画性を示すため	8.2 （26 年度）	10%程度を 上限	10%程度を 上限

(3) おもな取り組み

① 施策展開を支える財政運営

（担当：政策室 予算分野）

10 年間の一般財源を見通し、中野区の「基準となる一般財源規模」に基づいた財政計画を示します。

「基準となる一般財源規模」を一定に保ち、安定した財政運営を行うために、財政調整基金の繰入や積立による財源調整を行うとともに、一般財源充当事業費が計画の範囲内となる予算編成を行い、これを財務規律の根幹とします。

② 公会計改革*等財務管理推進、財政分析強化

（担当：経営室 行政監理分野）

コスト意識を持ちながら業務改善に取り組み、区民の視点に立った高い付加価値を生み出すため、複式簿記・発生主義会計の取組を推進します。

総務省から示された新たな統一的基準に則した事業別・施設別等の財務書類を作成し、財務情報を区政経営に有効に活用します。

③ 顧客志向で不断に改善を図る行政運営

(担当：政策室 企画分野、業務改善分野、経営室 行政監理分野)

PDCA サイクルを区政運営の基本とし、行政評価*の方法への発生主義会計による財務情報の取り入れ等、各段階のしくみやサイクルとしての連携のあり方の工夫を図り、常に区民にとっての価値を考え、事業を改善し、持続可能で満足度の高い行政運営を行います。

④ 民間等が行う公共サービスの展開の推進と質の確保

(担当：政策室 業務改善分野)

民間事業者へ委託可能なものについては、積極的に民間への開放を推進します。また、民営化した公共サービスの質の確保、安定供給の仕組みを整えます。

施設の管理・運営や開設に当たっては、民営化や指定管理者制度の導入、PPP*など、最も効果的・効率的な手法により民間活力の活用を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○総務省の新たな統一的基準による財務書類の作成や複式簿記の導入に向けた方針・ルール・活用策等の検討 ○新たな統一的基準による財務書類（財政白書）の作成、事業別・施設別のコスト分析実施	○新たな統一基準による財務諸表類の作成・分析に係る検証・見直し	○財務情報の区政経営への有効活用モデル確立 ○行政評価*における発生主義会計による財務情報の活用検討	○行政評価*における発生主義会計における財務情報の活用

ウ 新しい時代にふさわしい新区役所整備

(1) 目標とする姿

新しい政策を作りだしていく区政の中心であり、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点として、区民が訪れやすく親しみやすい区役所が実現しています。

誰もが不自由なく手続や相談などのサービスが受けられるよう、わかりやすく利用しやすい区役所が実現しています。

災害対応能力、自立性、事業継続性の高い区役所が整備され、区民の安心、安全が守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
新区役所整備	新たなサービス展開を図る 基盤の整備について示すため	—	整備	竣工 (33 年度)

(3) おもな取り組み

①区民サービスの向上

(担当：経営室 経営分野、政策室 業務改善分野、
区民サービス管理部 情報システム分野)

複数の手続をワンストップで取り扱う総合窓口の設置やユニバーサルデザイン*の考え方を導入し、来庁するすべての区民が不自由なく快適にサービスが受けられる区役所を整備します。

②区民活動の推進

(担当：経営室 経営分野、地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

区内のあらゆる情報を収集・分析・活用し、新しい政策を作り出していく区

政の中心であるとともに、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点としての区役所を整備します。

③行政機能の強化等

(担当：経営室 経営分野)

災害対策本部機能の充実などにより、災害対応能力、自立性・事業継続性の高い区役所を整備します。

職員の創造性を引出し、質が高く効率的で、セキュリティにも配慮した区民満足度の高い行政サービスを提供できる区役所を整備します。

自然エネルギーの有効利用、高効率な設備機器の積極的な採用など、環境負荷を低減した区役所をめざします。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○整備基本計画の策定 ○基本設計 ○総合窓口システム検討 ○アウトリーチ型サービス*等を可能とする安全性の高いシステム基盤の検討	○実施設計 ○整備工事 ○総合窓口システム構築 ○構築	○整備工事 ○新しい区役所の竣工 ○総合窓口システム導入 ○運用	

エ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営

(1) 目標とする姿

将来を見据えた施策展開を実現するとともに、長期的な視野に基づく施設管理を推進し、誰もが長く親しみ利用できる区有施設を整備、運営しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
施設更新の 進捗率	築 60 年を越え、施設更新が 必要な施設及び学校再編計 画による更新を進め、区民 サービスの向上を図るため	—	50%	100%

(3) おもな取り組み

① 長期的な視点に基づく施設管理の推進

(担当：政策室 企画分野、経営室 施設分野)

長期的な視点に基づく区有施設管理の方針である公共施設総合管理計画*に基づき施設管理を進めます。

持続可能な財政運営を確保しつつ、老朽化した施設の更新を進め、区民サービスの向上を実現するために、施設サービスの民間移行や PPP*等の整備手法の導入検討、施設更新等の際の、施設の複合化、ライフサイクルコスト*を意識した更新手法の選択等、検討すべき視点を定め、区有施設の効率化、適正配置などを計画的に推進します。

また、土地、建物等の資産の有効活用を図り、施設更新のための財源を確保します。

② 誰もが利用しやすく持続可能な区有施設の整備

(担当：経営室 施設分野)

区有施設について、ユニバーサルデザイン*の視点を意識した必要なバリアフ

リー化、省エネルギー・再生可能エネルギー*の導入、緑化の推進等の施策を展開し、誰もが利用しやすく持続可能な施設整備を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○区有施設のバリアフリー化の推進 ○区有施設の設備改修に伴う照明器具のLED化の推進 ○区有施設等の緑化推進			



オ 危機管理の強化

(1) 目標とする姿

危機からの未然防止、危機発生時の被害を最小限に食い止める対策の推進により安心・安全な暮らしが実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
職員のリスク管理・危機管理に関する正しい理解・行動率	組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を示すため	—	85%	100%

(3) おもな取り組み

① 情報セキュリティの強化

(担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野)

サーバ、端末、ネットワーク等の機器に関するセキュリティ対策を強化します。

情報セキュリティマネジメント体制を確立し、ISMS*認証を取得します。情報資産の適正な運用管理をより強化し、情報漏えいなどのリスクを軽減することで、区政への区民の信頼性を高めます。

また、専門的な知識を持つ職員の育成を図るとともに、職員、委託事業者に対し、不正アクセスや情報漏えい等に関するセキュリティ研修を実施するなど、職員等の情報安全に関する体制の強化とスキルの向上を図ります。

② 危機管理体制の実効性の向上

(担当：経営室 行政監理分野、健康福祉部 保健予防分野、
都市基盤部 防災・都市安全分野)

国民保護法関連訓練、災害図上訓練、健康危機管理図上訓練、BCP 図上訓練、緊急対応訓練・研修実施による、組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を図ります。

③ 業務継続力の向上

(担当：経営室 行政監理分野、健康福祉部 保健予防分野、
都市基盤部 防災・都市安全分野)

危機発生時に、区として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においても、できる限り早期に復旧するために必要な取組を定める「中野区政の BCP」について、継続的な改善により、非常時における業務継続力の向上を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 情報システム機器に関するセキュリティ対策の強化 ○ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS*）の認証の取得 ○ 国民保護法関連訓練・災害図上訓練・健康危機管理図上訓練・BCP 図上訓練の実施 ○ 「中野区政の BCP」見直し			
			

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－４ 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

《１０年後のまちの姿》

「連携都市との相互発展に向けた豊かな交流」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 連携都市との間の観光・体験、経済等の交流が活発化して、長期滞在や二地域居住などが行われています。

《現状と課題》

少子高齢化、人口減少による地域経済や人々の暮らしへの影響は、都市・地方ともに共通の課題です。都市と地方、それぞれの強みを活かし、弱みを補うWin-Winの関係による相互発展をめざすことが必要です。

中野区は高い交通の利便性がありますが、密集した市街地を持つ過密都市という性格も踏まえ、都市の住民として、快適で便利な生活を楽しみつつも、自然やゆとりにあふれた生活を望むなど、それぞれのライフスタイル*や嗜好にあわせた多様な暮らし方、生活の幅も求められています。

区は、これまでも、なかの里・まち連携事業*、交流連携協定、姉妹提携協定、被災地派遣・復興支援等により、観光・体験、経済交流や環境に係る交流等を様々な主体により進めてきました。それらをより拡充していくとともに、連携自治体との間で、長期滞在や二地域居住*等の多様なライフスタイル*を実現していく必要があります。

《施策の方向》

ア 連携都市との相互発展に向けた交流

ア 連携都市との相互発展に向けた交流

(1) 目標とする姿

連携自治体との産業・商業団体や、地域団体、教育機関、住民など、様々な主体の参画による連携強化、区内で行う物産展開催や観光・体験交流事業を通して、自治体間の交流の枠を超えた住民同士の交流や生きがいの創出、民間活力を活用した様々な事業が推進されているとともに、長期滞在や二地域居住*が促進され、双方の生活の質が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
なかの里・まち連携事業*における交流事業数	交流事業数が、交流状況を表していると考えられるため	53 事業 (26 年度)	60 事業	70 事業

(3) おもな取り組み

① 観光・体験、経済、環境交流事業の展開

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、環境部 地球温暖化対策分野)

自治体間の交流の枠を超えた、住民同士の交流や生きがいの創出、民間活力を活用した様々な事業の推進をめざすため、連携自治体との産業・商業団体や、地域団体、教育機関、住民など、様々な主体の参画による連携強化を図っていきます。

環境交流としては、森林資源を保有する自治体と連携して森林整備を行い、この活動で得られた CO₂ 吸収価値により、カーボン・オフセット*を行っていきます。

② 新しい暮らし方の推進

(担当：政策室 企画分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

様々な地域との新たな連携を通じた相互発展の関係づくりを進め、東京を含めた各地域の活性化に貢献するとともに、人的な交流を踏まえた、ライフステージ*やスタイルに応じた新たな暮らし形成の選択肢として、長期滞在や二地域居住*等の推進を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○連携都市との交流事業の推進	○連携自治体との長期滞在、二地域居住*に関する意見交換・取組検討	○長期滞在、二地域居住*に関する取組推進	

第4章 持続可能な行政運営のために

1 行財政運営の基本方針

基本構想がめざす中野のまちの将来像を実現していくためには、景気変動などによっても目標を変えることなく、安定的に行財政運営を行っていただける財政基盤を構築していかななくてはなりません。このためには、景気変動に伴う財政の年度間調整や大規模事業が確実に実施できる基金活用を中心として、財政計画を定めて持続可能な区政運営を行っていく必要があります。

(1) 財政運営の考え方

- ・区が主体的に活用できる特別区民税、特別区交付金などの一般財源を基本に財政運営を行います。
- ・財政運営にあたっては、一般財源（収入）と基金・起債の計画的な繰入・活用を主として行います。起債の活用にあたっては公債費負担比率（中野区方式）が過大とならないよう一定の水準に保つことに配慮します。
- ・景気に連動しやすい、特別区民税や特別区交付金など歳入を補完する財政調整基金の積立や繰入を計画的に行います。
- ・歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- ・起債の活用は、原則として後年度にわたる世代間の負担を公平にする観点から公共施設の建設整備・除却、防災基盤の整備及び公共用地の取得に限定します。
- ・安定した財政運営を行うために、中野区の「基準となる一般財源規模」をもとに、財政調整基金等の積立や取崩による財源調整を通じて歳入規模を一定に保ちます。
- ・毎年度の剰余金は、原則、基金に積み立てます。
- ・予算の執行にあたっては、支出内容の精査、効果の検証を十分に行い、契約落差についてはできる限り、他に流用しないよう努めます。
- ・新規事業については、後年度負担の増加など、財政の影響等について十分に勘案します。
- ・すべての事業について、適用可能な国や都の補助金を最大限活用します。
- ・歳出の一般財源充当事業費を「基準となる一般財源規模」の範囲内にするという考え方で予算編成をめざします。

上記の方針により、10 か年計画に基づく取組を財政体力に合わせ着実にすすめていきます。

(2) 基金活用の考え方

■ 財政調整基金

- ・ 毎年度の一般財源の歳入が基準となる一般財源規模に満たない場合は、その不足分を財政調整基金から繰り入れます。

■ 減債基金

- ・ 起債の償還のための財源は、計画的に減債基金に積み立てます。

■ 特定目的基金

- ・ 歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- ・ 施設の建設や建て替え、大規模な維持補修、道路・公園の維持は各計画に基づいて、特定目的基金を活用します。
- ・ 特定目的基金の積立財源は、予算で計画的に一般財源を使うほか、土地の売却による収入及び毎年度の剰余金で行います。

(3) 起債活用の考え方

- ・ 起債の活用にあたっては、公債費負担比率（中野区方式）で10%程度を上限とします。

○ 公債費負担比率（中野区方式）

＝実質公債費（元利償還金＋減債基金積立金－減債基金繰入金）÷一般財源（※）

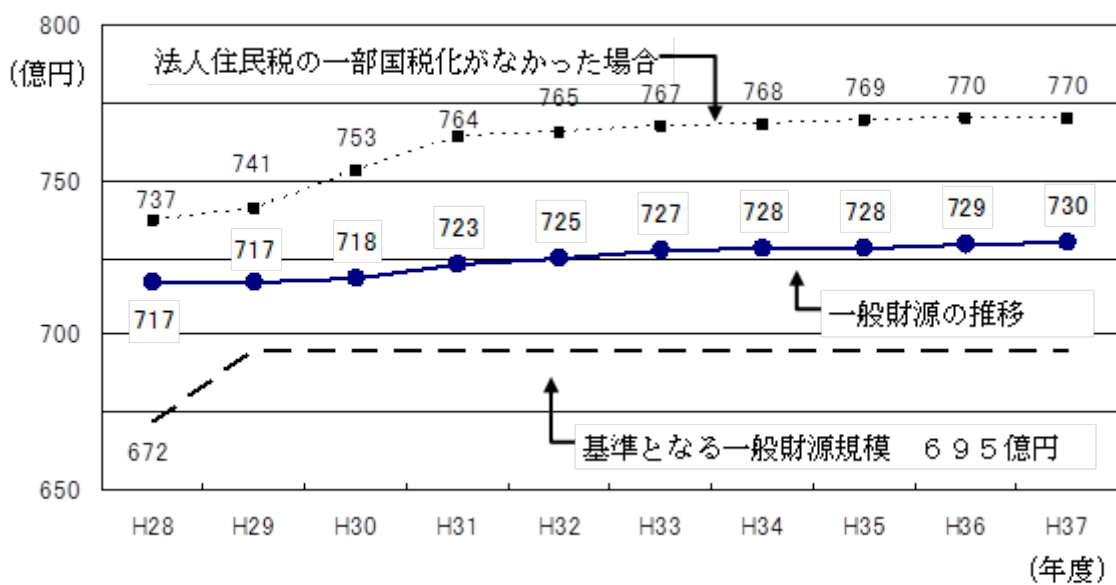
※ここで言う一般財源とは

特別区税、特別区交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、一般繰越金

2 財政見通し（一般財源の推移（想定））

10年間の一般財源の推移については、国の経済見通しや税制改正の影響等を参考に、以下の図のとおり見込んでいます。

また、中野区の「基準となる一般財源規模」を695億円として設定し、経常的な経費の削減に努めるとともに、財政調整基金などの繰入や積立による財源調整を通じて、歳入規模を一定に保つこととします。



3 10年間の財政フレーム

(1) 一般財源ベースの財政フレーム

10年間の財政フレーム(一般財源ベース)の見込みは、以下の表のとおりです。

なお、投資的な事業に係る経費について、その財源を明確にするため、歳出を一般財源ベース(事業費から国や都の補助金等を除いた額)で算定し、その財源対策分として歳入に基金の繰入額と特別区債の発行額を加えています。

(単位：億円)

		ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	計
歳入	特別区税	639	649	660	1,326	3,274
	特別区交付金	687	676	694	1,271	3,328
	その他一般財源	204	238	244	472	1,158
	基金繰入金	238	269	328	269	1,104
	特別区債	88	269	277	137	771
	歳入合計	1,856	2,101	2,203	3,475	9,635
歳出	義務的経費	825	816	824	1,619	4084
	人件費	394	379	362	657	1,792
	公債費	135	110	113	194	552
	扶助費	296	327	349	768	1,740
	繰出金	228	238	249	534	1,249
	一般事業費	409	372	370	683	1,834
	新規・拡充事業	229	503	551	351	1,634
	基金積立	165	172	209	288	834
	財政調整基金	36	24	26	78	164
	減債基金	65	62	70	59	256
	特定目的基金	64	86	113	151	414
	歳出合計	1,856	2,101	2,203	3,475	9,635

＜フレーム策定の前提条件＞

このフレームは、歳入・歳出額を一般財源ベースで推計し、ステップ1からステップ3を2年間ずつ、ステップ4を4年間と想定して示したものです(以下、(2)基金の積立・繰入計画、(3)起債の活用計画においても同様です)。試算にあたっては、現時点で想定される歳入・歳出の増減要素を加味し、把握できる税財政制度改革の影響額については反映しました。

■歳入

- ・計画期間における経済成長率を0.6%～3.7%と想定し推計しました。
- ・特別区税は、平成28年度(2016年度)の収入見込みをベースに算出しました。
- ・特別区交付金は、過去の実績や財産費等の増減を加味して推計しました。
- ・基金の繰入には、退職手当に係る財政調整基金や起債償還のための減債基金の

繰入のほか、学校再編やまちづくり、施設整備などの投資的な事業に充てる基金の繰り入れを含んでいます。基金ごとの内容は、（２）基金の積立・繰入計画のとおりです。

- ・特別区債は、起債の対象となる投資的な経費について精査し、将来の公債費負担を考慮しながら発行可能な額を見込みました。具体的には、（３）起債の活用計画のとおりです。

■歳出

- ・人件費は、退職手当の額や、職員数の推移を見込んで推計しました。
- ・公債費は、既発行分に新規発行分を加えて推計しました。
- ・扶助費は、補助事業、単独事業別に伸びを見込んで推計しました。
- ・一般事業費は、PDCA サイクルによる事業の見直し改善、事業経費の縮減を見込み推計しました。
- ・新規・拡充事業には、10 か年計画で取り組む投資的な経費や、新規・拡充する経費分を見込みました。
- ・基金積立には、財政調整基金・減債基金・特定目的基金それぞれについて所要額を見込みました。基金ごとの内容は、（２）基金の積立・繰入計画のとおりです。

(2) 基金の積立・繰入計画

基金の計画的な積立と繰入を行い、基金の持つ財源の年度間調整機能を活用していきます。ステップごとの基金の積立、繰入及び当該ステップの最終年度の基金残高の見込みは、以下の表のとおりです。

(単位：億円)

種別	区分	ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
財政調整基金	積立	36	24	26	78
	繰入	69	33	76	45
	残高	222	214	164	197
減債基金	積立	65	62	70	59
	繰入	99	70	68	78
	残高	31	23	26	7
義務教育施設整備基金	積立	20	20	20	40
	繰入	19	75	74	76
	残高	171	116	62	26
社会福祉施設整備基金	積立	0	0	0	0
	繰入	0	1	3	3
	残高	31	30	27	24
道路・公園整備基金	積立	19	14	14	27
	繰入	8	16	9	15
	残高	21	19	24	36
まちづくり基金	積立	25	52	79	84
	繰入	42	76	98	51
	残高	49	25	7	39
合計	積立	165	172	209	288
	繰入	238	269	328	269
	残高	526	429	309	330
計（減債基金を除く）	残高	495	406	283	323

※残高は、各ステップ末見込を記載してあります

(3) 起債の活用計画

起債の活用は、原則として、後年度の負担としても良い公共施設の建設整備・除却、防災基盤の整備及び公共用地の取得に限定して行います。起債の活用計画は、以下の表のとおりです。

■発行額（一般会計）

（単位：億円）

区分（目的）	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	計
学校関連	－	105	56	56	217
まちづくり	59	158	68	67	352
保健福祉・子ども施策	－	2	3	10	15
区民施設・総務	29	4	150	4	187
計	88	269	277	137	771

■公債費負担比率（中野区方式）の推計

（単位：億円・％）

区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	計
一般財源総額 A	1,516	1,549	1,577	3,041	7,683
実質公債費※B	101	101	115	175	492
公債費負担比率 B/A（％）	6.7％	6.5％	7.3％	5.8％	6.4％

※実質公債費＝元利償還金＋減債基金積立金－減債基金繰入金

■起債残高の推計（ステップ末残高。用地特別会計を含む）

（単位：億円）

区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	
起債残高	287	407	580	388	
（参考）土地開発公社	13	14	13	7	

※土地開発公社の数字は金融機関借入残高の推計

4 起債・基金を活用する主な事業

基金や起債を活用する予定の主な事業（一般会計分）は下表のとおりです。
事業費等は、現時点でのステップごとの想定経費です。また、社会経済状況の
変化に応じて事業実施スケジュール等は変更になることがあります。

（単位：億円）

事業名		区分	ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4	計
まちづくり	中野駅地区 ・中野駅南北通路 ・中野駅橋上駅舎 ・新北口駅前広場 ・四季の森駐輪場	事業費	71	45	95	49	260
		起債	23	16	27	13	79
		基金繰入	7	6	9	5	27
	中野三丁目地区 土地区画整理事業*	事業費	20	41	14	－	75
		起債	1	14	2	－	17
		基金繰入	2	4	－	－	6
	中野二丁目地区	事業費	13	12	95	－	120
		起債	－	－	－	－	－
		基金繰入	5	3	37	－	45
	囲町地区	事業費	28	83	57	－	168
		起債	－	－	－	－	－
		基金繰入	10	28	20	－	58
	連続立体交差事業* 調整	事業費	15	32	22	14	83
		起債	8	23	16	10	57
		基金繰入	2	7	5	1	15
	新井薬師前駅周辺 基盤整備（補助第 220号線）	事業費	3	8	18	50	79
		起債	－	－	－	－	－
		基金繰入	2	5	13	29	49
	沼袋駅周辺地区基 盤整備（区画街路第 4号線）	事業費	18	52	68	54	192
		起債	5	15	20	16	56
		基金繰入	1	4	6	3	14
	木造住宅密集地域 整備	事業費	6	8	8	16	38
		起債	－	－	－	－	－
		基金繰入	2	4	4	8	18

事業名		区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	計
まちづくり	弥生町三丁目周辺 地区まちづくり	事業費	9	10	3	0	22
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	2	4	1	-	7
	大和町まちづくり	事業費	11	19	15	28	73
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	3	5	4	8	20
	(仮称)本町二丁目 公園整備	事業費	1	1	-	-	2
		起債	1	1	-	-	2
		基金繰入	-	-	-	-	-
	(仮称)弥生町六丁 目公園整備	事業費	32	31	-	-	63
		起債	16	15	-	-	31
		基金繰入	5	5	-	-	10
	中野四季の森公園 拡張整備	事業費	1	-	-	-	1
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	1	-	-	-	1
	(仮称)上高田五丁 目公園整備	事業費	13	1	-	-	14
		起債	10	1	-	-	11
		基金繰入	-	-	-	-	-
	平和の森公園拡張 再整備	事業費	2	53	-	-	55
		起債	-	37	-	-	37
		基金繰入	1	3	-	-	4
	平和の森公園拡張 用地取得	事業費	-	18	-	-	18
		起債	-	10	-	-	10
		基金繰入	-	-	-	-	-
	哲学堂公園・旧野方 配水塔周辺地区整 備	事業費	2	38	6	3	49
		起債	-	28	4	-	32
		基金繰入	-	10	2	3	15
	新山小学校跡地を 活用した防災まち づくり	事業費	-	-	-	38	38
		起債	-	-	-	29	29
		基金繰入	-	-	-	-	-
	第六中学校跡地周 辺道路整備	事業費	1	-	-	-	1
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	1	-	-	-	1

事業名		区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	計
まちづくり	道路舗装改良補修	事業費	10	10	10	20	50
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	6	6	6	12	30
	橋梁長寿命化修繕	事業費	2	2	2	2	8
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	2	2	2	2	8
区民施設等	新区役所整備	事業費	2	5	194	-	201
		起債	-	-	150	-	150
		基金繰入	2	5	44	-	51
	区民活動センター等整備	事業費	16	12	-	8	36
		起債	8	5	-	5	18
		基金繰入	5	6	-	2	13
	文化・スポーツ施設改修	事業費	24	-	-	-	24
		起債	15	-	-	-	15
		基金繰入	6	-	-	-	6
	軽井沢少年自然の家改修	事業費	2	1	-	-	3
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	2	1	-	-	3
	清掃事務所車庫整備	事業費	9	-	-	-	9
		起債	7	-	-	-	7
		基金繰入	2	-	-	-	2
	施設保全 (長期保全計画)	事業費	32	22	28	35	117
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	29	21	28	35	113
福祉	すこやか福祉センター等整備	事業費	1	4	6	13	24
		起債	-	2	3	10	15
		基金繰入	-	1	3	4	8
学校	小中学校改築	事業費	14	186	137	140	477
		起債	-	105	56	55	216
		基金繰入	13	71	74	76	234
	学校施設計画改修	事業費	7	5	-	-	12
		起債	-	-	-	-	-
		基金繰入	6	4	-	-	10

参考資料

- 1 人口動向分析・人口推計
- 2 施設整備の方向性
- 3 用語の意味

参考資料 1

人口動向分析・人口推計

1 人口動向分析

日本の人口は減少局面を迎えていますが、中野区は人口増加の傾向があります。特に、2014 年以降は増加傾向が顕著です。増加の主な要因は若年層を中心とする転入超過によるものです。

最も人数の多い年齢層は 30 歳～34 歳となっており、若年層が多く暮らしている一方で、総人口に対する年少人口の割合や合計特殊出生率*は低い状況となっています。

（総人口）

住民基本台帳で近年の動向を分析すると、総人口は、2005 年～2010 年では、東京都特別区部全体で前年度比年平均 0.9%増の中、中野区は 0.2%の伸びでした。

2014 年、2015 年では、0.8%～0.9%増となっており、特別区部全体と同様の値となり、増加傾向が顕著になっています。（【表 1】）

【表 1】総人口推移

（人）

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
中 野 区	総人口	311,747	311,207	310,198	311,256	313,665	316,625
	（内外国人）	12,185	12,636	11,418	10,610	10,949	12,283
	前年比増減率		-0.2%	-0.3%	0.3%	0.8%	0.9%
	過去5年平均	0.2%					
区 部	総人口	8,851,384	8,895,198	8,914,676	8,951,575	9,016,342	9,102,598
	（内外国人）	348,857	353,219	339,448	327,266	330,586	350,863
	前年比増減率		0.5%	0.2%	0.4%	0.7%	1.0%
	過去5年平均	0.9%					

（住民基本台帳等より作成（各年 1 月 1 日））

（年齢別人口）

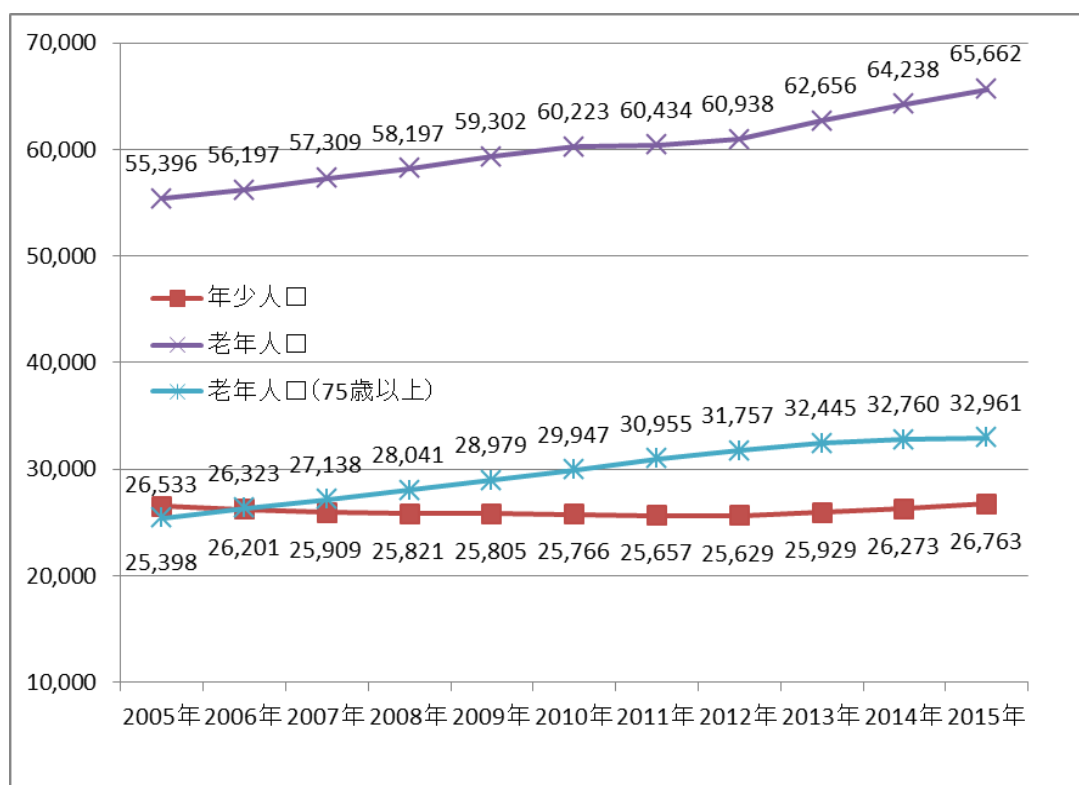
年齢 3 区分人口では、年少人口（0 歳～14 歳）は 1970 年代以降減少を続けていましたが、近年は減少傾向が緩やかとなり、2013 年以降は微増となっています。（【図 1】）

老年人口（65 歳以上）は一貫して増加しており、特に 75 歳以上の占める割合は、2005 年に 45.8%だったものが 2015 年には 50.2%と高くなってきています。

（【図 1】）

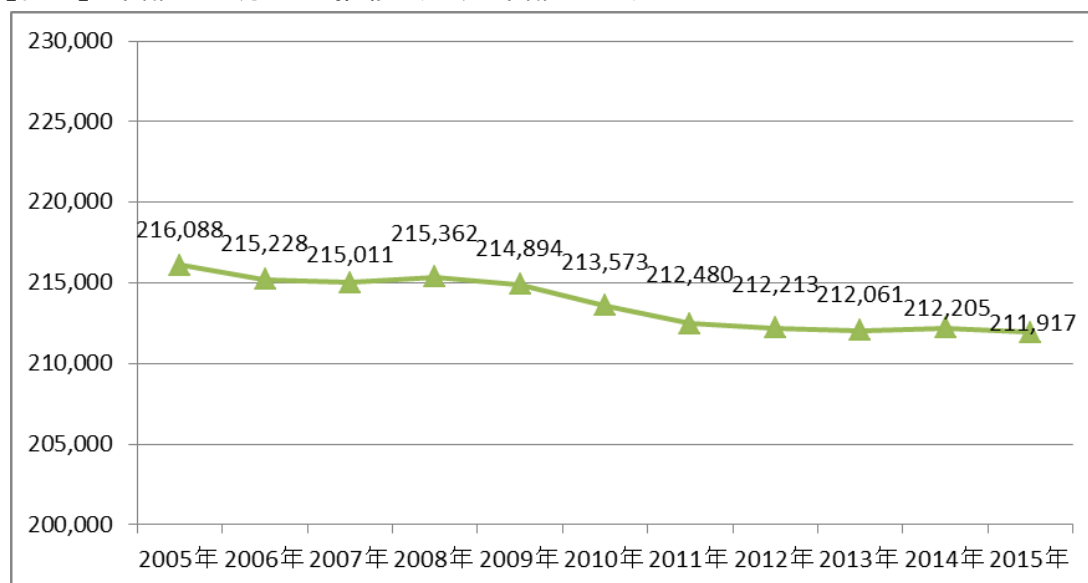
生産年齢人口*（15歳～64歳）は年少人口と同様に1970年代以降減少を続けていましたが、近年は減少傾向が緩やかとなっています。（【図2】）

【図1】年齢3区分人口推移（年少人口・老年人口）（人）



（住民基本台帳より作成（各年1月1日（日本人））

【図2】年齢3区分人口推移（生産年齢人口*）（人）

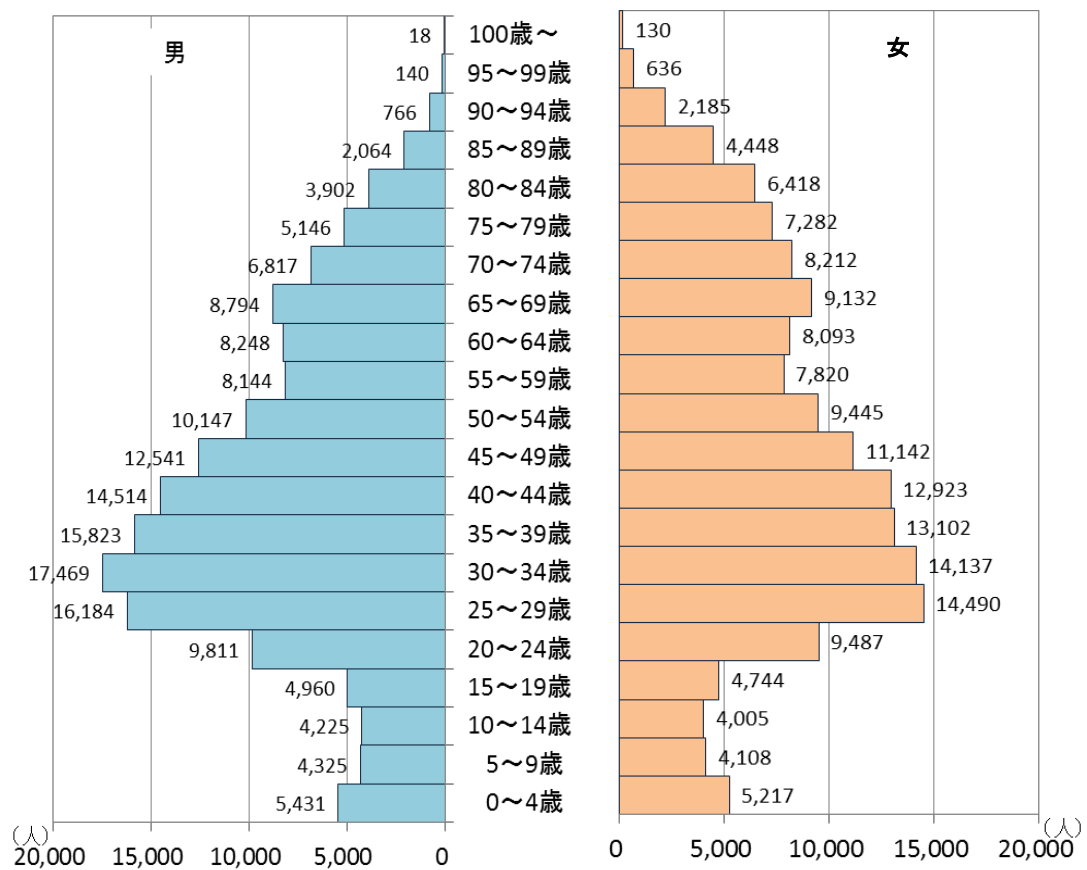


（住民基本台帳より作成（各年1月1日（日本人））

現在、最も人数の多い年齢層は、男性では 30 歳～34 歳、女性では 25 歳～29 歳となっています。（【図 3】）

また、年少人口の割合は 8.6%であり、特別区部全体の数値 11.3%を下回り、最も低い値となっています。

【図 3】年齢別人口ピラミッド



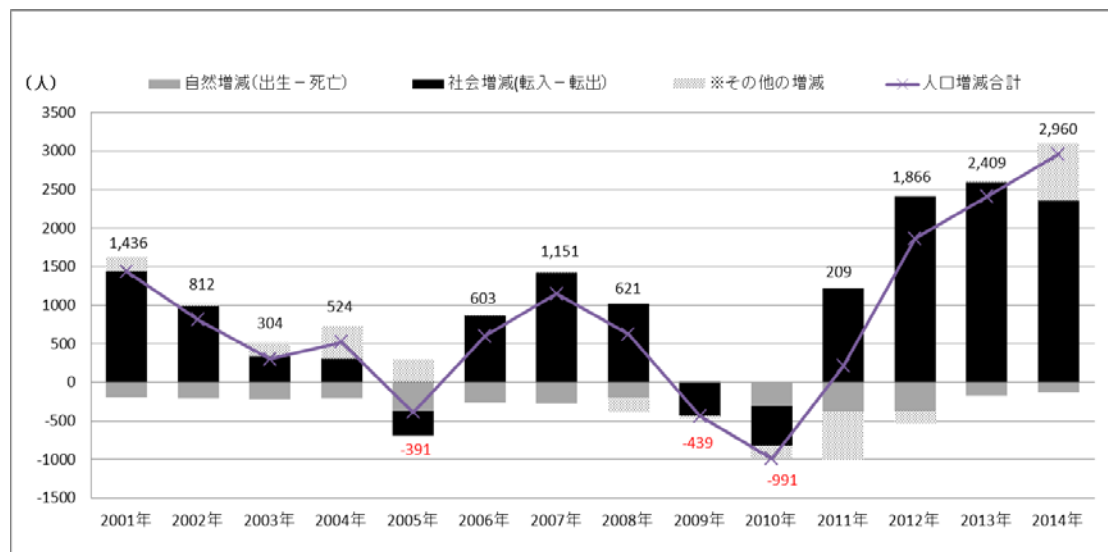
（住民基本台帳より作成（2015 年 1 月 1 日））

（人口移動）

人口増の主な要因は転入増によるものです。（【図 4】）

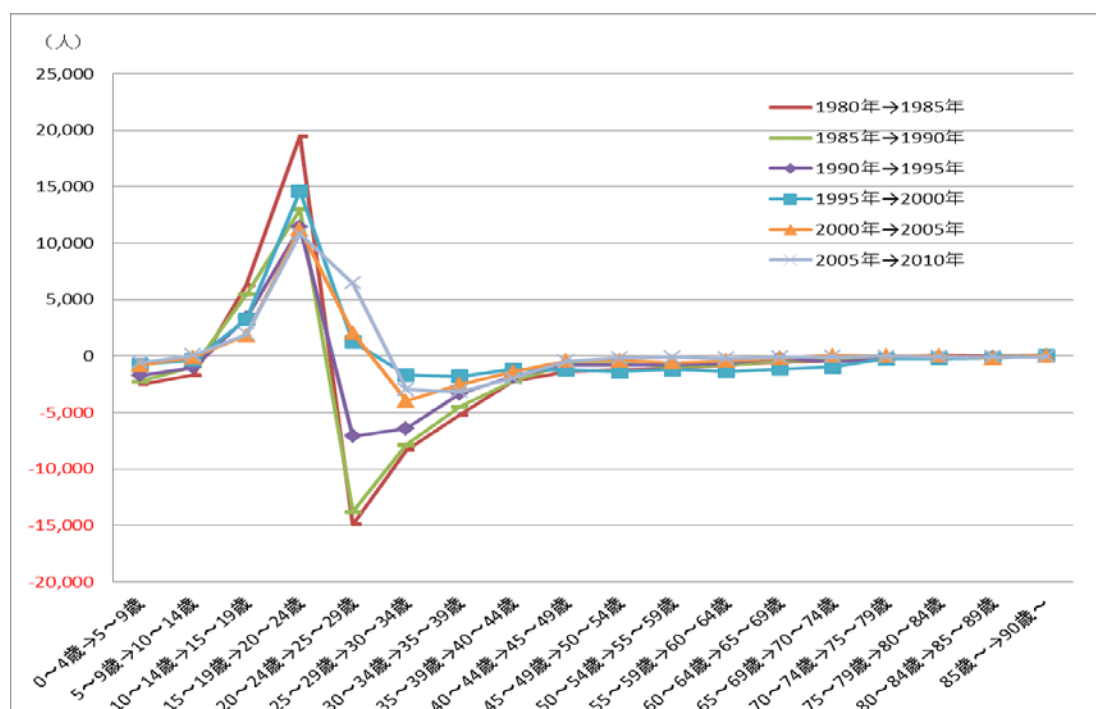
転入超過の最も多い年齢層は、15 歳～19 歳→20 歳～24 歳、一方、転出超過は 25 歳～29 歳→30～34 歳が中心となっています。推移としては、転出・転入超過数が収束する傾向があるとともに、転出超過のピークの年齢が 20 歳～24 歳→25 歳～29 歳から 25 歳～29 歳→30 歳～34 歳へ上昇しています。（【図 5】）

【図 4】 中野区の人口増減（対前年）の推移



（住民基本台帳より作成）

【図 5】 中野区の年齢別社会移動動向

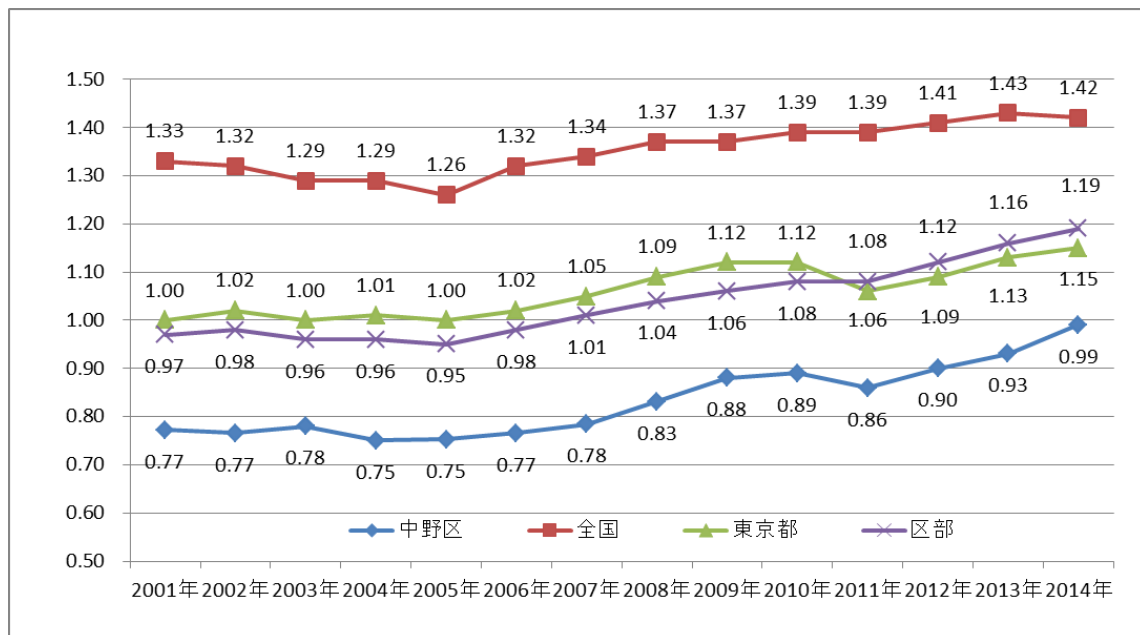


（国勢調査（総務省）等により作成）

（合計特殊出生率*）

合計特殊出生率*は、全国、東京都、特別区と比較して依然低い値ですが、近年上昇傾向があり、全国の値に対する中野区の比率が上昇し、全国の値に近づいています。（【図 6】）

【図 6】 合計特殊出生率*の推移



（東京都人口動態統計より作成）

2 人口推計

(基本推計)

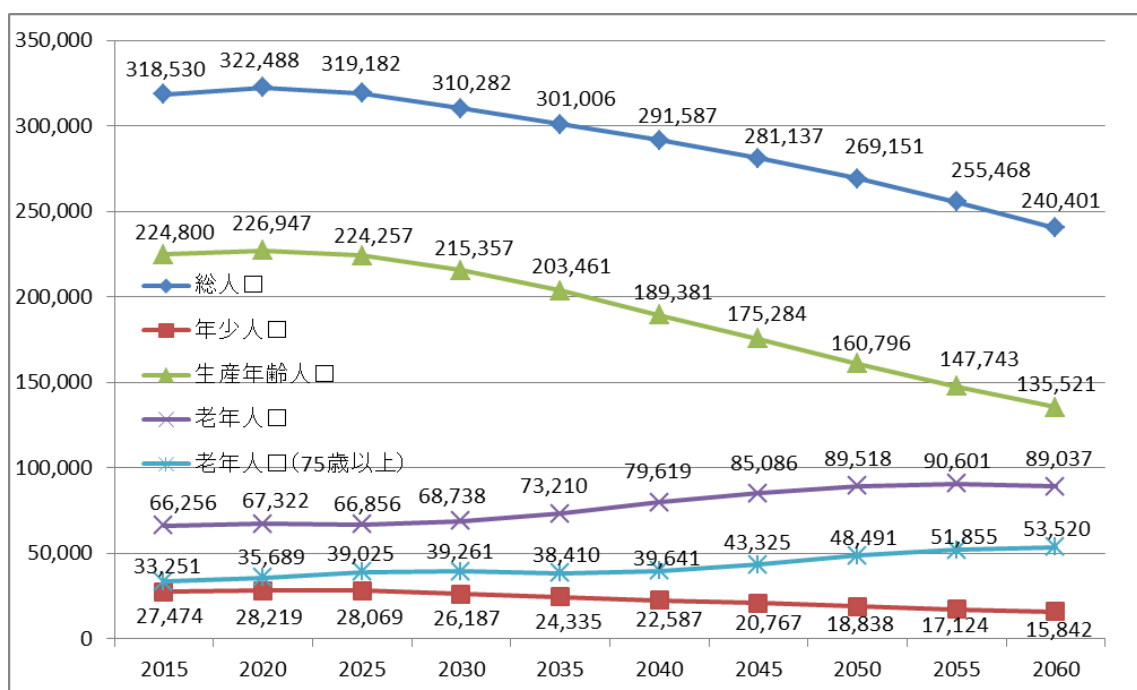
中野区における近年の人口増等の傾向、国の全国・地域別推計の動向を踏まえたものを基本推計としています。

この推計では、2020 年までは直近の人口増の傾向を反映する一方、中野区の人口は社会移動による影響が大きいことから、2020 年以降は全国的な移動の縮小傾向を反映しています。

合計特殊出生率*は、2014 年の合計特殊出生率* (0.99) を基本とし、2025 年まで微減、以降横ばいという全国推計の動向を踏まえています。

【図 7】基本推計

(人)



（区がめざす将来推計）

将来の少子化・人口減少をできる限りくい止め、超高齢社会*、人口減少の局面においても、地域社会・地域経済の縮小を回避し、持続可能な地域社会を形成する基盤をつくるため、次の前提で区がめざす将来推計を行います。

この将来推計の維持に向け施策を充実していきます。

人口移動に関しては、子どもを産む世代の定着を図ることをめざします。

合計特殊出生率*に関しては、中野区は全国等と比較して依然低い値ですが、近年は上昇傾向にあり、この傾向を継続させていくことを目標とします。

【合計特殊出生率*目標】

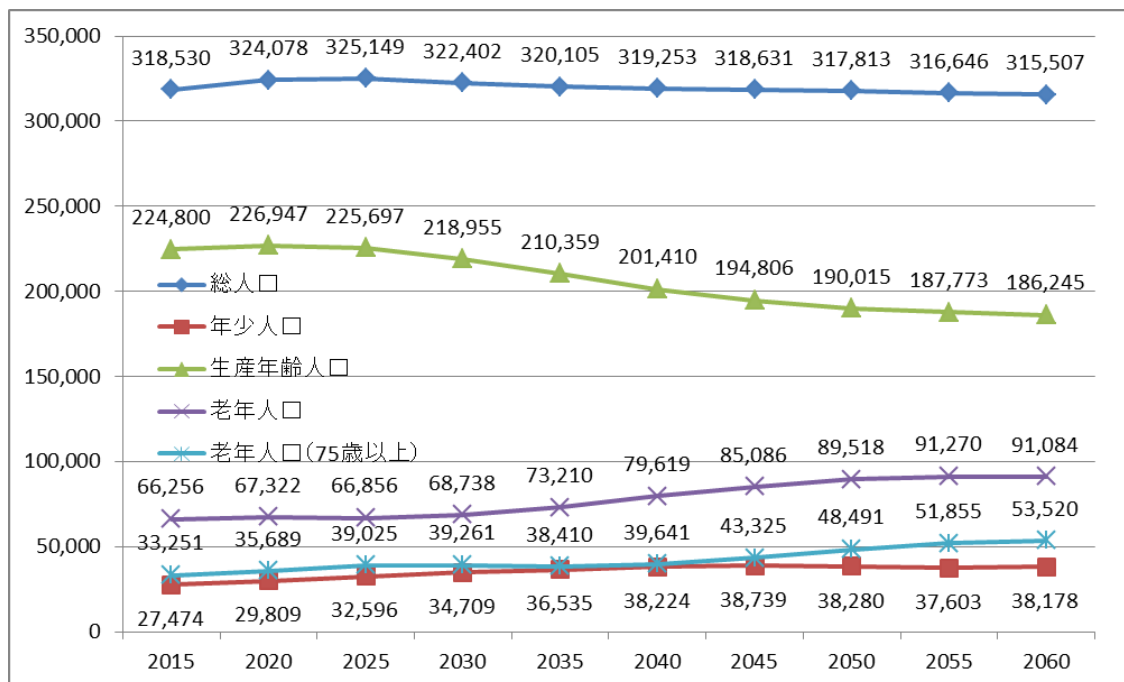
（2014 年実績）0.99

⇒（2020 年）1.12 ⇒（2030 年）1.38 ⇒（2040 年）1.65

※前年比 2% ずつ上昇

【図 8】区がめざす将来推計

（人）



参考資料 2

施設整備の方向性

新たに実現する主な施設等

施設名		整備内容	ステップ	ページ
歴史・文化施設	哲学堂公園・学習展示施設	哲学堂公園を観光資源として再整備するとともに、公園内に学習展示施設を整備	1・2	67
	民間教育機関	第三中学校再編後の跡地に整備誘導	3	79
都市整備関連施設	地域まちづくり	法務省矯正研修所東京支所の跡（新井 3-37）に移転後の平和の森小学校跡地、第四中学校及び新山小学校再編後の跡地については、民間等の活力を活用しながら周辺の住環境に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防災まちづくり等への活用を図る	4	88・89
	自転車駐車場	中野四季の森公園、中野駅北側、中野駅南側、囲町地区の自転車駐車場を駅周辺再開発等に併せて整備	2・4	91
	公園	（仮称）弥生町六丁目公園、（仮称）本町二丁目公園、中野四季の森公園拡張部、（仮称）上高田五丁目公園の整備、平和の森公園の拡張再整備	1・2	101
環境	清掃事務所車庫の移転	弥生町 6-1 に移転整備	1	126
子ども関連施設	地域子育て支援拠点	地域の子育てコミュニティの中核拠点として、すこやか福祉センター等に整備	1・2	141
	児童相談所	国・都に移管を働きかけ整備	3	147
	南部障害児通所支援施設	弥生町 5-5 の用地に児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業等を行う通所支援施設として整備。南中野区民活動センターを併設	1	147
	認定こども園*	民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園*へ転換（近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行）。あわせて新設園を誘致	2～4	150
	子ども家庭支援センター・教育センター（移転）	第十中学校の位置に、子ども家庭支援センターと教育センターの複合施設として統合新校に合築	3	159

施設名		整備内容	ステップ	ページ
図書館	本町図書館・東中野図書館	本町・東中野図書館の2館を統合し、第十中学校の位置に統合新校との複合施設として開設。子ども家庭支援センターと教育センターの複合施設を併設	3	168
小中学校	中野神明小学校、新山小学校、多田小学校の統合新校	中野神明・新山・多田小学校の3校を再編し、新山小学校と多田小学校の位置に新校を2校設置(ステップ1)。その後、新校舎を中野神明小学校の位置に整備し、新山小学校の位置に開校する小学校を移転(ステップ3)。多田小学校改築(ステップ4)	1	155
	大和小学校、若宮小学校の統合新校	大和・若宮小学校の2校を再編し、若宮小学校の位置に新校を設置(ステップ1)。その後、新校舎を大和小学校の位置に整備し移転(ステップ3)	1	155
	桃園小学校、向台小学校の統合新校	桃園・向台小学校の2校を再編し、向台小学校の位置に新校を設置(ステップ2)。その後、新校舎を桃園小学校の位置に整備し移転(ステップ3)	2	155
	第三中学校、第十中学校の統合新校	第三・第十中学校の2校を再編し、第三中学校の位置に新校を設置(ステップ2)。その後、新校舎を第十中学校の位置に整備し移転(ステップ3)	2	155
	第四中学校、第八中学校の統合新校	第四・第八中学校の2校を再編し、第四中学校の位置に新校を設置(ステップ3)。その後、新校舎を若宮小学校の位置に整備し移転(ステップ4)	3	155
	上高田小学校、新井小学校の統合新校	上高田・新井小学校の2校を再編し、上高田小学校の位置に新校を設置(ステップ3)。その後、新校舎を新井小学校の位置に整備し移転(ステップ4)	3	155
	鷺宮小学校、西中野小学校の統合新校	鷺宮・西中野小学校の2校を再編し、新校舎を第八中学校の位置に整備し新校を開設	4	155
	平和の森小学校 (移転)	法務省矯正研修所東京支所の跡(新井3-37)に移転整備	4	155
	地域開放型学校図書館*	子どもや区民の利便性の向上を図るため順次設置	3・4	168

施設名		整備内容	ステップ	ページ
区民活動センター	南中野 区民活動センター（移転）	弥生町 5-5 の用地に多目的ホール機能を持つ施設として整備。南部障害児通所支援施設を併設	1	172
	東中野 区民活動センター（移転）	旧東中野小学校跡を活用し整備	2	172
	昭和 区民活動センター	現地で建替え	2	173
	鍋横 区民活動センター（移転）	本町 4-44 の用地及び鍋横区民活動センター分室の用地に高齢者会館機能を持つ施設として移転整備。鍋横自転車駐車を併設	4	173
	鷺宮 区民活動センター（移転）	鷺宮小学校再編後の跡地を活用し開設。鷺宮すこやか福祉センター、鷺宮地域事務所、図書館を併設	4	173
すこやか福祉センター	南部すこやか福祉センター（移転）	中野富士見中学校跡を活用し開設。南中野地域事務所、（仮称）南部スポーツ・コミュニティプラザを併設	1	182
	北部すこやか福祉センター（移転）	沼袋小学校跡を活用し開設。（仮称）北部スポーツ・コミュニティプラザを併設	3	182
	鷺宮すこやか福祉センター（移転）	鷺宮小学校再編後の跡地を活用し開設。鷺宮地域事務所、鷺宮区民活動センター、図書館を併設	4	182
スポーツ施設	（仮称）南部スポーツ・コミュニティプラザ	中野富士見中学校跡を活用し開設。南部すこやか福祉センター、南中野地域事務所を併設	1	191
	（仮称）北部スポーツ・コミュニティプラザ	沼袋小学校跡を活用して開設。北部すこやか福祉センターを併設	3	192
	（仮称）鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	鷺宮体育館を活用して開設	1	192
	中野体育館（移転）	平和の森公園未開園区域内に移転整備	2	195

施設名		整備内容	ステップ	ページ
保健・医療・福祉関連施設	地域医療機関	旧中野中学校跡に誘導	1	207
	中野区保健所（移転）	中野体育館跡地等に移転整備する区役所庁舎内に移転	3	209
	（仮称）中野 5 丁目障害者多機能型通所施設*	中野 5-3 の用地に民間活力を活用し整備	2	216
	重度障害者グループホーム*	旧療育センターアポロ園跡地（江古田 3-3）をはじめ区有地等に民間活力を活用し整備	2	216
庁舎等	区役所本庁舎	中野体育館跡地等に移転整備。中野区保健所を合築	3	260
	南中野地域事務所（移転）	中野富士見中学校跡を活用し開設。南部すこやか福祉センター、（仮称）南部スポーツ・コミュニティプラザを併設	1	240
	鷺宮地域事務所（移転）	鷺宮小学校再編後の跡地を活用し開設。鷺宮すこやか福祉センター、鷺宮区民活動センター、図書館を併設	4	240
未利用施設等	商工会館	現在の賃貸借契約終了後、売却	2	—
	中野区保健所（移転後跡地）	売却	3	—
	旧本郷保育園	売却	1	—
	温暖化対策推進オフィス	現在の賃貸借契約終了後、売却	2	—
	旧常葉少年自然の家	売却	1	—

※計画を進めていくうえで必要となる施設整備については、上記以外についても随時対応していく。また、上記以外の施設で、今後、未利用となる施設（複合化、集約化、機能転換など）については、将来の行政需要の変化を踏まえつつ、民間活用または区有施設の建替用地等として利用する。

参考資料 3

用語の意味

本文中で*印を付けてある用語について、五十音順で解説を示します。

用語・語句	掲載ページ	解説
あ行		
ISMS	236、263、 264	組織が情報資産を適切に管理・運用し、守るための仕組み。情報システムのセキュリティ対策だけでなく、情報資産を扱う際の基本的な方針（セキュリティポリシー）を定め、その方針に基づいた具体的な計画の作成・運用・見直しまでを含めた、包括的な仕組みのこと。
ICT・コンテンツ 関連産業	14、75、76、 80、200	ICTとは、「Information & Communication Technology」の略で、情報通信技術のことを指し、コンテンツとは、映像（映画、アニメ、TV番組）、音楽、ゲーム、書籍等の情報内容のことを指す。通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業などの他、デザイン業、著述・芸術家業、広告業、写真業、映画館や興行場・興行団など、ICT やコンテンツに関連する産業をいう。
アウトリーチ/ア ウトリーチ型（行 政）サービス	43、45、190、 210、233、 239、240、260	従来の窓口で相談・申請等を受けるサービスではなく、支援が必要な人の自宅等に出向き、相談・申請の受付等を行うサービス。
意思疎通支援	40、217	障害者と障害のない人の意思疎通のため、手話通訳、要約筆記（点訳、代筆、代読、音声訳等を含む）の多様な方法による支援。区の行う事業としては、手話通訳奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の派遣がある。
一時預かり事業	148	乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、日中の保育を認可保育所等において行う事業。

用語・語句	掲載ページ	解説
一時預かり事業 (幼稚園型)	149、150	通常の教育時間の前後や長期休業期間中に、希望する者を対象として実施している幼稚園の預かり保育のうち、子ども・子育て支援新制度に基づく事業。
一般就労	40、42、82、 83、217、219、 221	通常の雇用形態のことで、労働基準法などに基づく雇用関係による企業への就労のことを指す。これに対し、一般就労が困難な障害者のために、福祉的な観点から配慮された環境での就労で、障害者就労施設の利用者としての就労を福祉的就労という。
移動支援	38、40、184、 215	屋外での移動が困難な障害者（児）等への買い物、社会参加など、外出時の付き添い支援。
インバウンド	75	外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客。
運動遊びプログラム	161、162	中野区の子どもの実態を踏まえて区独自に作成した運動遊びの取組。
エコマーク	122	「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を考慮した、環境保全に資する商品を公益財団法人日本環境協会が認定する環境ラベルである。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。このエコマークを活用して、環境を意識した商品を選んだり、関係企業の環境改善努力を進めていくことなどを目的としている。
SNS	172、180	「Social Networking Service」の略。インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスのこと。代表的なサービスとして、「ツイッター」、「フェイスブック」などがある。
エネルギーマネジメント	11、22、58、 123	エネルギーマネジメントシステムのこと。情報通信技術（ICT）を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムを指す。

用語・語句	掲載ページ	解説
エリアマネジメント	11、56、57、59	住民・事業主・地権者等による自主的な取組。例えば、住宅地では建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持や、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織と、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりといった取組がある。また、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組がある。
LGBT	48、247	性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称であり、他の性的少数者を含まない。
延焼遮断帯	87	大規模な地震等において、市街地火災の延焼拡大を遮断する機能を果たす、道路、鉄道、公園、河川等の都市施設と、それらの沿道に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。
オープンスペース	15、84、88、306	公園・広場・緑地・街路・河川敷・公開空地(民有地内で周辺住民等の利用が可能な公開性のあるまとまった空地)などの建築物に覆われていない空間の総称。
オープンデータ	243、244	コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用することに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、区民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待されている。
か行		
カーボン・オフセット	122、266	区内での日常生活や事業活動に伴い排出し、削減努力をしても減らせないCO ₂ を、区外での植林や間伐などによるCO ₂ 吸収量で埋め合わせること。

用語・語句	掲載ページ	解説
介護予防・日常生活支援総合事業	184、185	介護保険法に定める地域支援事業の枠組みのひとつで、要支援１・２の方から元気な高齢者までを対象に、利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
基幹相談支援センター	212	地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的相談支援を実施。地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進や権利擁護・虐待の防止等の取組を行う。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	4	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織のこと。IPCCは、「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。
狭あい道路	15、19、102、104、105、107	幅員が４メートル未満の道路をいう。このうち建築基準法で指定された道路に面する敷地では、建築を行う場合に道路の中心線から２メートルまで建物を後退させて、道路空間を確保しなければならない規定がある。
共生社会	48、247	誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
行政評価	5、6、254、258	行政評価は、前年度の区の仕事について、区民生活の向上や業務の効率性の視点から、目標とする姿にどれだけ近づいたかを測る成果指標などをもとに評価し、事業の見直しや改善に反映する仕組みである。中野区では、区職員で評価するだけでなく、外部評価委員がヒアリングをもとに評価を行い、次年度の目標や予算編成等に反映させるとともに、結果を公表している。
居宅訪問型保育事業	146、147、303	地域型保育事業*の一つで、障害や疾病などにより集団保育が困難な児童を対象に、保護者の自宅に保育者を派遣し１対１で保育を行う事業。

用語・語句	掲載ページ	解説
緊急輸送道路	16、84、86、87、89	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と知事が指定する防災拠点（指定拠点）とを相互に連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。第1次：都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、重要港湾、空港等を連絡する路線。第2次：一次路線と放送機関、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線。第3次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線。
区民活動センター運営委員会	32、33、172	区内15か所にある区民活動センターは、地域住民による地域自治の活動の拠点であることから、その運営に住民の意向が柔軟に反映されるよう、町会・自治会から推薦された方を中核に地域ごとに組織された運営委員会のこと。それぞれのセンターの運営方針の協議をはじめ、区が委託する地域の自治活動や公益活動の推進、地域団体の連携の促進について、地域特性を活かし創意工夫を重ねながら主体的な取組を進めている。
グループホーム	40、184、186、215、216、231、292、303	（障害者グループホーム）身体・知的・精神障害者等に対して、家庭的な雰囲気のもと、主として夜間に、共同生活を営む住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を受けるサービスのこと。 （認知症*高齢者グループホーム）共同生活を送りながら、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、認知症*高齢者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、認知症*の進行を穏やかにし、安定した生活を支援するための施設やそのサービスのこと。

用語・語句	掲載ページ	解説
景観行政団体	97、98	景観法に基づき良好な景観形成のために景観施策を実施する自治体のこと。政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市区町村にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域区域においては都道府県がその役割を担う。景観行政団体は、景観法第8条に基づき「景観計画」を策定することができる。
健康寿命	188、196、198、199	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
広域避難場所	87、95	大地震による火災が拡大し、地域に危険が及ぶ可能性が生じた際の火災がおさまるまでの避難先として、東京都が指定。一定の広さや避難有効面積（火災により放射される熱の影響を考慮し、避難空間として利用可能な部分の面積）を有することなどが指定の条件。中野区民を対象とした広域避難場所は、中野区内10か所（うち一部隣接区3か所）、新宿区3か所の、計13か所。
公会計改革	49、257	中野区がめざす公会計改革は、複式簿記・発生主義会計の導入により資産・負債などの正確な財務情報を「見える化」し、区政経営に有効活用することをねらいとしている。具体的には、総務省から示された新たな統一的基準による事業別・施設別等の財務書類を作成し、コスト分析や他団体比較等、新たに得られた財務情報により、職員のコスト意識を高め、業務の見直し・改善等を進めていく。
公共施設総合管理計画	261	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。施設の現状把握、中長期的な関連経費の算定、管理等に対する基本方針を内容とする。
合計特殊出生率	137、142、282、286、287、288	合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

用語・語句	掲載ページ	解説
交通の結節点	63	交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことをいう。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場やバス交通広場などが挙げられる。
交流拠点	11、54、55、57、60、61	中野区都市計画マスタープランの「まちの骨格」において、「まちの拠点」のひとつとして設定。交流拠点は、東中野駅周辺、中野坂上駅周辺、新中野駅周辺、新井薬師前駅周辺、野方駅周辺、鷺ノ宮駅周辺などを指し、商業・業務施設や交流など集いの場、地域に根差した文化活動の場などの集積を図り、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点として育成・整備していくこととしている。
個人番号カード	228、235、236	「マイナンバー制度」を参照。
子育て短期支援事業	148	保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設において子どもの養育を行う事業。宿泊を伴うショートステイと仕事等により夜間の養育を行うトワイライトステイがある。
子育てひろば	27、139	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
個別避難支援計画	20、33、113、115、175、300	災害時に一人では避難等が難しい方が、確実・迅速に避難できるよう、安否確認や避難の支援をする方を予め決めることを核とした避難支援に係る計画のこと。
コミュニティソーシャルワーク	172	支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整したりする等の活動。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	16、34、84、93、94、184、185、186、232	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅のこと。

用語・語句	掲載ページ	解説
サービス等利用計画	40、147、210、212、213、301	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況などを勘案し、指定特定相談支援事業者*が作成するサービスの利用計画。
災害時業務継続地区（BCD）	57	都市機能が集積しエネルギーをより高い密度で消費する拠点地区で、災害時に自立型のエネルギー源の確保により、エネルギーの安定供給を確保する地区。BCD は、「Business Continuity District」の略。
災害時避難行動要支援者	20、113、115、175	災害時に一人では避難等が難しく、安否確認や避難支援が必要となる方のこと。災害対策基本法の改正を踏まえ、要介護の方や障害者の方をはじめ、70 歳以上の独り暮らしの方・75 歳以上の高齢者のみ世帯の方など、支援が必要となると考えられる方々を平成 26 年度に「災害時避難行動要支援者名簿」として登載し、平成 27 年度から実態把握と個別避難支援計画*の作成のための訪問調査を進めている。
再生可能エネルギー	21、22、49、119、121、262	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
在宅医療介護連携推進協議会	180	区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制のあり方について協議するため設置されている会議体。
サステイナブル	21、119、129	持続可能であるさま。環境や資源に配慮した、将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で社会発展を進めようとする事。
産学公金の連携	14、80、81、83	まちの発展や区内産業の活性化に向けて、民間企業や NP0（産）、大学などの教育研究機関（学）、国や都、区などの行政機関（公）、金融機関（金）が相互の強みを活かして連携することをいう。

用語・語句	掲載ページ	解説
事業所内保育(事業)	150、303	企業などが、従業員の子どもの保育を提供する事業。地域型保育事業*として、従業員の子どものほか一般の子どもにも保育を提供するものと、認可外保育事業として従業員の子どものみを保育するものの2つの類型がある。
指定特定相談支援事業所	212、300	障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画*を作成し、一定期間ごとにモニタリング(サービス等利用計画*の実施状況の把握等)を行う事業所。
若年無業者	42、220、221	内閣府の若年無業者に関する調査(中間報告)で、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義している。
障害児通所支援事業	147	児童発達支援、放課後等デイサービス支援及び保育所等訪問支援を行う事業。
障害者相談支援事業所	177、180、210	地域で自立生活をするために障害者をサポートする相談窓口。身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等とその家族を対象として、相談からサービスの利用調整等の総合的なケアマネジメントを、様々な社会資源や地域ネットワークを活用して行う。
障害者多機能型通所施設	216、292	障害者の日常生活の介護や就労支援など複数の障害福祉サービスを一体的に提供する施設。
情緒障害等通級指導学級	29、158、159	情緒障害や自閉症、発達障害のある子どもが、週に数時間程度、在籍校から通級して指導を受ける学級。一人ひとりに応じた課題を設定し、小集団活動と個別指導を組み合わせた指導を行う。
スクールソーシャルワーカー	159	いじめや不登校、虐待への対応のため、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、関係機関等と連携しながら、子どもを取り巻く環境に働きかけ支援を行う者。
スポーツ推進委員	189、190、191	地域スポーツ*の普及・振興を図るための実技指導や指導助言、スポーツ推進事業の実施に係るコーディネーターとして、地域スポーツ振興に関わる役割を持つ。スポーツ基本法に基づき2年の任期で委嘱される非常勤公務員。

用語・語句	掲載ページ	解説
生産年齢人口	2、10、32、76、253、283、311	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口を指す。なお、0～14 歳で構成される人口を「年少人口」、65 歳以上で構成される人口を「老年人口」としている。
成年後見制度	34、40、177、178、179、180、181、182、212、213	判断能力の不十分な成年者（認知症*高齢者、知的障害者、精神障害者）を保護・支援するための制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。
西武新宿線連続立体交差事業/連続立体交差化	10、11、13、54、55、60、61、62、72、104、277	踏切が連続している鉄道の一定区間を、高架化または地下化することにより、多数の踏切除去や、道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現する事業をいう。本事業により「開かずの踏切」による踏切渋滞の大幅な解消、鉄道による市街地分断の解消、踏切事故の解消などが図られる。西武新宿線の中井駅から野方駅間の事業が着手されている。
た行		
第三者評価	44、156、157、231、232	事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいう。
体力テスト(中野スタンダード)	160	体力テストの種目は、小学校 8 種目、中学校 9 種目（・握力 ・上体起こし・長座体前屈 ・反復横跳び・22mシャトルラン ・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ）【中学校種目】・持久走〔男子 1500m、女子 1000m〕。これらの種目において、児童・生徒に身に付けさせたい生活習慣、体力、運動の能力の到達目標として示したものを中野スタンダードとしている。

用語・語句	掲載ページ	解説
地域医療圏	209	医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと。一次医療圏は身近な医療を提供する区市町村を単位として設定され、二次医療圏は一般的な医療サービスを提供する医療圏として設定される。中野区は新宿区、杉並区と同一医療圏（東京都 区西部医療圏）として設定されている。
地域開放型学校図書館	31、168、290	学校図書館を地域住民等に利用できるようにする事業。
地域型保育事業	150、296、300、306	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応することをねらいとした区市町村による認可事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育*、事業所内保育*がある。
地域スポーツ	190、195、301	記録や勝敗を競う競技スポーツではなく、地域で行われる、年齢、興味・関心に応じて、誰もが気軽に親しみ、楽しむスポーツのこと。健康づくりや地域の交流、生きがいづくりにつなげていく。
地域スポーツクラブ	160、162、189、190、191、193、195	区民がそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて運動・スポーツに親しみ、健康づくりをする機会を身近な地域で提供する団体のこと。区内4か所のスポーツ・コミュニティプラザを核に、区内全域を視野に活動の展開を図る。
地域生活支援拠点	40、184、186、215、216	障害者の高齢化や重度化、「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の「機会」と「場」（一人暮らし、グループホーム*等）、③緊急時の受入れと対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点・コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホーム*や障害者支援施設に付加した拠点または地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制。

用語・語句	掲載ページ	解説
地域猫	129、133、134	飼い主のいない猫のうち、地域住民の認知と合意のもと、地域ルールに基づき適切な餌やりや不妊去勢手術、糞尿の処理などの管理がなされているもの。数を増やさず、一代限りの命を地域で大切に見守ることをめざす。
地域包括ケア	34、170、178、179、180	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、見守りや医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	177、180、184	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、権利擁護、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援などを総合的に行う中核拠点で、各区市町村が設置している。
地域密着型サービス	231、303	住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分。地域密着型サービスは、原則として、居住している区市町村内でのみサービスの利用が可能。
地区計画	56、62、86、87、88、89、105	建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる都市計画法に基づく制度。この制度では、地区レベルにおけるまちづくりを行うことを目的として、街区や住区を単位とした規制や誘導の取り決めを行うことにより、道づくり、家づくり、ルールづくり、景観づくりなどのまちづくりを総合的に行う。
超高齢社会	36、188、196、225、245、248、288	総人口に占める高齢者の割合が、高齢社会よりも高くなった状態をいう。明確な定義はないが、WHOでは65歳以上の人口の比率が21パーセントを上回った社会をいう。高齢化社会：7～14%、高齢社会：14～21%。
長寿命化計画	100	インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画のこと。

用語・語句	掲載ページ	解説
調節池	19、104、106	集中豪雨などの局地的な大雨により上昇した河川の洪水を一時的に溜め、下流域の氾濫を防ぐための施設のこと。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	34、184、185、232	介護保険法による地域密着型サービス*の一つで、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
低炭素社会	21、22、117	社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO ₂ の排出を抑制し、吸収作用を保全・強化した社会のこと。
デジタルサイネージ	12、69、171	屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して、広告や各種案内を表示するものを指す。従来のポスターや看板と異なり、通信ネットワークや電子媒体を利用することで、表示内容をリアルタイムで更新したり、複数の広告を配信したりすることができる。
東京シニア円滑入居賃貸住宅	93	東京都で定める一定の基準を満たす、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅のこと。
特定健診	197、204、205、229	生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目になっている。実施年度において40歳から74歳となる医療保険の加入者が対象。
特別支援教育	29、158	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
特別養護老人ホーム	34、185、186、232	65歳以上で、身体上または精神上の介護を常時必要とし、かつ、居宅においても常時の介護を受けることが困難な高齢者に対して、入所サービスを提供する施設。要介護者（原則として、要介護3以上の方）が対象。

用語・語句	掲載ページ	解説
都市型軽費老人ホーム	184、185、232	ひとり暮らしを続けることが不安な高齢者を対象とした、食事の提供、見守り付きの高齢者施設。所得の低い高齢者でも安心して生活できるよう、収入に応じた減免措置がある。
都市居住型誘導居住面積水準	92	世帯人数に応じて、多様なライフスタイル*に対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定している。
都市計画道路	15、19、102、104、105、107	都市計画法に基づき都市計画において定められた計画道路。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力ある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割を果たし、下水道、地下鉄、自動車専用道路などの収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設。
土地区画整理事業	19、58、91、104、105、277	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいう。
トワイライトケア	184、215	日中活動終了後から活動の場等を提供するサービス。
な行		
なかの里・まち連携事業	265、266	地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かして弱みを補うことによって課題の解決をめざし、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用した様々な連携事業を行う。
二次避難所	113	災害時に、避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった、高齢者や障害者、被災孤児等について、避難所で十分な救援、救護活動が出来ない場合に、高齢者や障害者等の施設に開設する避難所のこと。
二地域居住	51、265、266、267	都市の住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。

用語・語句	掲載ページ	解説
認可小規模保育事業所	138	地域型保育事業*の一つで、主として 0～2 歳児を対象として、少人数（定員 6 人～19 人）のきめ細かな保育を行う事業。
認知症	34、177、178、179、180、186、232、297、302	いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで認知機能（物事を記憶する、言葉を使う、計算する、深く考えるなどの頭の働き）が低下し、様々な生活のしづらさが現れる状態。
認知症サポーター	34、180	養成講座を受け、認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援していく。具体的には友人や家族に講座で学んだ知識を伝えていくことや、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努めることが期待される。
認知症初期集中支援チーム	182	医師・看護師等の複数の専門職からなる支援チーム。チーム員が認知症の人とその家族を訪問し、チーム員会議の方針をもとに、包括的・集中的に関わることにより、適切な医療や介護サービスにつなぐ等の支援を行う。
認定観光資源	12、66	区が観光に益すると認定した、歴史・旧跡、自然・景観、食・特産品などの多様な地域資源。
認定こども園	149、150、289	保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育を提供する施設。認可形態により、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の 4 つの類型がある。
は行		
バーチャル区役所	45、239	電子手続の拡大やモバイル端末等の活用により、直接区役所に来庁しなくても、各種サービスや手続等が利用できるインターネット上の仕組み。
徘徊高齢者探索サービス事業	184、185	専用端末機を貸与して探索システムにより徘徊時における徘徊高齢者の位置情報を提供するサービス。認知症の徘徊高齢者の早期の発見と安全の確保や介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。
BCD	57、58、123	「災害時業務継続地区」を参照。

用語・語句	掲載ページ	解説
PPP	258、261	公と民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つで、指定管理者制度、公設民営等も含まれる。
ビッグデータ	243	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。モバイル端末を通じて個人が発する情報、コンビニエンスストアの購買情報、カーナビゲーションシステムの走行記録、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ちあわせている。
病診、診診連携	39、207	（病診連携）かかりつけ医のいる診療所と専門医のいる病院との連携のこと。 （診診連携）内科のかかりつけ医と整形外科のかかりつけ医の連携のように診療所間の連携のこと。また、在宅療養を行っている医療機関を中心に、24 時間 365 日体制維持・強化のために、診療所同士が連携することを含む。
副籍制度	158	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
プッシュ型の行政サービス	233	区民のライフステージ*等を踏まえ、利用可能なサービス情報等を、本人からの問合せ等の有無に係らず、区役所の側から知らせることなどをいう。基本的には情報システムを活用。

用語・語句	掲載ページ	解説
不燃化促進事業	87、89	建築物の不燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることができる。そのため、防災上重要な避難地や避難路の周辺を不燃化促進区域に指定し、その区域内で耐火建築物を建築する場合又は建築物を除却する場合に、建築費又は除却費の一部を助成する事業のこと。
不燃化特区	87、88	東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」に基づき、木造住宅密集市街地のうち、大地震が発生した際に特に大きな被害が想定される地域を対象に平成 32 年度までに重点的・集中的に改善を図るべき地区として、東京都から指定された地区。
不燃領域率	86	市街地のまちの燃えにくさを表す指標で、対象地区内の道路、公園などのオープンスペース*や燃えにくい建物及び建築敷地が占める割合を基に算出。不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。
HEMS	121、123	住宅に設置されるエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステム「Home Energy Management System」のこと。
BEMS	121	ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム「Building Energy Management System」のこと。

用語・語句	掲載ページ	解説
放課後子ども教室	161	放課後や学校休業日に学校施設などを活用し、スポーツや文化活動、創作活動、異年齢の子どもたちが自由に遊ぶための場など、幼児から小・中学生が誰でも参加できる多様な居場所づくりを行う。区民団体への委託により実施している。
舗装性状調査	105	道路の舗装状況、陥没の恐れのある空洞等に係る調査。
ま行		
マイナポータル	47、235、236、241、243、243	「マイナンバー制度」を参照。
マイナンバー制度	43、45、47、233、235、237、241、243、254	マイナンバーは、住民票を有するすべての人に一意の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。期待される効果として、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担の公平化、不正な受給の防止、また、行政手続の簡素化による負担の軽減、行政の事務効率の向上等があげられる。 マイナポータルは、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム。
まな VIVA ネット	165、201	中野区が区民の生涯学習活動を支援するために、中野区内を中心に活動している生涯学習団体及び人材の活動内容などを紹介しているサイト。運営は文化施設指定管理者が行っている。
みどりのネットワーク	18、96、99	規模の大きな公園や緑地を「核」とし、その核を結ぶ軸上に沿道緑化や民間緑化を進めることで、全体としてつながりのあるネットワークを構築する考え方。

用語・語句	掲載ページ	解説
みどり率	127	特定の地域で緑が地表を覆う部分に、公園内の緑に覆われていない区域及び河川等水面を加えた面積が、地域全体に占める割合。東京都がみどりの量の指標として設定したもの。
民泊	68、69、79	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供すること。業として宿泊料を受けて人を宿泊させる場合、旅館業法上の許可が必要となる。
や行		
ユニバーサルデザイン	38、47、48、57、58、68、108、198、202、203、217、241、243、244、245、247、248、249、259、261	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をはじめからデザインし、ものやサービス提供などに配慮する考え方をいう。
要保護児童対策地域協議会	27、145、146、147	虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護のため設置する。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施している。
ら行		
ライフサイクルコスト	261	製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。建物以外には土木構造物（橋梁、舗装、トンネル）等にも適用されている。費用対効果を推し量るうえでも重要な基礎となり、初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。

用語・語句	掲載ページ	解説
ライフサポート 関連産業	14、75、76、 80	少子高齢化の進展に伴い、今後ともニーズの増加や多様化が見込まれる産業で、健康・医療・福祉・介護、子育てや教育の支援、創業や就労の支援、地域課題の解決に資する事業など、人々の生活を様々な形で支え、日常の暮らしを豊かにするサービスや事業を展開する産業をいう。
ライフスタイル	21、22、27、 28、51、75、 82、84、119、 120、121、148 149、183、188 265、306	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	16、34、47、 49、51、85、 92、171、179、 196、213、243 255、256、267 308	年代別にみた生活状況をいい、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。
リノベーション	16、35、84、 93	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。類似概念にリフォームがあるが、こちらは古くなったものを新築状態等に戻すことで、修復の意味合いが強い。
利用者支援事業	27、139、148	子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
レスパイト	181、215	障害者や高齢要介護者などを在宅でケアしている家族の精神的疲労を回復させるための休養。
労働力人口	2	生産年齢人口*のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計。
ワークライフバランス	49、256	「仕事と生活の調和」のことで、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。